

令和元年第413回定例会

矢 吹 町 議 会 会 議 録

令和元年 6 月 14 日 開 会

令和元年 6 月 24 日 閉 会

矢 吹 町 議 会

令和元年第 4 1 3 回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月14日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	5
議員派遣報告	6
町政報告	6
報告第 1 号の上程、説明、質疑	8
報告第 2 号の上程、説明、質疑	8
報告第 3 号の上程、説明	9
承認第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	9
承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8
承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1
承認第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2
承認第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3
承認第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4
議案第 3 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
議案の上程、説明（議案第 2 3 号～議案第 2 9 号、議案第 3 1 号及び議案第 3 2 号）	3 0
散会の宣告	3 1

第 2 号 (6月17日)

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 3

欠席議員	3 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 3
職務のため出席した者の職氏名	3 4
開議の宣告	3 5
議事日程の変更	3 5
総括質疑	3 5
議案・請願の付託	3 5
散会の宣告	3 6

第 3 号 (6月18日)

議事日程	3 7
本日の会議に付した事件	3 7
出席議員	3 7
欠席議員	3 7
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3 7
職務のため出席した者の職氏名	3 7
開議の宣告	3 9
一般質問	3 9
薄 葉 好 弘 君	3 9
富 永 創 造 君	5 2
三 村 正 一 君	6 4
安 井 敬 博 君	7 8
会議時間の延長	9 1
青 山 英 樹 君	9 2
散会の宣告	1 0 5

第 4 号 (6月24日)

議事日程	1 0 7
本日の会議に付した事件	1 0 7
出席議員	1 0 7
欠席議員	1 0 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 8
職務のため出席した者の職氏名	1 0 8
開議の宣告	1 0 9
議事日程の報告	1 0 9

議案第23号、第24号、第25号、第29号、請願第1号、第2号、第3号の委員長報告、 質疑、討論、採決	109
議案第26号、第27号、第28号の委員長報告、質疑、討論、採決	114
議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決	116
議案第31号の委員長報告、質疑	117
議案第31号に対する修正動議	119
議会運営委員会委員長の報告	123
議案第31号の討論、採決	123
会議時間の延長	127
日程の追加	128
同意第1号の上程、説明、採決	129
同意第2号の上程、説明、採決	129
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
閉会中の継続調査の申出について	132
議員の派遣について	132
閉会の宣告	132
署名議員	133

令和元年 6 月 1 4 日（金曜日）

（第 1 号）

令和元年第413回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和元年6月14日(金曜日)午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 町政報告
- 日程第5 報告第1号 平成30年度矢吹町継続費繰越しの報告について
- 日程第6 報告第2号 平成30年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第7 報告第3号 出資法人の経営状況について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号))
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第14 議案第30号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案の上程
- 議案第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第31号・第32号
- (町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1 番	富	永	創	造	君	2 番	三	村	正	一	君
3 番	安	井	敬	博	君	4 番	加	藤	宏	樹	君
5 番	薄	葉	好	弘	君	6 番	鈴	木	一	夫	君
7 番	青	山	英	樹	君	8 番	鈴	木	隆	司	君
9 番	栗	崎	千	代	松	君	1 0 番	熊	田	宏	君
1 2 番	藤	井	精	七	君	1 3 番	角	田	秀	明	君
1 4 番	大	木	義	正	君						

欠席議員（1名）

1 1 番 吉 田 伸 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	代表監査委員	佐 藤 昇 一 君
企画総務課長	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君	会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君
保健福祉課長	泉 川 稔 君	産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 藤 豊 君
都市整備課長	福 田 和 也 君	教育次長兼 教育振興課長	氏 家 康 孝 君
子育て支援 課 長	国 井 淳 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美 副 局 長 加 藤 晋 一

◎開会の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第413回矢吹町議会定例会を開会いたします。

なお、11番、吉田伸君より、都合により本日は欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大木義正君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

2番 三 村 正 一 君

3番 安 井 敬 博 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大木義正君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程については、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、おはようございます。議会運営委員会より報告をさせていただきます。

第413回矢吹町議会定例会が本日6月14日に招集になりましたので、それに先立ちまして、6月12日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議いたしました。

協議に入る前に、町長から提出の議案につきまして企画総務課長から説明を求め、さらに、議長から提出された日程案については議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日から6月24日までの11日間とし、会議日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加案件等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議をすることにいたしますので、議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。よろしく審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は本日6月14日から6月24日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月14日から6月24日までの11日間に決定しました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（大木義正君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、去る6月3日に開催されました福島県町村議会議長会令和元年度定期総会の席上、福島県町村議会議長会会長から、特別功労者として角田秀明副議長、栗崎千代松議員、熊田宏議員が、また自治功労者として青山英樹議員、鈴木隆司議員が表彰されました。

それでは、表彰されました議員への伝達を本席において行います。事務局長から名前をお呼びいたしますので、演壇前にお進みください。

なお、伝達終了後、記念撮影をいたしますので、しばらくお待ちください。

暫時休議いたします。

（午前10時05分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前10時11分）

○議長（大木義正君） 配付資料等についてご説明いたします。

本定例会の議案書、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会令和元年度定期総会における議案書等の写し、請願文書表等並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

次に、意見書の送付について報告いたします。

さきの3月定例会において議決されました発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書につきましては、3月19日付で各関係機関に送付いたしました。

◎監査報告

○議長（大木義正君） これより、例月出納検査の結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、平成30年度2月分を3月15日に、3月分を4月24日に、平成30年度及び平成31年度4月分を5月24日に、それぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、平成31年1月1日から3月31日までの第4・四半期分を4月25日に行いました。

検査に当たっては、会計管理者及び都市整備課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものと認めました。

なお、詳細につきましては、報告書をごらんいただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（大木義正君） 以上で、代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（大木義正君） 次に、私から、令和元年5月31日に開催されました令和元年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告いたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、新しい組合役員並びに組合議員の紹介が行われ、次に、組合議会正副議長の選任に関する申し合わせ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に藤田利春中島村議会議長が、副議長には大縄武夫塙町議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は2件であります。

議案第7号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。筒井孝充白河市議会議長が同意されました。

最後に、議案第8号 令和元年度白河地方広域市町村圏整備組合一般会計補正予算（第1号）が原案のとおり議決されました。詳細については、お手元に配付したとおりであります。

以上で、組合議員からの報告を終わります。

次に、令和元年6月3日に開催されました福島県町村議会議長会令和元年度定期総会についてご報告いたします。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、猪苗代町議会、三春町議会、富岡町議会が、そして町村議会議員特別功労者として25名の方々、自治功労者として49名の方々が表彰され、村上会長から優良町村議会に、そして特別功労者、自治功労者にあつては、その総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告1件、議案3件及び選挙3件が提出されました。

報告第4号については、2月の総会以降において異動のあった役員について、理事会により選任された旨の報告があり、承認されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された23件の議題についての審議がありましたが、そのうち、西白河町村議会議長会から提出された第12号及び第13号を初め、その他各地方町村議長会から提出された要望についても、全件原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 決議について及び議案第6号 特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第1号、第2号、第3号が提案され、会長に渡邊一夫川内村議会議長、副会長に鈴木久一磐梯町議会議長、大縄武夫埴町議会議長、監事に遠藤義夫大玉村議会議長、古川庄平会津坂下町議会議長、上遠野健之助平田村議会議長がそれぞれ選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、令和元年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて、私からの報告を終了いたします。

◎議員派遣報告

○議長（大木義正君） 次に、会議規則第122条第1項の規定により、議員の派遣について報告いたします。

派遣の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。

以上で、諸般の報告は終了いたします。

◎町政報告

○議長（大木義正君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、おはようございます。

第413回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、大木議長を初め議員の皆様にご挨拶申し上げます。また、傍聴者の皆様には大変ご苦勞さまでございます。

なお、町政報告をさせていただく前に、一言発言させていただきます。

去る6月3日に開催された福島県町村議会議長会定期総会において、福島県町村議会議長会会長から、角田秀明副議長、栗崎千代松議員、熊田宏議員が特別功勞者として、また、青山英樹議員、鈴木隆司議員が自治功勞者として表彰されましたこと、町を代表いたしまして心よりお祝い申し上げます。今後も町政の振興、発展のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第413回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告させていただきますので、ご了承ください。

1ページをごらんください。

初めに、復興関連事業についてであります。

矢吹駅周辺地区都市再生整備計画事業についてであります。矢吹町複合施設整備事業につきまして、本年3月に矢吹町複合施設実施設計が完成いたしました。この実施設計に基づき、3月18日に制限つき一般競争入札を行い、高田・伸和・平成特別共同企業体が落札し、3月定例議会において議決を受け、工事請負本契約を締結いたしました。

また、4月25日には、建設予定地にて矢吹町複合施設安全祈願祭がとり行われ、安全な工事の進捗と完成を参加者一同で祈願したところであります。

矢吹町複合施設につきましては、「集い・学び・遊び・育む・フロンティア広場」をキャッチフレーズに、子供から高齢者まで年代を超えて多くの町民が楽しく学び、育ち、ともに助け合い、それぞれがくつろぎ、矢吹の伝統文化を伝え、みんなで交流できる生涯学習の拠点として、令和2年度のオープンに向け、工事期間中の安全管理を徹底し、さらなる事業の進捗に努めてまいります。

次に、矢吹町屋内外運動場「未来くるやぶき」についてであります。平成27年3月27日にオープンし、昨年3月24日に来場者数15万人を達成した後も順調に来場者数を伸ばし、本年3月10日には来場者数20万人を達成いたしました。記念すべき20万人達成の感謝を込めて、3月24日に記念セレモニーを開催し、来場者の方々と一緒にくす玉割りや記念撮影などを行いました。また、同日にはオープン4周年を記念したイベントも開催され、参加した子供たちは、ピエロの愉快的なパフォーマンスで盛り上がり、楽しんでおりました。

今後も、子供たちの笑顔があふれ、楽しく元気になる施設を目指してまいりますので、皆様のご来場及び応援をよろしくお願いいたします。

4ページをごらんください。

次に、行政区長委嘱状交付式及び区長会総会についてであります。4月12日、今年度の行政区長94名の方々に委嘱状を交付し、引き続き区長会総会が行われました。

総会では、昨年度の事業、決算報告の承認及び今年度の事業、予算の議決の後、大野康統会長を初め、副会長、幹事等15名の新役員が選出され、今年度の各種事業がスタートいたしました。区長会を通して多くの皆様の意見を町政に反映したいと考えており、区長会の皆様方には各種事業にご協力いただく予定としております。

次に、行政区サポーター制度についてであります。本制度は、まちづくりの共助における協働範囲を拡充させるため、地域活動を行う行政区と町職員が地域の課題や問題等を一緒に考え、その対応策等を協議する取り組みであります。今年度は試行3年目として、4月から全ての行政区を対象に町職員を配置し、行政区長からの意見や要望の窓口として、また、地域が開催する会議への参加や助言等を通じて、地域活動のサポートを行います。

次に、矢吹町泉崎バスストップ整備事業についてであります。国庫補助事業である社会資本整備総合交付金を活用し進めている東北自動車を運行する高速バスの停留所の整備につきまして、下り線の建築工事が本年2月末に完成し、上り線においては、昨年11月から建築工事及び土木工事、昨年12月から駐車場整備工事を行っております。関係機関との協議等に時間を要したため、明許繰り越しを行い、本年6月末の工事完成を目指し、鋭意施工中であります。

なお、供用開始については本年8月1日を予定しております。

次に、コミュニティ・スクール推進事業についてであります。本年4月より、町立の幼稚園、小学校、中学校全てを対象とする1つの学校運営協議会が設置され、それぞれの学校がコミュニティ・スクールとして新たなスタートを切りました。5月14日には、第1回学校運営協議会全体会が役場大会議室で開催され、各学校の今年度の運営方針の説明がなされ、協議会で承認されました。

今後、学校と地域住民とが目標やビジョンを共有し、地域一体となって子供たちを育む、地域とともにある

学校づくりを進めてまいります。

ここまで、町政報告から6点を抜粋し報告申し上げました。矢吹町の力強い復興、そして地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

その他の23項目については、お手元に配付いたしました第413回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第5、これより報告第1号 平成30年度矢吹町継続費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第1号 平成30年度矢吹町継続費繰越しの報告についてであります。本件は、平成30年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました複合施設整備事業を、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第1号 平成30年度矢吹町継続費繰越しの報告については、地方自治法施行令第145条の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（大木義正君） 日程第6、これより報告第2号 平成30年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

報告第2号 平成30年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、平成30年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました道路等側溝堆積物撤去処理事業、バスストップ整備事業等、また、平

成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計予算において計上いたしました農業集落排水処理施設機能強化事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、繰越計算書のとおり翌年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

報告第2号 平成30年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（大木義正君） 日程第7、これより報告第3号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

報告第3号 出資法人の経営状況についてであります。本件は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容については、令和元年事業年度事業計画、平成30事業年度事業報告、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの損益計算書、平成31年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

以上です。

○議長（大木義正君） 報告第3号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため、質疑、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計

補正予算（第6号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ2億2,539万9,000円を減額し、総額を87億4,212万円とするとともに、繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、地方交付税2,561万3,000円、繰入金1億393万6,000円をそれぞれ増額し、国庫支出金3億3,373万7,000円、町債1,820万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を、東日本大震災復興交付金に係る公共施設等整備基金原資積立金等により2,990万4,000円の増額、土木費を、道路等側溝堆積物撤去処理事業等により2億5,633万1,000円減額するものであります。

繰越明許費補正の内容につきましては、道路台帳整備事業等の3事業について、年度内完了が困難なことから総額951万2,000円を追加し、また、寺内集会所建設事業については増額変更するものであります。

地方債補正の内容につきましては、災害援護資金貸付金債250万円、道の駅整備事業債1,570万円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

1番。

○1番（富永創造君） それでは、今発言がありました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））について質問させていただきます。

この中で、社会資本整備総合交付金事業補助金、そこで複合施設にかかわる補助金の年度間組み替えというのが行われております。額にしますと1億9,980万6,000円、国・県支出金、これをなしにして、そして一般財源のほうからの組み替えと理解しておりますけれども、この額が億を超えております。そういった中で専決で処理されたという背景とその法的根拠を説明お願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の質問にお答えいたします。

今回の専決処分についての背景と根拠というお話ではありますが、背景につきましては、議員の皆様ご承知のとおり、この複合施設の工事請負契約の締結日が議会最終日の3月19日でありました。その額が確定するのもその時期になりますので、その時期からして、補助金の国からの支出というものが、我々の予算の中で歳入として見込めるのかどうかというところにつきましては、都市整備課の担当者と県の担当者と詰めてまいりまして、3月25日以前に予算編成をする上では歳入欠陥を避けなくてはならないということがありましたので、今回、平成30年度予算から国庫補助金を令和元年度の国庫補助金に組み替えするようなことで、この専決処分をさせていただきまして、本定例会に提出しております一般会計補正予算（第1号）に国庫補助金で上程させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） では、契約上において、予算の欠陥というんですか、契約の欠陥というのか、今の説明の中で、歳入欠陥というんですね、それが生じるおそれがあるということで、専決で予算を組んだということなんですけれども、ここにおいて、我々議員にそれなりの説明と、それと内容の討議ですね、議論、そういった機会というものがあったのではないのかなと。先ほどの背景のほうはわかりましたけれども、法的、いわゆる専決するに当たっての法的根拠、これはどうなっているのか、再度質問いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の質問にお答えいたします。

先ほど法令等の根拠につきましては詳しくご説明申し上げませんでしたので、説明申し上げます。

財政調整基金の管理運用に関しましては、矢吹町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第5条におきまして繰替運用を規定し、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」というふうに定めております。

平成30年度の予算執行におきまして、複合施設建設に係る国庫補助金につきましては、国の繰り越し手続がおくれる見込みでありました。実際、支払いは7月の末になるというふうに聞いております。このことから、先ほど申し上げました当該条例の第5条を根拠に、基金の一部をこれに充てる基金の繰りかえ運用について補正予算を編成いたしまして、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったものでございます。

以上です。

〔「あと議員に相談というか、報告する時間があつたのではないかという」と呼ぶ者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） 先ほどの町長からの提案理由の説明の中で、専決処分の日にちが3月25日であります。3月25日付ということをご理解いただきまして、これの専決処分をしたものについては、直近の議会で報告する、承認をいただくという決まりになっておりますので、今回、承認を求める議案として提出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質問。

○1 番（富永創造君） 最後に、今の直近の議会で説明をすると、その法的根拠というのは何なのか、具体的に説明願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員のご質問にお答えいたします。

先ほど町長提案理由の説明で申し上げましたように、この処分そのものにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定であります、この報告につきまして、直近の議会で報告、承認していただくということについては、同条、179条第3項の規定に基づいております。

以上です。

○議長（大木義正君） これで打ち切ります。

ほかに質疑ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、ただいま同僚議員からも質疑がございましたが、関連する内容でお尋ねいたします。

専決処分ということで、専決処分を行う、あるいは専決処分を行う必要性というものに関しては、議会が成立しないとか、会議を開くことができない、または議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになった、あるいは議会が議決すべき事件を議決しなかったときというような理由がございます。その理由の4項目ある中のうちのどれに当てはまり、そしてその理由としましては、今、同僚議員が言いました、国からの予算の入る見込みがなかったという理由のために専決処分となったのかの確認をしたいと思いますので、ご答弁いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

最終の補正予算の専決処分につきましては、例年させていただいております。させていただくことにつきましては、さきの議会の最終日に町長から議員の皆様をお願いをしているところでございます。

例年、3月定例会の最終日から専決処分の日にちにつきましては、非常に短い期間でありますので、例年のことでもありますし、確かに金額的には1億9,000万という金額ではありますが、事業内容が変わるわけではなく、専決処分で国庫補助として次年度の補正予算で計上する内容であり、事業計画に大きな変更等は全くないものでありますので、専決処分として今回提出させていただきました。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 私が質問したのは、179条によるところの専決処分の理由でございます。前の議会におきましてお願いしているとか、そういうことではなくて、専決処分が行われる法的要因というものが179条で4項目ありまして、そのどれに当てはまるかということをお尋ねしました。

それともう1点が、背景として同僚議員に答弁をされておりますけれども、1億9,000万何がしの見込みがなくなったことによる変更というものが、今回専決処分を行った背景、理由ということで確認を求めたものでございますが、改めて答弁のほどお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、議会の最終日、19日だったかと思えますけれども、そこから専決処分をした日付が25日になっておりますので、結論といたしましては、議会を開催するいとまがなかったということでご理解いただきたいと思います。

なお、専決処分の内容、背景といたしましては、国庫補助金の年度内予算への収入の見込みが非常に困難であるということで、専決処分での処理をさせていただきました。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質問ありますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） ただいま答弁いただいた中で、前定例会において、3月19日の契約等によって25日に専決をしたと、その期間の中にあつて議会を招集するいとまがなかったと、時間的余裕がなかったということですが、25日に専決処分をしたという、その期間が、時間がなかったという理由にはならないのではないかと。それ以降、今回のこの6月定例会までの間に緊急を要するとか、その間において、25日の専決を、理由ではなくて専決はもうしちゃったわけですから、ですから、3月19日以降の6月定例議会までに議会を招集する、そういう時間的余裕がなかったというのが正しい理由ではないのかなというふうに思いますが、その点について確認をしたいと思います。ご答弁願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の質問にお答えいたします。

予算につきましては年度でございます。ですので、補正予算を組めるのは3月31日までになっておりますので、3月19日から、3月の中で議会を開催していただいて補正予算を組むということについては非常に難しいということで、専決処分をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） これで、7番の質疑は打ち切ります。

ほかに質疑ございませんか。

2 番。

○2 番（三村正一君） 2 番、三村です。

私も、先ほどから話がありました繰り越しの関係での質問をいたしたいと思います。

私が議員になってから一般会計の6月の議会の補正の状況を見ましたところ、28年6月には一般会計の補正がございませんでしたが、29年6月には6,769万7,000円、30年6月には、昨年ですが、1億3,959万9,000円のそれぞれマイナスの補正ということで、専決がなされておったわけでございます。

今回につきましては、2億2,539万9,000円関係の補正の中に、財政調整基金の1億9,900万の繰りかえ運用

がされたというようなことでございまして、今年度に限ってはマイナスではなくてプラスの実態が出てきたということで、私もその点についてちょっと疑問に思ったものですから、質問させていただきます。

それで、先ほど来説明がありました財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例関係で、これについて、幾らまで繰りかえの運用ができるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それと、もう一つは限度額の問題と、それから充当順序。財政調整基金からの繰り入れというのは、市中の金融機関からの一時借り入れでなくて、内部資金の運用というような形での運用でございますので、そういった意味からいうと、ある程度、不測の事態が生じた場合の充当順序等が、他の行政団体では規則の中に、条例の中に示されているところが多々ありますので、そういった件につきましてもお伺いをいたしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の質問にお答えいたします。

基金の繰りかえ運用の上限ということですが、これは極端なお話を申し上げますと持っている基金の総額ということになるかと思いますが、私どもの考え方といたしましては、運用に当たっては、やっぱり適正な基金規模というものが財政調整基金にはあるというふうに考えております。標準財政規模について、その1割程度が適当だろうということで、その金額については常時持っておきたいというところがありますけれども、今回につきましては、一般的に言われている持つべき財政調整基金、それ以下には達しませんでしたので、この財政調整基金を取り崩すことが最も適当であろうというふうに判断させていただきました。複合施設でありますので、公共施設整備基金も持っておりますが、それにつきましては、やはり将来的にもっと積み増しをしなくてはならないというふうに考えておりますので、財政調整基金、ほかのものにつきましてもほとんど財政調整基金を充てるようなことで、不測の場合には対応したいというふうに考えております。

あと、利息等につきましては、これは緊急に予算措置をしなくてはならなかったもので、基金からのということにさせていただいておりますが、一般財源から6月補正予算で計上させていただきましたものにつきましては、市中銀行の利率0.01%、2万円の利息を足して基金に戻すという補正予算を上程させていただいているところでございます。

答弁漏れがありましたら再度お願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今、充当の順序関係で、ある程度規則で定めるべきではないのかなというふうな形で質問させていただいたんですが、その点の回答につきましてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員にお答えいたします。

順序というところで基本的な考えは、やはり財政調整基金だろうというふうに思っております。資金繰りの関係で一時借入金とかそういった手法もありますが、あくまでも予算編成上でありますので、足りない場合には基金からの繰り入れ、一番は財政調整基金、それ以外につきましては、例えば保健福祉施設であれば福祉基金がございます。あと、ほかの公共施設であれば公共施設整備基金があります。そういった選択肢を視野に入れて対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質問ありますか。

○2番（三村正一君） ないです。

○議長（大木義正君） ほかに質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、ただいまの承認第1号、専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）に関して質疑をさせていただきます。

同僚議員からの質疑もありましたけれども、今回の組み替えの理由が、複合施設に係る補助金の年度間の組み替えであるということ、これが含まれているということです。この件に関してもうちょっと詳しくお聞きしたいのでありますが、この補助金というのは社会資本整備総合交付金、これを当てにしていたと、わかりやすい言葉で言うと、それが入ってくる見込みだったということでした。それが例年よりも遅くなって、7月の何日かになりますよということを先ほどもご答弁があったかと思うんですけれども、その7月の何日かになりますよということが、3月25日時点で今回の専決をしているわけですが、その時点でわかっていたのかどうかを改めてお聞きしたいと思います。

また、日付についてももう一度、念のため正確にお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 町に補助金が入る日付については、まだ確定しているというふうには伺っておりません。7月末ごろということで聞いております。

それで、7月になるということについては、3月25日時点ではわかっておりません。町の会計の関係ですが、お金の出し入れにつきましては、3月31日を過ぎても、5月末まで出納整理期間というものがあります。そこに補助金が入れば30年度予算で処理できますけれども、それ以降になりますと、その年度、先ほど申し上げました、入らなければ歳入欠陥という結果になります。ですので、3月末に最終的に工事請負契約締結がされるということで、その前段で国庫補助金の関係につきましては、町の担当課と県の担当課と状況については確認させていただきながら、3月25日前には、歳入は年度内では難しいという判断を財政担当のほうでさせていただいて、専決処分をさせていただきました。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいまのお話ですと、3月25日時点では、いつ社会資本整備総合交付金が入ってくるかどうかというのがわからなかったわけですね。また、それに加えて、契約の締結が3月末日までぐらいにはやらなくてはいけないということでした。それであれば、初めから社会資本整備総合交付金が入ってこないということが、この3月25日時点で予想もついていたのではないかなと思うんです。

それであれば、そのことを、前回の3月議会の中でもそういったこともお話しいただく、議員の中にも説明いただくというようなこと、こういったことも可能ではなかったのかなと思うんですが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、入らないのではないかという思いはありましたけれども、それが確実になっていない中で、お話しはこの件についてはしないほうがいいたろう、確定した案件ではありませんので。それに伴いまして、国庫補助金の決定が変更になるですとか、あと事業が変更になるですとか、そういったことであれば当然説明申し上げなくてはならないというふうに考えておりますが、国庫補助金の年度間での同額での移動ということで、専決処分ということでさせていただきましたので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質問ありますか。

3番。

○3番（安井敬博君） お話ししないほうがいいたろうという判断であったということ、ただいまのお話でありましたが、かなり巨額の補助金でもありますし、それから、複合施設といって町の目玉とも言える大きなプロジェクトであって、その資金等に関してどうするかという話、そういったものが果たして専決で済まされるものかなというのがちょっと疑問に思うところではありますが、3つしか質問できないということですので、ほかのところも、今回一般会計の補正の専決された中で聞きたいこともありますので、今疑問に思っていることはお聞きしないで、もう一つお聞きしたいことがあります。議案書の中で38ページになりますが、よろしいでしょうか。

土木費の道路橋梁費の中で、15の工事請負費ということで、新町西線道路整備工事、そして、ページをまたいでいますので39ページになりますけれども、一本木32号線道路整備工事というふうに説明欄に上がっておりますけれども、これが節の中でいいますと、金額はゼロ円であります。補正額もゼロ円でありますので、新町西線道路整備工事と、それから一本木32号線道路整備工事の組み替え等があるのかどうかと思われるのですが、この中身がわかりません。それをお示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、安井議員の質問にお答えいたします。

土木費の道路橋梁費、工事請負費の組み替えの内容でございますが、新町西線が1,000万円の減額、一本木32号線1,000万円の増額、プラス・マイナス・ゼロ円の補正でございます。

以上であります。

〔「その理由というのは」と呼ぶ者あり〕

○都市整備課長（福田和也君） 理由につきましては、工事の進捗に合わせた事業費の補正でございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） これで、3番、安井議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） それでは、平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）の専決処分に関しまして、不承認といえますか、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、この専決処分された内容に関しまして、日にち的な問題におきまして、3月25日の日付において専決処分をしていることに関しまして、その理由としまして、いわゆる複合施設工事に関する国からの交付金の入る日程的な問題が挙げられますが、これに関しまして担当課等のお話を聞いていきますと、当初は5月末の段階でお金が入ってくる予定を立てていたというお話でございました。当然、3月23日に、議会のほうの承認を受けて工事が発注される段取りができたわけでございますが、その段階で、支払いの明細がないままに、支払う財源がないままに契約をするというのはあり得ないことであり、当然そこでは、5月の末には前払い金分の1億9,625万6,000円に相当する額は入ってくる予定はあったのではないかと考えます。そして、それが7月末に国からの補助金が延びるというふうに知り得たのは、4月15日以降というような話も聞いております。そうしますと、3月25日の段階でなぜ専決をする必要があったのかと。専決処分を行う理由としての必要性が、緊急性が、理由としては疑わしくなってくるわけでございます。

よって、そのような内容のもとに、どのような契約に対する支払いの計画がされているのか等、疑義が生じる内容であり、専決に必要な理由というものの、4つある中で指摘をされながらも明確にお答えいただけなかったという点において疑義が生じておりますので、この承認に関しましては、承認に反対する立場でもって討論を行います。皆様のご審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席の皆さん、傍聴ありがとうございます。

私は、承認第1号、専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討

論させていただきます。

今、4名の方が質疑され、疑問点は全くありません。適正に処理されているということで承認をすべきだというふうに思います。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（専決第1号 平成30年度矢吹町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第9、これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第2号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ6,948万3,000円を減額し、総額を19億3,238万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、国民健康保険税590万4,000円、県支出金6,225万円、繰入金132万8,000円、町債1,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、総務費2万7,000円、保健事業費2,000円をそれぞれ増額し、保険給付費2,557万7,000円、基金積立金4,393万5,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、質疑のほうをさせていただきます。

まず、この補正予算に関しましてですが、内容的に言いますと、議案書の48ページの中の6款1項で、基金積立金が4,393万5,000円というふうにマイナスになっておると。当初予定されていた積み立てを行うことができなくなって減額というふうになっていると判断いたしますが、この理由をお尋ねしたいことが1点。そしてもう一つは、やはり専決ですので、緊急性というものに関しての理由をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 7番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

まず1点目が、基金の積立額の減額の補正の理由というふうなことでございます。3月補正で歳入歳出を再度精査した結果、ここまで積んでしまうと不足が生じるであろうというふうなことで、予算の総体的な判断のもとに4,393万5,000円を減額したというふうなことでございます。

それから、専決をした理由でございますけれども、補助金の確定等々が3月補正の時点では間に合わなかったことがあって、補助金が確定したということもありまして専決処分を行ったというふうなことでございます。以上です。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず1点目、積立金がマイナスの4,393万5,000円になったという件に関してですが、保険給付費自体も5,000万ほど減っているんですね。とすれば、保険給付費が5,000万減っているわけですので、当初予算よりも減っているわけですから、プラスマイナスの関係で、通常であれば給付費が減った分、何ら問題なく積立金も予定どおりに積み立てられるものではないのかと思いますが、支出の大きな割合を占める給付費が5,000万減って、それでいながら積み立てができずに4,000万減ったということは、何か別に原因があるのではないかというふうに考えますが、いかがか。

それともう1点、今回の議会でもっての補正というものはできるものではなかったのかということ、いわゆる専決でなくてもよかったんじゃないかというふうに考えますが、改めてお答え願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） まず、1点目の基金の積立金に関係ですけれども、県補助金のほうも今回の補正でもって6,000万ほど減額になっておりますので、そのような関係もあって、基金への積立額について減らしたというふうなことでございます。

それから、補正は6月議会までの間にできるものではなかったのかというふうなことでございますけれども、あくまでも年度という縛りがございますので、3月などにわかった補助金の確定分につきましては3月末までに専決をし、予算のほうを確定したというふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質問ありますか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 今の答弁で県支出金のほうも6,200万減っているということでございましたが、その辺が減ったというのは、やっぱり給付費が減ったということで、これは連動しているのかなというふうに考えます。そうしますと、積立金のマイナスというのはどういうことで積み立てができなかったかという、これ以外の部分での何かがあったのかというふうに考えられるわけですが、そこは把握しておられるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 基金の積み立てにつきましては、歳入歳出の精査を行い、積み立てる額について減額をしたというふうなことでございます。あくまでも総体的な判断というふうなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） これで、7 番、青山議員の質疑を打ち切ります。

ほかに質疑ございませんか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） それでは、ただいま同僚議員からも質問がありましたが、議案書48ページの基金積立金についてお尋ねしたいと思います。

今回、基金の積立額を減らしたということで、当初予算から始まって、そして途中の補正もあったと思いますが、30年度中に積み立てをしようとしていた、見込んでいた額、それから現在基金が幾らになったのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

保健福祉課長、泉川稔君。

〔保健福祉課長 泉川 稔君登壇〕

○保健福祉課長（泉川 稔君） 平成30年度において積み立てた額につきましては、予算額の2,903万1,000円でございます。現在の残高でございますけれども、5月末時点の残高が3億2,951万8,640円という金額でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問ございますか。

○3 番（安井敬博君） ありません。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 平成30年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決しました。

ここで、暫時休議します。

再開は35分からお願いします。

（午前11時28分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前11時35分）

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第10、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）について、既定の歳入歳出予算からそれぞれ350万円を減額し、総額を3億8,241万7,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の内容は、町債を350万円減額するものであります。

歳出の内容は、事業費を350万円減額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、農業集落排水事業債を350万円減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 平成30年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第11、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ345万円を追加し、総額を14億7,849万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料1,150万1,000円、国庫支出金1,785万3,000円、繰入金54万2,000円をそれぞれ増額し、支払基金交付金2,443万8,000円、県支出金200万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費296万円、地域支援事業費49万円をそれぞれ増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 平成30年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第5号））を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第12、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関連する矢吹町税条例等の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、消費税率引き上げに伴う軽自動車取得時の税率の軽減、個人住民税の住宅ローン控除の控除期間の延長並びにふるさと納税制度の見直しによるものとなっております。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第13、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、関連する矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

改正の主な内容は、国民健康保険法施行令の改正により、国民健康保険の保険税の基礎賦課額に係る賦課限度額並びに低所得者に対して被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する際の所得判定基準が引き上げられたことから、関係する条文を改正するものであります。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、専決第6号に関しまして質疑を行います。

この条例改正に関しましては、国民健康保険法の改正に伴う一連の作業といいますか、そういうものだと思いますけれども、国民健康保険法のほうで改正、改定されたがゆえに、それに従って町のほうの条例としても改正、改定しなければならないのか、改正、改定することができるということなのか、どちらなのかをまず1点目として伺いいたします。

そしてまた、3万円ほど上限額が上がるわけですが、その対象となる被保険者は何名ぐらいおられまして、それによって税収としてはどれぐらい上がるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 青山議員のご質問にお答えいたします。

今回、平成31年度税制改正に伴いまして、平成31年1月25日付で厚生労働省保険局長から、福島県知事、各県の知事に「国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布について」の通知がございまして、その中に、「貴都道府県内の市町村への周知及び適切な運用に関し遺漏なきようお願いいたします。」ということで、引き上げることという通達が参っております。ということで、することができるではなく、しなければならない内容となっております。

あと、対象者については、各年度、対象となる所得の方々が確定しないものですから、どのぐらい、平成31年度分、令和元年度については対象者を把握することはできません。及び税収は幾ら伸びるかというご質問に対しても、現在のところ算定することは、予想することもできませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ただいまの答弁で、県のほうからの通達でとお話がありまして、お願いいたしますという内容だということです。これは「通達」ではなくて「通知」になっておりまして、もう一つは、「お願いいたします」というのは、これは間違いなくそういう形で来ております。ただいま課長さんのほうから、国民健康保険法のほうでの改正があったがために、町としても条例のほうを改正しなければならないというような答弁でありましたが、私のほうで県のほうに確認をいたしました。そうしましたところ、県のほうとしては、技術的な助言という位置づけのもとに、「しなければならない」ではなくて、「することができる」という判断ですという答弁をいただいております。矛盾が生じております。

そしてもう1点、3万円上限額が上がって、いわゆる税収の額がふえてくるような方向に進む、税負担が3万円ふえるわけですが、それによって何名ぐらいの方が対象となって、どれぐらいの税収がふえて、いわば公益にどれぐらい寄与していくのかということが示されないままに、こういう条例が改正されることは、これは町民としては納得できるものではない。このようなものを専決して、議会を通さずに、議会の民意を拾わずに行うこと自体はどのように捉えられて、どういうふうに、なぜこういうことが進められるのか、その理由についてお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 青山議員のご質問にお答えします。

1点目の県としての技術的助言でございますが、市町村としましては、法律で決められたことでありますので、「することができる」ではなく、「しなければならない」ということで、これまで行ってきたものであります。

あと、3万円引き上げることにつきまして推定できるかのご質問に対しては、毎年度の所得が、前年度の申告の結果によりまして算定し、6月末までの算定でないと国民健康保険税の納付書の発送ができませんので、現時点では推計することはできないという状況であります。よろしくお願いいたします。

専決する理由でございますが、政令改正が平成31年4月1日から施行することという期日が決まっておりますので、年度内に算定して改正しなければならない状況でありますので、喫緊な状態でございますので、専決処分をさせていただくこととなった次第です。

以上です。

○議長（大木義正君） 再々質疑ございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） まず、上位団体といいますか、県のほうでもって技術的助言ということで、条例改正をするかしないかというのに関しては市町村でご判断くださいということなんです。それをしなければならないという、いわゆる町民から見れば強制ですよ。そういうようなことが過去において行われてきたということから、慣例的な要素でもって行うというようなことは、立場的にも、法に沿って行う立場にある者としては驚きであり、驚愕の境地にあります。やはり正しくしっかりと議会に沿って議論をした上で、民意を酌み入れた上で決定していくという方法をとるべきだと私は思いますし、町民もそう思っています。

ですから、そこのところは正しく今後は正していただきたいと思いますし、まして想定できないということが信じられないんです。何人ほどが対象になっていて、どれぐらいの数字が上がって、そういったものが想定できないままに、このように議案が通るということに対しては、これはどういうふうに判断したらよろしいのか言葉に詰まります、逆に。そういったことを鑑みながら考えて、今後は対応していただきたいというふうに思っ、質疑を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ただいま同僚議員から、課税限度額の引き上げについて影響を受ける人数、また、それでふえる収税増額等の質問がありました。これに対しては、昨年度の所得が確定しないとわからないというお答えでしたが、同様に所得判定基準、今度は軽減の部分になりますけれども、所得判定基準の引き上げが行われまして、5割軽減に関しては現行では27万5,000円、これが改正後では28万円となります。そして、2割軽減に関しては、現行50万円が改正後は51万円になりますが、これに関しての影響を受ける被保険者の数、また、減収になる税額等の試算等はされておられるのか、同様にお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 安井議員のご質問にお答えしたいと思います。

軽減世帯の想定のお話でございますが、こちらにつきましても、昨年度の所得が確定、算定できない状態では想定もできませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 同様に昨年度の所得が確定しないので答えられないというお答えでしたけれども、税金が町民にとって上がるのか、また下がるのか、軽減されるのか、また、町にとっても収税がふえるのか減るのかというのは、今後1年間の予算の中でとても大事なことだと思うんです。それが、確かに技術的にはそのとおりだと思います。昨年度の所得が確定しないと正確な数字はわかりませんが、一昨年度の所得をもとにすれば、その辺はシミュレーションも可能ではないかと思いますが、そういったことはされたのかどうかお聞きし

ます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

税務課長、三瓶貴雄君。

〔税務課長 三瓶貴雄君登壇〕

○税務課長（三瓶貴雄君） 安井議員のご質問にお答えしたいと思います。

算定はしておりません。

○議長（大木義正君） 再々質疑ございませんか。

3 番。

○3 番（安井敬博君） 同様に算定してはいないということでしたけれども、先ほどから申し上げてますとおり、税収がふえるのか減るのか、それから町民にとっては増税になるのか減税になるのか、そういった大事な事柄ですので、そういったシミュレーションも必要かなと思います。それについて、やるのかどうかというのは今後の話だと思いますので、質問は控えたいと思いますが、その辺も十分考慮して進めていただきたいと思います。質疑を終わらせていただきます。

○議長（大木義正君） これで、3 番、安井議員の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

7 番。

〔7 番 青山英樹君登壇〕

○7 番（青山英樹君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対の立場で討論をいたします。

質疑の中で明確になったことですが、まず税条例の限度額、税負担の限度額を上げるということに関して、これは「上げなければならない」なのか、「上げることができる」なのかという観点におきましては、担当課のほうでは上げなければならないという発言をしてきましたけれども、上位の県のほうでは、県からの通達ではなくて通知であり、なおかつ技術的助言と位置づけて、市町村で判断することという回答を得てきております。

また、上限額が上がる、納税者の負担がふえるという中にあって、その税収が総額どれぐらい上がり、そして該当する人数がどれぐらいいてと、そういう内容が全く積算されずに、ただただ税額だけが上がっていくというこの条例改正に関しては、公共の福祉に供することが全く見えてこない、そのような条例改正であるというふうに判断されます。

よって、専決であることもあり、議会で議論もされずに決められることに関しては、これは違和感を覚えるものであり、今後は正していくべきものと考え、この承認に関しましては反対をするところでございます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 私は、承認第6号、専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認すべき立場で討論をさせていただきます。

質疑の中でもいろいろありました。漏れなく周知するようにというような文書だったかと思いますが、国からそのような言葉が来れば、多分、県内59市町村、皆さん、命令だと思ってやっているんだろうなというふうに思います。

技術的助言、余り聞かない言葉ですが、それはしなければならぬか、これまで同様かというのはいろいろ判断があるかと思いますが、県内の市町村のみならず全国の市町村がどのような判断をされているかということを確認しながら、矢吹町として判断をしていくべきだろうというふうに思います。なぜならば、それは直接町の財政にも影響してくることなので、その辺は慎重かつ自信を持ってやっていただきたいというふうに思い、承認の立場で討論させていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いします。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でありますけれども、この承認に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

先ほどからの質疑で明らかになりましたとおり、町民の納める税金が増税になるのか、また減税になるのか、そういったことが一切試算がされていない。そして、矢吹町の税収がふえるのか減るのか、そういったことも試算がされていない、そういったことに基づく税条例の改正であったということでもあります。やはり影響を受けるのが、税金がふえるのか減るのかであったり、町民にとって生活にも影響することでもありますので、こういったものが試算に基づくものであるべきであったと思われます。

よって、今回の専決は承認できないというところで、反対の立場で討論させていただきます。同僚議員のご賛同をお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 私は、専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

先ほど提案の理由の説明もお聞きいたしました。国のほうでも財政状況、大変厳しい状況の中で、こういうふうな決断で通達をしてきたのかなというふうに判断されます。県のほうも市町村の判断ということではございますが、なかなかこういうふうな厳しい状況の中で、町のほうでもいろいろ協議、検討した中の苦渋の判断の結果が、こういう条例改正にというふうに至った経過であろうと私は思われますので、これの承認に賛成す

るものであります。議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第14、これより議案第30号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明させていただきます。

議案第30号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の締結についてであります。本工事は、平成24年度に策定した農業集落排水施設の長寿命化計画に基づき、三城目地区農業集落排水施設の機械設備について、国の農山漁村地域整備交付金を活用し更新することにより、維持管理費の削減を図ることを目的に整備する工事であります。

今回の工事発注に当たりましては、予定価格が5,000万円以上の工事であるため、本来、矢吹町制限つき一般競争入札により入札を行うところですが、工事内容の専門性及び特殊性、また、年度内完成のため早期発注の必要性があることから、指名競争入札を実施したところであります。

入札につきましては、令和元年5月23日、株式会社西原環境、株式会社トーカー、古河産機システムズ株式会社、株式会社ヤマト、荏原実業株式会社の5者による指名競争入札の結果、議案書のとおり5,401万円で、宮城県大崎市古川駅東一丁目5番11号、株式会社ヤマト東北支店が落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第30号 三城目地区農業集落排水施設機能強化事業第3回工事請負契約の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案の上程、説明（議案第23号～議案第29号、議案第31号及び議案第32号）

○議長（大木義正君） 日程第15、これより議案の上程を行います。

議案第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号、第29号、第31号及び第32号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 初めに、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律における労働基準法の改正に伴い、職員の健康保持及び公務能率の維持に資するため、職員の正規の勤務時間以外の勤務、いわゆる時間外労働の上限を規則に定めるための条例改正案であります。

次に、議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和元年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。国が示した基準に基づき減免措置を実施した場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は平成30年度までとなっておりましたが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

次に、議案第25号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、助成を判定する基準の一部を変更するものであります。

次に、議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるなど、所要の改正

を行うものであります。

次に、議案第27号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険制度の財政運営責任主体が都道府県となったことに伴い、県内事務の統一事項として、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う通知の取り扱いにより、国民健康保険の被保険者の適用除外について規定を整理するものであります。

次に、議案第28号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律による介護保険法の改正により、平成27年4月から行っている低所得者に対する保険料の軽減について、本年10月の消費税率引き上げに合わせて、さらなる軽減強化の実施に伴い、令和元年度及び令和2年度において、所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するものであります。

次に、議案第29号 矢吹泉崎バスストップ設置条例についてであります。本案は、矢吹町と泉崎村の境に位置する東北自動車道のバス待避所を活用し、高速バス上下線停留所及び高速バス利用者専用駐車場を整備しており、当該施設を公の施設として設置条例を制定するものであります。

なお、当該施設につきましては、本年6月末の工事完成、8月1日の供用開始を予定しており、交通の要衝である本町の特色として、交流・定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

次に、議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億8,885万4,000円を追加し、総額を95億185万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億3,501万7,000円、県支出金177万2,000円、繰入金2,246万5,000円、町債2,960万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を財政調整基金への積み立てにより1億9,982万6,000円の増額、農林水産業費を農業担い手育成総合支援事業等により177万2,000円の増額、商工費をやぶきフロンティア祭り開催事業により100万円の増額、土木費を主要町道道路整備事業等により8,495万6,000円の増額、消防費を消防施設整備事業により130万円増額するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、地方道路等整備事業債を2,870万円、狹隘道路整備等事業債を90万円、それぞれ増額するものであります。

次に、議案第32号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、収益的収入について、既定の額に130万円を増額し、収入予算総額を4億415万5,000円とし、収益的支出について、既定の額に130万円を増額し、支出予算総額を4億3,126万9,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益130万円を増額し、支出の内容は営業費用130万円を増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

本日は大変ご苦勞さまでした。

(午後 零時 2 2 分)

令和元年 6 月 1 7 日（月曜日）

（第 2 号）

令和元年第413回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和元年6月17日(月曜日) 午前10時開議

日程第1 議事日程の変更

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・請願の付託

議案第23号・第24号・第25号・第26号・第27号・第28号・第29号・第31号・第32号

請願第1号・第2号・第3号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富永	創造	君	2番	三村	正一	君
3番	安井	敬博	君	4番	加藤	宏樹	君
5番	薄葉	好弘	君	6番	鈴木	一夫	君
7番	青山	英樹	君	8番	鈴木	隆司	君
9番	栗崎	千代松	君	10番	熊田	宏	君
11番	吉田	伸	君	12番	藤井	精七	君
13番	角田	秀明	君	14番	大木	義正	君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	藤田忠晴	君	教育長	栗林正樹	君
企画総務課長	阿部正人	君	まちづくり推進課長	山野辺幸徳	君
税務課長	三瓶貴雄	君	会計管理者兼総合窓口課長	小針良光	君
保健福祉課長	泉川稔	君	産業振興課長兼農業委員会事務局長	佐藤豊	君

都市整備課長 福田 和也 君

教育次長兼
教育振興課長 氏家 康孝 君

子育て支援
課長 国井 淳一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅原 喜美

副局長 加藤 晋一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

なお、日程に先立ち、町長、野崎吉郎君より、身内に不幸があり、本日は欠席する旨の連絡がありましたので、ご報告いたします。

（午前10時00分）

◎議事日程の変更

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、議事日程の変更を議題といたします。

お諮りいたします。配付しました日程のとおり変更したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、配付しました日程のとおり決定しました。

◎総括質疑

○議長（大木義正君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・請願の付託

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案・請願の付託をいたします。

お諮りいたします。議案第32号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を、議案第31号については、6名の委員をもって構成する第二予算特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会、第二予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、議長において指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名いたします。

ただいま配付しました第413回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名いたします。

お諮りいたします。議案第23号、第24号、第25号、第26号、第27号、第28号及び第29号については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、6月5日までに受理した請願は、会議規則第92条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午前10時04分）

令和元年 6 月 1 8 日（火曜日）

（第 3 号）

令和元年第413回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第3号)

令和元年6月18日(火曜日) 午前10時開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君	
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君	
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君	
7番	青	山	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君	
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	熊	田		宏	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君	
13番	角	田	秀	明	君	14番	大	木	義	正	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	企画総務課長	阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君	税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 藤 豊 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	氏 家 康 孝 君	子育て支援 課 長	国 井 淳 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梅 原 喜 美

副 局 長 加 藤 晋 一

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（大木義正君） 日程に先立ち、町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆様、おはようございます。

一般質問の答弁に先立ち、一言発言をさせていただきます。

初めに、昨日は身内の葬儀のため本会議を欠席させていただくこととなりましたこと、おわび申し上げます。また、本件に際しまして、私自身は、当初予定の会期日程のとおり、昨日の一般質問に出席させていただく予定をしておりましたが、大木議長を初め議員の皆様のご配慮により会期日程を変更いただきましたこと、心より感謝とお礼を申し上げます。おかげさまで葬儀も滞りなく終えることができました。ありがとうございました。

◎一般質問

○議長（大木義正君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問等の時間について確認させていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、答弁を含め60分以内であります。

制限時間3分前には予鈴を1回鳴らし通告しますので、制限時間内の発言の取りまとめをお願いします。

また、60分には終了鈴を2回鳴らし、質問または答弁の途中であっても、質問及び答弁は打ち切りとしますので、ご承知ください。

なお、一般質問は、登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻るようになります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 薄 葉 好 弘 君

○議長（大木義正君） 通告1番、5番、薄葉好弘君の一般質問を許します。

5番。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、おはようございます。また、傍聴席の皆様方、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、通告いたしました一般質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、農業振興についてですが、昨年の冬も暖冬で、余り雪、雨も降らず水不足が懸念されておりましたが、今年度も矢吹原土地改良区の用水不足と4月のパイプライン充水作業中による漏水により、取水開始が5月20日とおくれてしまい、これにより第3水系の三神地区内の田植えが大変おくれており、先週の14日に田植えをした方や、例年の日程で種まきを行い、苗が伸び過ぎてしまい、田植えを断念して大豆を作付するようになった方もおります。田植えのおくれによる農家の影響について、町ではどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、東日本大震災の際に被災地周辺では、水稻作付による移植期のおくれが生じる地域が相当ありました。水稻の移植栽培における晩限日が推定されましたが、当町内の移植期の晩限と移植期のおくれに伴う減収についてはどのように考えているのかをお尋ねいたします。

次に、矢吹原土地改良区の第3水系の恒常的な用水不足とことしの取水開始のおくれにより、4月より県道石川・矢吹線の南側の沢尻地区区内で13軒の農家で約5ヘクタールが地区除外を希望しておりますが、町はこの地区除外希望をどのように思われているのかをお尋ねいたします。

2つ目ですが、道路整備について質問させていただきます。

県道石川・矢吹線の歩道拡幅工事による白山交差点から神田までの約1.2キロの未整備区間ですが、今後の整備の予定はどうなっているのかをお尋ねいたします。

次に、県道須賀川・矢吹線の三神幼稚園付近の道路約280メートル区間が、歩道を含めた改良工事がいつごろ整備されるのかをお尋ねいたします。

次に、今年度予定されている現道舗装については、継続が3路線で新規7路線を予定しているそうですが、新規7路線については路線が確定したのかをお尋ねいたします。

最後に、行政サービスについて質問いたします。

マイナンバーカードを使用して行政サービスの向上と行政事務の効率化を図るため、コンビニエンスストア等でことし10月から各種証明書の交付を開始する予定ですが、現在までどの程度準備が進んでいるのかをお尋ねいたします。

次に、このサービスを受けるためにはマイナンバーカードを取得しなくてはならないわけですが、平成30年1月1日現在の人口1万7,167人に対して1,326人にマイナンバーカードを交付しており、交付率は7.7%でありましたが、ことし5月末では町民の何人の方がこれを取得されているのかをお尋ねいたします。

次に、マイナンバーカードにより、コンビニエンスストア等で10月より各種証明書の交付を取得できるわけですが、予定されている証明書の種類と利用時間はどうなっているのかをお尋ねいたします。

以上、3項目を質問させていただきますので、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹原土地改良区の用水不足及びパイプラインの漏水により取水開始日がおくれたことによる影響についてのおたかしであります。用水不足については、さきの3月議会において薄葉議員に答弁いたしましたが、近年の気象変動により、ことしも年明けから雪や雨が余り降らなかったこと、また、羽鳥ダムの洪水吐の改修工事に伴い、例年1月からの貯水開始が1カ月おくれの2月から開始されたことなどから、3月1日時点で、例年になく羽鳥ダムの貯水率は41%と非常に少なく、予断を許さない状況でありました。このような状況から、矢吹原土地改良区では、ダムの貯水率を75%と想定した8月の出穂時期までの用水確保を計画し、春先の田植えに備えていたところであります。

そのような状況の中、3月下旬からの点検作業において、パイプラインの漏水が確認され、4月4日に報告を受けたところであります。このため、矢吹原土地改良区では、東北農政局や県、関係各所と協議し、4月10日の臨時理事会において、早急に漏水箇所の補修工事を行う必要があることから、取水時期を5月10日からさらに10日延ばし5月20日とすること、また、6月中に予定していた断水は中止することを決定したところであります。

この報告を受け、直ちに町では、防災無線により取水開始日の変更を受益者の皆様にお知らせし、矢吹原土地改良区では、受益者の皆様に種まき時期をおくらせる等の対応について通知したところであります。さらに、町では、4月16日に、福島県県南農林事務所、町内両JA、農業共済組合、矢吹原土地改良区を参集し、羽鳥幹線水路に係る緊急対策会議を開催し、情報共有を図るとともに、既に種まき等の作業が進んだ農業者に対する技術指導について町内両JAを通じて行うことや、万が一田植えができなかった場合を想定した大豆やソバの作付等の検討を協議したところであります。

議員おたかしの田植えがおくれた場合の影響についてであります。町内の多くの水田では、ただいま答弁いたしました気象状況の変動の影響及び取水時期のおくれなどから、秋の収穫量への影響が心配されるところであります。特に、三神地区第3水系の須乗新田地区については、取水開始日から水田に届くまで時間がかかるため、例年より田植えがおけているとの報告も受けており、矢吹原土地改良区との協議を重ねてまいります。

また、本町の水不足の現状については、国へも強く改善について要望したところであります。その結果、4月に農林水産省東北農政局より、本年度から3カ年にわたり当該地区の水利状況等の調査及び地区内配水の機能診断に基づく水不足改善の検討を始めるとの説明を受けており、できる限り早い段階で改善が図られるよう、国との連携も深めてまいりたいと考えております。

なお、水稻作付後、収穫量が減収した場合は、ほとんどの農業者が加入しております農業共済制度により損失が補填される制度もあり、今後も窓口となる農業共済組合との情報共有を図ってまいります。

今後は、被害状況の把握等の情報収集と、国・県、農業共済組合、町内両JAと連携し、被害状況に合わせた支援や対応について検討するなど、農家の皆様が安心して農業経営を進めていただけるよう最大限努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、水稻の移植期の晩限及びおくれに伴う減収率についてのおたかしであります。平年並みの水稻の収穫量を確保するためには、移植期や成熟期までの積算温度、天候等のさまざまな条件によりますが、出穂期が

適切な時期におさまる水稻の晩限については、県南農林事務所の技術指導によると、天候不順等がなく、適正な管理を行った場合、コシヒカリは5月末まで、ひとめぼれは6月中旬までに田植えが完了すれば、平年並みの収穫量が確保可能であると助言をいただいております。

例年の水稻作付につきましては、5月末までには町内全域でおおむね田植えが終了し、その後、秋の収穫まで管理を行うところですが、ことしにつきましては、水不足で取水開始日が10日間延期となった影響により、三神地区の一部の水田については、6月中旬まで田植え作業に時間を要するとの報告を受けており、福島県及び町内両JAに確認したところ、今後の気象状況にもよりますが、コシヒカリは1割から2割程度の収穫量の減少となる可能性もあると説明があり、町としまでも心配しているところであります。

町では、取水時期が延期になったことから、平年並みの収穫量確保の対応として、田植えがおくれる場合には、田植えの際に1株と1株の間隔を狭くし、栽植密度を上げる方法により稲の穂数を多くするなどの技術指導を福島県より受け、その情報等について町内両JAを通じて広報したところであります。

今後も、県及び町内両JA等の関係機関と連携し、水稻に係る技術指導や対策について随時情報提供するとともに、水稻の生育状況等の情報収集、収穫量が減収となった場合の支援や対応について検討を行い、農家の皆様に安心して農業経営を進めていただけるよう努力してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹原土地改良区第3水系内の地区除外希望についてのおたかしであります。近年、羽鳥ダムの周辺では、降水量の影響により、春先の通水時期までに十分な農業用水が貯水できない状況が続いております。矢吹原土地改良区からの情報によりますと、ことしの羽鳥ダムの貯水量については、例年の貯水量と比較して特に少ない状況であり、5月20日の通水開始時点の貯水率については約70%であり、例年の同時期の貯水率である約82%と比較しましても12%程度少ない状況であります。

羽鳥ダムは約2,600万トンが満水とされておりますが、関係する受益地において年間に必要な農業用水を確保するためには、満水の1.5倍である3,900万トンほどの貯水量が必要とされており、その不足分1,300万トンについては、梅雨時期の雨を貯水することで、稲作に必要な年間の用水確保が図られているところであります。しかし、三神地区の一部の水田は、矢吹原土地改良区受益地の末端部に位置し、近年、慢性的な用水不足に陥っていたことから、平成30年度に白山、神田西地区の一部の水田約23ヘクタールについて、矢吹原土地改良区の受益地から地区除外されたとの報告を受けております。

議員おたかしの沢尻地区内の受益者13戸、5ヘクタールについて矢吹原土地改良区に確認したところ、平成30年度に地区除外された白山地区及び神田西地区の南側に位置し、この地区においても、以前より慢性的な用水不足に陥っていたことが原因で、地区除外に向けた協議が進められている状況にあると報告を受けたところであります。

町といたしましては、水田として利活用することが最善であると認識しておりますが、やむなく地区除外となった場合でも、受益者の意向を確認しながらJA夢みなみ及び県南農林事務所と協議し、農地としてどのような活用ができるか検討し、営農活動を推進してまいりたいと考えております。

町といたしましては、当該地区において耕作放棄地や遊休農地が増加しないよう、国の支援策でもあります経営所得安定対策による交付金の対象作物である大豆やソバ等の作付の推進や、農地中間管理機構を活用した

担い手等への農地の貸し借りについて情報発信を行い、農業者の皆さんに寄り添った対応に取り組んでまいります。当該地区の安定した営農を確立させることはもちろん、本町の基幹産業である農業従事者の方々が、将来にわたり希望と意欲を持って安定した農業経営に取り組めるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道石川・矢吹線における歩道の整備計画についてのおただしであります。県道石川・矢吹線につきましては、石川町を起点として明新地内から神田、上宮崎地内を経由し、八幡町地内が終点となる一般県道であります。

当該路線は、児童生徒の通学路として指定されている一方、本町を横断する道路であり、通勤経路及び物流路線として、自動車及びトラック等の交通量が多い路線でもあります。当該路線のこれまでの整備状況につきましては、平成17年度から着工しました上宮崎地区の延長350メートル区間の歩道整備が平成25年度に完了し、また、南沢地内の県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線の交差点について、平成25年度から改良工事が行われ、平成27年度に完了しております。

しかしながら、議員おただしの県道石川・矢吹線と県道須賀川・矢吹線の交差点付近から神田多目的集会所付近までの約1.2キロメートルの区間については、歩道が未整備のため、児童生徒が通学する際に危険と感じる箇所であることは認識しております。

このため、福島県が管理する道路及び河川等の整備に関しては、年に2回開催している福島県県南建設事務所との連絡調整会議において継続的に協議、意見交換を行い、当該路線については最優先で整備が必要な箇所として要望しているところであります。県によりますと、県も本町と同様に事業の必要性を理解しており、引き続き事業費の確保に努めてまいりたいとの回答でありました。

本年度の連絡調整会議は5月31日に開催され、道路管理者である県に対し、県道石川・矢吹線の神田地区の歩道整備や県道須賀川・矢吹線の寺内地区のバイパス化等とあわせて、県道整備に対する地域住民の要請を受け、危険箇所の抜本的な事故防止対策等の事業化について強く要望しております。

今後も、連絡調整会議等を通じて継続的に要望していくとともに、県と連携して協力体制を構築しながら、早期の事業着手を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、県道須賀川・矢吹線における改良工事の計画についてのおただしであります。県道須賀川・矢吹線につきましては、須賀川市を起点として三城目地区から寺内、長峰地区を経由し、国道4号を結ぶ一般県道であり、歩行者や自転車の往来も多い通学路でもあります。

当該路線は事業主体が福島県であり、現在の整備状況につきましては、長峰地内の光南高校南側付近において道路改良及び歩道整備工事を施工中であります。また、寺内地内につきましても、バイパス化を図るために用地測量及び用地交渉を行っており、町といたしましてもスムーズな工事の進捗が図られるよう、県と連携して事業を推進しております。

議員おただしの当該路線の一部歩道未設置区間につきましては、現在、三神幼稚園入り口付近の約350メートルの区間について、幅員が狭くなるボトルネック状態となっており、大型車両がすれ違う際に危険な状況となっております。三城目地区から国馬歯科医院付近までの区間につきましては、延長800メートル、片側幅員2.5メートルの歩道の整備が平成28年度に完了しておりますが、三神幼稚園入り口付近の区間が未整備のため、

急に狭くなり危険度が増し、また、三神小学校からも近く、児童生徒の通学路となっていることから、早期に整備が必要であると認識しております。

先ほども答弁いたしました但、福島県が管理する道路及び河川等に対する要望につきましては、福島県県南建設事務所と連絡調整会議を毎年開催しており、議員おただしの当該路線は最優先で整備すべき箇所として、県南建設事務所長に対し強く要望をしております。県からの回答といたしましては、事業の必要性について理解しており、本町と連携を図りながら事業を進めてまいりたいとのことであります。

今後も連絡調整会議等を通じて、県道石川・矢吹線の神田地区とともに継続的に要望を行い、町と県が連携して事業の推進が図られるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、現道舗装における新規7路線の選定状況についてのおただしであります但、初めに現道舗装工事につきましては、道路拡幅を行わない簡易舗装により、現地の利用実態に即した砂利道の解消を図ることを目的に、陳情や要望がある路線について、生活道路整備事業により実施しております。これまで、各行政区から陳情や要望がありました165路線のうち113路線については、平成30年度末までに現道舗装が完了したところであります。

本年度の実施予定路線につきましては、実施路線を前年度の6路線から10路線にふやし、前年度からの継続路線である中丸地区、神田地区、小松地区の3路線に加え、新規路線として牡丹平地区、八幡町地区、東川原地区、根宿地区、本城館地区、寺内地区及び明新地区の7路線、合計10路線を選定したところであります。

今後も、住民の皆様の安全で安心な生活環境の向上に資するため、地域の均衡を図りつつ、現地の利用実態に即した整備路線を選定し、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードを活用した行政サービスの向上と行政事務の効率化についてのおただしであります但、本町では、平成28年1月から運用が開始されたマイナンバーカードの利活用の一つとして、コンビニエンスストア等において各種証明書が交付できるよう準備を進めております。

現在の進捗状況につきましては、コンビニエンスストア等との接続端末を管理する地方公共団体情報システム機構（J-LIS）への利用申請の手続を行ったほか、既存システムとの連携構築が必要となるため、基幹業務システム及び戸籍情報総合システム管理事業者と業務委託契約を締結し、各種準備を進めております。現在、両事業者ともに証明発行サーバー、管理用端末、ネットワーク機器関連の調達完了し、既存システムとの通信経路等の設定を進めており、システム構築は計画どおりに進捗しております。

今後の作業といたしましては、システム構築を継続しつつ、9月上旬には地方公共団体情報システム機構での通信テストを実施するなど、10月の利用開始に向け計画的に作業を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、マイナンバーカードの取得状況についてのおただしであります但、マイナンバーカードの取得状況に関する最新のデータが平成31年4月1日現在となりますので、この時点での状況を答弁させていただきます。

総務省のホームページで公表されている4月1日現在のマイナンバーカード交付状況によりますと、全国の町村平均交付率は10.5%となっており、本町につきましては交付率が8.6%で、1,505人の方にマイナンバーカ

ードを交付しております。

町といたしましては、普及促進に向け、広報やぶき、町ホームページ等で周知記事を掲載するほか、来庁された方々へチラシを配布し、普及率の向上に取り組んでおります。さらに、今後の取り組みにつきましては、マイナンバーカードの普及促進を図るため、企業や地域団体等に町職員が出向き、手続を行う事業を進めてまいります。具体的には、ことぶき大学など中央公民館事業に参加される高齢者の方々を対象に、マイナンバーカードの取得に向けた手続を行うほか、やぶき経営懇話会を中心に企業訪問を行い、町内に住民登録をされている方々を対象に、企業単位でのマイナンバーカード取得に向けた取り組みを進めてまいります。

今後も、地域団体及び各企業の皆様のご協力をいただきながら、マイナンバーカードの普及促進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、コンビニエンスストア等で交付予定の各種証明書並びに利用時間についてのおたしでありますが、証明書につきましては、住民票謄本、住民票抄本、戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍附票、印鑑登録証明書、課税証明書について交付が可能となります。また、サービスの提供時間につきましては、土日祝日を含め午前6時30分から午後11時00分までであります。年末年始の12月29日から1月3日までの6日間や多機能端末機のシステムメンテナンスを行う際は、ご利用いただけない場合がございますので、利用方法について広報やぶきや町ホームページで周知記事を掲載するほか、来庁された方々へチラシを配布して周知を図り、ご理解をいただけるよう取り組んでまいります。

本年度より、コンビニ交付サービスを導入することで、簡易的な操作で全国どこでも、幅広い時間帯で各種証明書が取得できるようになり、町民の皆様にとって利便性の向上が図られると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、5番、薄葉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） それでは、農業振興について再質問させていただきます。

先ほど答弁で、矢吹原土地改良区の取水のおくれ等の影響等の話もいただきましたが、現実的に受益者のほうには、5月20日になるというのは、はがきと、あと防災無線で周知をされたというふうなことでございますが、実際に取水がおくれることについての影響については、矢吹原土地改良区は町に何か当初の段階でお話しされたのかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

実際に時期がおくれるとの報告なり、そういった協議をさせていただきましたが、その影響までについては、土地改良区とは、4月16日に実施しました緊急の対策会議の中で、農協さん、共済組合、あと県の農林事務所も交えた中で、影響について情報の共有を図ったところでございます。その中で、田植えができなかった場合には大豆、ソバの作付等についての検討を行った状況でございます。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 今の答弁ですと、土地改良区は特別影響等については、当初話はなかったのかなというふうに思われますが、16日に行った緊急の会議の中で、そういうふうな対策というか、影響についての話が出たというふうなことだと思うんですが、町内の両JAにもいろいろ指導していただきたいというお話はしてあるみたいですが、具体的に、JAに米を出荷していない方もおりますので、実質、私が聞かれたのは、土地改良区の受益者に直接そういうふうな技術指導とか、おくれに対するどういうふうな取り組みだとか、そういうのは全然来なかったと。町のほうからも具体的には来なかったと。そこら辺、土地改良区からも、ただ20日になるというふうなお話だけで、苗が伸びる、あとそれに対しての育苗管理をどうするんだとか、そういうふうな技術指導の話は、一切受益者のほうにはなかったということなんですが、それについてどう思われるのか答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5 番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

受益者に対する指導については、今の話を受けまして、土地改良区とともに、どういった指導ができるかというところはこれから協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5 番。

○5 番（薄葉好弘君） 私が聞きたいのは、そういうふうなことがしていなかったというふうなことが現実にあるというのを理解して、どうなのかなということを聞いたかったので、そこをお話、もう一度していただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5 番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

実際に農家の皆さんのほうに営農指導というところを、やはりJAを通してでないとなかなか営農指導できない部分がございます。そういったところで、そことのつながりがない皆さんに対しての営農指導までは、行き届かなかったというところは十分反省しておりますので、その点も含めて、受益者の皆さん全体に営農指導ができる取り組みについて今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5 番。

○5番（薄葉好弘君） 私が今何でそれを聞いたかというのは、苗が伸び過ぎちゃって、20センチ以上になるともう植えるのも困難で、そこから管理するものということで、結局、断念して大豆を作付するということをした方が現実的にいるわけですから、そこを、土地改良区でも水を流せばいいだけではなくて、そこら辺の技術指導ができないのであれば、やっぱりきちっと受益者に伝えるようなことを町なりJAにやっていただきたかったなと。逆に言えば、JAの情報を土地改良区のほうが受益者に個人的に発送するとかということも、何でやっていただけなかったのかなと思ったので、ちょっと質問いたしました。

それで、現実には町内の水稻の作付はほとんど5月中に作付をされて、矢吹原土地改良区以外の方は、大体5月中には作付はしているというふうなことだと思いますが、5月の上旬から中旬ぐらいに田植えした移植苗も現在順調に分けつも進んで、もう少しで1株の穂数も30から35本を目安で、あと2週間ぐらいですと中干しができる時期に来ているというふうなことです。

それが、先ほども私、質問の中でちょっと言いましたが、6月14日に田植えした方もいるんです、現実的に。まずこういうふうな状況を考えれば、間違いなく減収はするというふうなことで、先ほど答弁で共済組合というふうなことでしたが、1割、2割の減収とか二、三割の減収では共済組合の対象にはならないと思いますので、それも踏まえて、減収を町は対策も含めてどう思われるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

具体的な支援策としましては、今後の天候状況にも大いによるかなとは思っております。それで、農協さんとか共済組合とか関係する機関と十分協議は必要だと思っておりますが、具体的な支援策としましては、以前行いました東日本大震災のときに、被災者に対して1反歩当たりの商品券を差し上げたことがあるとか、あと、27年度には米価下落の緊急対策として、種子の購入代金の一部を助成したという今までの対応、支援もありますので、今後の水稻の生育状況を注視しまして、被害が発生した場合にはどのような支援策が最善なのかというものを検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 被害がどうなのかというのは、やはり実態調査をしていただきたいなと思いますので、6月中に、当然、土地改良区も含めて、JAも含めて、現実的に実態がどうなっているんだかというのは、生育調査等をしていただきたいなと思います。それは要望です。

あと、農業振興の3つ目で、第3水系の恒常的な用水不足というふうなことで、県道石川・矢吹線の南側、沢尻地区内で13軒の農家、約5ヘクタールが地区除外を希望しているというふうなことでございます。

この場所につきましては、大変、三神小学校が見えて、爽やかな田園の町の風景が似合う田園風景が広がる場所であるわけですが、一昨年、23ヘクタールが地区除外になったと。それで、今回、この約5ヘクタールが地区除外を希望して、地区除外されるだろうというふうに思われるんですが、県道石川・矢吹線の両側が除外されるということに対して、爽やかな田園の風景をこれからずっと見るができなくなるというふ

うな状況になるわけですが、このようなキャッチコピーにあるような爽やかな田園の町の風景が地区からなくなるということに対して、町についてはどう思われているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 5番、薄葉議員の質問にお答えいたします。

私も薄葉議員の思いと同じく、先人たちが苦勞して築いてきました「さわやかな田園のまちやぶき」というところで、将来的に今後も守り続けていくということが町の責務であると考えておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続いて、道路整備について再質問させていただきたいと思います。

先ほど、県道石川・矢吹線並びに須賀川・矢吹線の、今後、町のほうでも県に働きかけを、今も現実的にしていただいておりますが、早期の整備に向けて要望等を再度行っていただきたいと思います。

その中で、なかなか要望してもすぐには改良工事、何か工事ができないというふうな状況であると思います。これは三神の小学校、幼稚園に行っている保護者等から私が言われました。現在、須賀川・矢吹線で須賀川方面に、幼稚園に右折する約50メートル手前に交通安全の看板が設置されております。これは県南建設事務所と白河警察署と矢吹町が設置した交通安全の看板でございます。通学路で減速してほしいというふうなものが立っているんですが、まずこれが、こっちから行くと須賀川方面に行く1カ所しか設置されていないと、左側に。それで、設置されているんですが、かなり前に設置されて、いつ設置されたかちょっとわかりませんが、かなり古くて文字がかすれています。夕方、夜行くと、反射テープがあるので、夜になると見えると、日中が見えないというような、そういうふうな状況になっています、今。

それで、新しいものを設置していただけないのかというふうなことで、まず道路の拡幅なり、そういう改良工事ができないなら、交通安全の啓蒙のそういうふうな標識を設置していただけないのかというふうなことで、まず矢吹から須賀川に行く方面と、あと逆に須賀川から矢吹に来る方面と、そういうふうなことを設置していただけないかというふうなお話がありますので、設置の予定があるかどうかをお尋ねいたしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

看板の件でございますが、私も現場確認をいたしました。片側にしかないということと、あわせて劣化によって非常に薄くなって見にくくなっているという状況を確認しましたので、今後、設置に向けて内部で検討してまいりたいと思います。

あわせて、実際私も通っている中で、特に三城目のほうから上がってきた場合に、道路が狭くなるという福島県の標識はありますが、なかなか見通しが悪いということで、上がり切ったところで急に狭くなってカーブ

になるということで、対向車も認識できないというような状況も確認しておりますので、看板以外、今後、福島県のほうに、例えば路面標示であったり、そういったものが可能かどうかも含めて要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 看板の設置は、できれば早急に対応をお願いしたいというふうに思います。

それとあわせて、看板以外にも、この道路の、特に西側の道路付近の樹木と草がかなり生い茂っていて、これも通学路になっているので、教育委員会でも通学路の確認等はしているのかなと思いますが、そういうような樹木もかなり道路側に入ってきていて、こちらから、矢吹方面から須賀川へ行くのに左側の西、ここがかなり樹木が道路側に来ていると。あと、その手前のガードレールも含めて雑草がかなり繁茂しているというふうな状況で、これについては確認をして、伐採なり雑草の撤去なりする予定があるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えいたします。

樹木であったり雑草等の伐採についてでございますが、早速、早急に現地を確認しまして、土地所有者が伐採をしたり除草するのが原則でございますが、福島県のほうとも、現地を確認した上で対応について協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 続きまして、行政サービスのマイナンバーカードについて質問させていただきます。

先ほど答弁されまして、今年度の4月1日の取得状況が答弁されましたが、1,505の方が取得しているというふうなことでございますが、平成30年1月で1,326人ということで、現実的に1年4カ月で179名増加したというふうなことでございますが、全国平均より差が縮まってこないというふうな認識なんです、今回、今年度の4月1日、町村の全国平均10.5が8.6ということで1.9ポイントほど低いと。平成30年1月はというと、交付率は全国が8.2、矢吹町は7.7ということで0.5ポイントということで、だんだんこの差が開いていると。マイナンバーカードの取得に向けたいろいろな取り組みはしているというふうなことで、もうちょっとふえてこないのかなということで、もう少し具体的に何かふえる取り組み等は考えていないかどうか、それをお聞きたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、5番、薄葉議員の再質問にお答えします。

マイナンバーカードの交付促進事業についてであります。まず担当課としましては、普及率向上のために、期間を設定しまして、第1次事業ということで、平成元年11月末までには現在から2,000名プラスをしまして……

〔「令和」と呼ぶ者あり〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） 失礼しました。令和元年11月末までに、第1期事業といたしまして、まず企業訪問をしまして、企業自体に促進の呼びかけをする予定でいます。現在、経営懇和会総会に呼びかけをいたしまして、本日午後、矢吹精密宝石株式会社のほうに申請手続をしまいいります。あと、6月末から7月に、具体的には未来制御のほうから申し込みがありましたので、そういったことで普及促進を図りたいと思っています。7月以降につきましては、その他の企業にさらなる促進というようなことで、担当課のほうから呼びかけをしたいということで考えております。

2点目につきましては、中央公民館事業、特に高齢者がなかなか町に出向きづらいというようなことから、ことぶき大学に各種分科会がありますので、そちらのほうに出向きまして、申請手続を促進したいと考えております。具体的には、そういった分科会の開催期日等とか確認しまして、中央公民館長と協議をしまして、6月から7月に直接講座のほうに出向きたいというようなことで考えております。

3点目といたしましては、町の審議会、協議会、そうした各種イベントのほうに町長が答弁しましたチラシ等を配布しまして、そういった交付の促進策というようなことで考えております。それを11月末までに行いまして、実施検証して、その中で交付率とか再確認しまして、以降の第2期事業というようなことに進めたいと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今、今後の取り組みのお話をいただきましたが、区長会等にはそういうふうな要請は一番、住民に早くあれしたりするのは区長会にするのがいいんじゃないのかなと私は思うんですけども、区長会とかそういうふうなほうには、そういうような取り組みの依頼とかはどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほど説明しました審議会、協議会というようなことで、区長会等も含めまして、そういったことで促進策を進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 先ほど答弁の中で、証明書の種類、その中で印鑑登録証明書も交付されるというふうな

答弁がありました。県外の市町村では、マイナンバーカードを印鑑登録証の機能も付加されるというふうなことで、印鑑登録証を返納させるというふうな自治体も県外ではあるそうです。すぐ近隣ですと、栃木県の宇都宮市とかはそういうふうな方法もとっているそうですが、矢吹町としては、印鑑登録証の取り扱いについてはどう考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総合窓口課長、小針良光君。

〔会計管理者兼総合窓口課長 小針良光君登壇〕

○会計管理者兼総合窓口課長（小針良光君） それでは、再質問にお答えいたします。

その自治体については、マイナンバーカード1枚で、役所に行ってもコンビニに行っても印鑑登録証明書を出せるというような機能でございますが、矢吹町については、マイナンバーカードについてはコンビニエンスストアで使うもの、現在使われている印鑑登録証のカードは引き続き同じような使い方で、役場の窓口に来たときにはそちらのカードを使ってもらうというような使い分けを考えております。将来的にはそれを一元化して、マイナンバーカードで使えるようにというのは考えているんですが、現在課題としましては、それをやるにはコンビニエンスストアにある多機能端末の整備というようなことが課題にありますので、それについては検討課題ということで、検討を進めてまいりたいというようなことでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

5番。

○5番（薄葉好弘君） 今の答弁で検討課題というふうなことで、私もちょっと調べたところ、いろいろ課題はあるようでございます。マイナンバーカードを印鑑登録証として利用するということが、印鑑登録証を返納するというとなると、市役所に来ても本人しか印鑑証明書を発行してもらえないと。現実的に今だと、印鑑登録証があれば、父親、母親、ご子息が持ってきて、印鑑証明書は発行していただけるというふうなことで、すから、マイナンバーカードだけにすると、その本人しかとれないというふうな、そういうふうな不便な点が1つあるということと、あと、マイナンバーカードが10年という有効期限が設定されているというふうなことで、10年経過すると印鑑登録証自体も自動的に抹消されるというふうなことで、こういうふうな点もいろいろあるということで、各市町村ではどれが一番いいかということで検討して進んでいるそうですが、町としてもそういうふうな部分で何点か検討材料を含めて対応をお願いして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 以上で、5番、薄葉好弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、暫時休議します。

（午前10時57分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午前11時10分）

◇ 富 永 創 造 君

○議長（大木義正君） 通告2番、1番、富永創造君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 初めに、傍聴席の皆さん、傍聴いただきありがとうございます。議員の皆さん、こんにちは。通告に従いまして、3項目ほど挙げてそれぞれ質問させていただきます。

まず、矢吹町まちづくり総合計画と地方創生についてであります。

今年度は地方創生の第1期5年目であり、第6次矢吹町まちづくり総合計画も4年目、前期計画の最終年度に当たっております。PDCAを回して、次につながる検証や改善のための見直しが行われなければならない時期であると思われまします。この状況を踏まえましてお尋ねいたします。

1、国の地方政策である地方創生（まち・ひと・しごと創生）が目指したものの一つには、人口減少の阻止があります。その政策を受け、本町では目標人口を5年先の2023年には1万7,361人としておりますが、広報やぶき6月号には、県推計人口が1万7,000人を割る1万6,987人になってしまっております。現状における本町の人口減少はとまっていないという実態を示しております。4年目に当たる第6次矢吹町まちづくり総合計画の16の政策は、国策の目的の一つである人口減少の阻止、とりわけ年少人口と生産人口の増加を目標とし、人口1万7,361人以上の実現を目指すとなっておりますが、本町の政策による人口減少阻止への取り組みはしっかり機能しているのか、見解をお伺いいたします。

質問2、夫婦95歳までの老後資金2,000万円蓄え必要、金融庁試算、年金頼み限界との新聞見出しを最近目にした方もおられると思います。これでは若者世代にとって失望感や老後の不安を招いてしまい、さらなる出生率の低下、少子化に結びついてしまうのではないかと懸念しております。地方創生において、少子化問題の解決は非常に重要なことであると考えますが、後期のまちづくり総合計画策定に当たってこの問題をどのように取り組むつもりでおられるか、お考えをお尋ねいたします。

次の項目であります、ふるさと納税についてであります。

平成29年度で10年目を迎え、同年度に全国自治体が受けた額が過去最多になったふるさと納税ですが、一方で、豪華な返礼品とか過熱する返礼品競争が問題化され、国は運用の見直しをしております。

質問ですが、6月1日より新たな制度でスタートしたふるさと納税も全国的に注目されつつあります。そこで、まちづくりに寄与するふるさと納税の寄附額をふやすためには、新制度のもと、本町は今後どのようなことに力を入れていくのかをお尋ねいたします。

質問2、地域おこし協力隊を本町で初めて受け入れました。ふるさと納税制度では、地域の課題解決事業を行う隊員または事業主や起業家にも寄附金による支援ができる、ふるさと起業家支援プロジェクトのようなものがあると聞いております。基金活用事業の一つに加える考えはあるか、お尋ねいたします。

3番目、ふるさと思いやり基金（ふるさと納税）の関連記事が町ホームページにあり、町の情報発信になっております。写真などを活用してさらに見たくなるページ作成はできないものでしょうか、お尋ねいたします。

次、3つ目の項目であります、まちづくり矢吹についてであります。

まち・ひと・しごと創生による事業として、一般社団法人まちづくり矢吹が今月オープンします。この会社

は公益性と企業力をあわせ持ち、公民連携や行政と町民の橋渡しをスムーズに、かつ一体的に進め、行政サービスの維持・向上を図ると聞いております。この新会社の開設前に、矢吹町まちづくり矢吹準備室・株式会社コミクリ合同主催によるテレワークに関するセミナーが開催されております。セミナーや一般社団法人まちづくり矢吹に関してお尋ねいたします。

1つ、テレワークの紹介とお仕事体験セミナーが去る3月に全4回開催され、女性も含めて、また小さいお子さんを連れた若いお母さんもおられ、貴重な時間を割いて参加されておりました。参加者はセミナーを通してどのような感想を持ったのかをお尋ねします。

2つ目、参加者にはテレワークの業務内容の一面を知ることができたと思いますが、収入を得ることができるまでの信頼できるサポート支援を無料で提供することができるのか、その事業方針をお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、1番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、まちづくり総合計画と地方創生についてのおたかしであります。本町では、平成28年度にスタートした町の最上位計画、第6次矢吹町まちづくり総合計画に基づき、16の政策、34の施策、218の事務事業を「人」「支えあい」「子ども」「仕事」「くらし」「復興」「計画実現のために」の7つの分野に分類し、町民の皆さんの総体的な福祉の向上に努めております。

本年度は、前期基本計画4年間の最終年度となることから、前期基本計画の検証、評価を行い、後期基本計画の策定作業を進めております。検証作業を目的に昨年度に実施した町民アンケートでは、満16歳以上の町民3,000名を対象に調査を実施したところであり、日常のまちづくりに関する要素を指標化した「こんな町いいなめざそう値」では、東日本大震災以降、それらの指標の多くが向上傾向にある結果となっており、第6次矢吹町まちづくり総合計画前期基本計画に位置づけられた各種施策については、一定の成果を上げているものと考えております。

一方で、第6次矢吹町まちづくり総合計画では、計画期間終了時である令和5年度の目標人口を1万7,361人以上と定めております。このような中、本町の人口動態につきましては、平成27年国勢調査時では1万7,370人でありましたが、本年5月1日現在では1万6,984人まで減少が進み、人口減少が加速していることが明らかとなっております。

このような状況は福島県内においても同様であり、福島県の人口を平成27年国勢調査時と本年5月1日現在で比較しますと6万4,778人減少し、増減率はマイナス3.4%となっております。また、県内で人口が増加している自治体は2団体のみであり、増減率では、本町はマイナス2.2%であります。県内自治体の平均がマイナス5.4%となっており、本町は、人口が増加している2団体を除いた57市町村中6番目に人口減少幅が少ない結果となっております。

このような現状を踏まえ、人口減少は避けられない課題として捉えており、今後もできる限りの対策を講じながら、人口減少を抑制していかなければならないと考えております。そのため、後期基本計画の策定に当た

っては、これらの課題を踏まえた移住・定住等による人口減少対策に特化した事業を検討するとともに、それらの事業をより効果的に推進するため、人口減少対策を後期基本計画の大きな柱の一つとして掲げ、横断的かつ計画的に推進してまいりたいと考えております。

地方を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。第6次矢吹町まちづくり総合計画の最終目標達成に向け、今後も協働の理念のもと「全員参加で矢吹創生」を合言葉に、持続可能なまちづくりに全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、少子化問題についてのおたかしであります。本町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画の前期基本計画において、16の政策の一つに「子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります」を掲げ、「未来の矢吹を担う子どもは地域の宝」という指針のもと、子育て支援の充実を最重要課題として位置づけ、子育て世帯に対してさまざまな施策に取り組んでいるところであります。

町の各施策につきましては、これまでも広報やぶきや子育てホームページ、やぶきっ子子育て応援ブック等を通して積極的に情報発信を行い、広く周知しながら各事業を展開し、子育て世帯を応援してきたところであります。

今年度の新たな子育て支援施策の取り組みとしましては、子育て世代の負担軽減を図るため、ゼロ歳から2歳児の非課税世帯の保育園保育料及び3歳から5歳児の幼稚園・保育園保育料の無料化について、国が本年10月から取り組むのに対し、本町は先行して4月から開始したほか、預かり保育料の一部無料化、放課後児童クラブの休日預かりの拡大、幼稚園へ弁当給食の導入、病气中の児童を預かり保護者の就労と子育ての両立を図るため、広域的に利用できるしらかわ病児保育室を開設したところであります。

そのほかにも、切れ目のない支援を実施するため、子育て世代包括支援センターの設立、身近に子育ての不安や悩みを相談できる人がいない親を家庭訪問し、子育てを支援するホームスタート事業の実施を予定しております。また、来年度は矢吹町複合施設において、子育て活動の支援や多世代交流の推進、子育て相談等の子育て支援策に取り組む予定であり、現在、支援内容の詳細について検討を深めております。先ほどの答弁と重複いたしますが、現在は後期基本計画の策定に向け、住民アンケートの結果や各種事業の実績値等を用いて前期基本計画の検証作業を実施しており、事業の分析や課題の洗い出しを行うほか、人口減少対策に特化した新規事業の検討を行っております。

議員おたかしのとおり、本町の人口減少に歯どめをかけるため、少子化対策を含めた総合的な子育て支援は非常に重要であり、後期基本計画の策定に当たって重要視すべき項目だと考えております。そのため、今後は検証を踏まえて既存の子育て支援事業の見直しや拡充を検討するなど、移住・定住による転入者の増加等の社会増及び出生率の向上等による自然増に向けた効果的な事業を検討するとともに、それらの事業をより効果的に実施するため、人口減少対策を後期基本計画の大きな柱の一つとして掲げ、横断的かつ計画的に推進することで、若い世代に選ばれるまちづくりを目指してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税の寄附額をふやすための取り組みについてのおたかしであります。ふるさと納税制度については、返礼品競争の過熱があり、制度について健全な発展を図る必要性から、ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定し、指定を受けていない地方団体への寄附金は、ふるさと納税の対象外とする地

方税法の一部改正が行われ、本年6月1日から施行されたところであります。

総務大臣による指定の基準は、地方税法第37条の2第2項に規定されており、ふるさと納税の募集を適正に実施すること、返礼品は返礼割合3割以下とすること、返礼品は地場産品とすることの3点であり、本町では、5月14日にふるさと納税の対象となる地方団体として指定されており、指定対象期間は6月1日から来年9月30日までであります。

本町の平成29年度及び平成30年度のふるさと納税の実績につきましては、平成29年度が延べ303件、寄附額958万9,000円、平成30年度が延べ706件、寄附額1,920万7,000円であり、平成30年度は、寄附件数、寄附額ともに、前年度と比較し2倍以上に増加している状況であります。寄附額が増加した要因としましては、本町の特色を生かした返礼品を提供していること及びホームページの活用が大きな要因であると考えております。

寄附金の募集については、本町では、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」を活用しておりますが、本町に寄附をされる方の9割以上の方はこのホームページから申し込みをしていることから、特集記事の掲載やおすすめ投稿などのPRに関する機能を利用し、常にタイムリーな情報を掲載してきたところであります。

また、ふるさと納税の返礼品については、町外の方々に矢吹町の持つ魅力を発信するツールとして有効な手段であると認識しておりますので、返礼品には、主に本町の特産品であるお米や野菜、お酒などを登録しているところであります。新たな返礼品についても随時募集をしているところであり、現在、61件が登録されており、返礼品を気に入った方がリピーターとなって寄附をするケースもあることから、本町の魅力を十分に伝えることができる品ぞろえになっていると考えております。

このように、ふるさと納税は本町に関心を持っていただく有効な制度であり、今後も、魅力的な返礼品の掘り起こしについて取り組むとともに、寄附金の活用状況についてホームページに掲載し、見える化を図るなどし、引き続きふるさと納税を通じた本町のPRに努め、前年度以上に寄附をふやしていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税制度による地域の課題解決事業を基金活用に加えることについてのおたかしであります。が、本年4月から第1号となる地域おこし協力隊員が着任し、新たな視点による矢吹町の魅力の掘り起こし及び情報発信などの活動を行っているところであります。地域おこし協力隊は、行政ではできない柔軟な地域協力活動により、地域を活性化していくことなどが役割とされており、今後さまざまな事業を展開してくれることと大いに期待しているところであります。

議員おたかしのとおり、地域おこし協力隊員や協力隊OBが任期終了後も地域に定住して起業するためのビジネスプランを、ふるさと納税を活用して応援するクラウドファンディング官民連携事業については、地域資源を活用して地域課題の解決に資する事業を立ち上げる起業家に、事業に共感する方々からふるさと納税として寄附を募り、資金提供する仕組みであります。起業後の寄附者との継続的なつながりや、多くの人々にまちづくりに関心を持っていただけるなどの効果もある有効な取り組みであると認識しており、各自治体の活動事例等を調査し、今後検討を深めてまいります。

なお、本町の地域おこし協力隊の活動は4月からスタートしたばかりであり、本町の特色や課題を理解し、隊員みずからが発案して起業するには、ある程度の時間を要するものと考えております。

今後、隊員が地域で活動していくサポート体制について、隊員の意思を十分尊重し、行動しやすい環境の形

成に努めながら、隊員数の増員を図り、任期終了後も多くの隊員OBが本町に定住し、事業活動が展開されることを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、ふるさと納税のホームページについてのおたかしであります、先ほどの答弁のとおり、本町にふるさと納税の寄附をされる方については、9割以上の方がインターネットで専用のページにアクセスして申し込みをされている状況であり、ホームページへのアクセスのしやすさ、見やすさなどが重要であることは十分に認識をしているところであります。

現在、町のホームページでは、ふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」にアクセスできるバナー広告を掲載しており、町ホームページからアクセスすることは可能な状態ではありますが、トップページからリンクできる状況ではないため、簡単にアクセスできる環境整備を今後検討してまいります。

なお、ふるさとチョイスのサイトは自由にレイアウトの変更はできませんが、ふるさとチョイスのサイトから町ホームページに容易にアクセスできる工夫などを検討し、写真や商品の情報などを充実してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、まちづくり矢吹及びテレワークの紹介とお仕事体験セミナーについてのおたかしであります、一般財団法人まちづくり矢吹につきましては、5月13日付で法人登録が完了し、現在、6月28日のオープニングセレモニーに向けて各種準備が進められており、テレワーク事業については、オープニングと同時にテレワーカーの募集、登録を行い、随時、各種研修会も開催される予定と伺っております。

当該法人の主要事業の一つであるテレワーク事業につきましては、国の地方創生推進交付金の採択を受けた矢吹型働き方改革による就労支援プロジェクトの一環として実施するものであり、本年度は町からまちづくり矢吹に補助金を交付し、事業が実施されることとなります。

議員おたかしのテレワークの紹介とお仕事体験セミナーにつきましては、テレワーク事業の開始に先立ち、平成31年3月28日、29日の2日間、全4回開催され、新たな働き方として注目されているテレワークに対する認知度やニーズ等を調査する目的で実施し、男性1名、女性21名の合計22名の方に参加いただきました。

開催内容につきましては、テレワークという働き方の説明や具体的な仕事の内容、必要とするスキル等について講義を受けるとともに、実際にパソコンを使用し仕事を体験していただきました。

セミナー終了後の参加者へのアンケート調査では、「テレワークという働き方を知ることができてよかった」「テレワークという働き方でスキルを磨いてみたい」「テレワークで働いてみたいと思っている人は多いと思うので、もっとセミナーを開催してほしい」と非常に意欲的なご意見が多数ありました。また、「テレワーカーとして実際に働きたいですか」との質問に対しては、13名の方から「働きたい」との回答があり、「実際に働ける時間はどの程度ですか」との質問に対しては、「週2日から3日で1日当たり数時間程度」という方が10名と一番多い状況にありました。

このように、働く意欲はあるものの、何らかの事情によりフルタイムでは働けない方の働く場の確保は、人口減少社会が加速する中、本町においても重要な責務となると考えており、それらの実現を図りながら持続可能なまちづくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、テレワーカーへのサポート支援についてのおたかしであります、まちづくり矢吹では、テレワーカーへのサポート支援として、テレワーカーとして働く上での基礎的知識やスキルの指導等を無料で実施する

など、サポート体制の充実を図る一方で、テレワーカー個々の努力と向上心、そして責任感がなければ、継続して収入を得ることは難しいという現実の厳しさも伝えながら指導していかなければならないと伺っております。このような事業方針は、多くの町民の皆さんによりよい仕事を継続的に提供するためには必要不可欠であり、仕事の成果により信用を積み重ね信頼を得て新たな仕事を獲得する、この繰り返し、まちづくり矢吹の安定的な事業運営につながるとともに、テレワーカーの安定的な収入の確保にもつながるものであり、ひいては本町の振興発展に寄与していただけるものと考えております。

このように、テレワーク事業は、短時間で就労を希望する方への働く場の提供はもとより、将来的には起業家として独立する人材の育成、有能な人材の企業等への輩出など、人口減少社会における労働力不足の解決に向けた人材育成が大きな使命の一つであると考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 答弁ありがとうございました。

国の政策でもある地方創生、この目的、目指すものは人口減少の阻止ということで、5年に当たる年になっておりますが、その政策に沿ってこの町も総合計画をつくり、そして実行してきたと思います。しかし、結果として減っている。これに関して、さらなる事業で人口減少を阻止する、そういう事業をやるというふうに説明してあるわけですが、全然効果が上がっていない。上がっていないのにもかかわらず事業はこうこうするよと、この現状に関してどう認識しているかお答え願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり事業を展開しておりますけれども、人口減少につきましては、平成27年に策定しました人口ビジョンで想定する以上の減少の状況を見ております。ただし、他の市町村と比較してはというところで、先ほど町長より県内での比較がありましたけれども、やはり町の目標として掲げたものについては、何とか達成したいというふうに考えております。

減少の要因といたしましては、人口増減の要素として社会増減、自然増減があります。社会増減につきましては、人口ビジョンで転入、転出ゼロ、転出した方と転入した方と同じ数にすること。あともう一つは、合計特殊出生率を2以上にするという目標がありましたが、いずれも達成はできておりません。これについては、町長も答弁申し上げましたが、今検証を十分しております。人口問題につきましては、少子化という問題につきましてどう対応していくかということが一番重要になってまいりますと思いますので、現在でも十分な事業の展開をしているとは思っておりますが、現実的には成果につながっていないというところは認識しておりますので、今後の計画の策定の折には多くの皆さんからご意見を伺いながら、事業を位置づけてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今後も人口減少の阻止に向けて、それぞれ事業を進めていくという答弁がありました。国もある程度、人口減少の阻止は難しいという、そういう内容のことを発表しております。ですから、それを踏まえた政策なりを、今後、町のまちづくり計画として持っていくという強い考えをお示し願えればと思っておりますが、そこら辺の考え、どうかお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

人口減少につきまして、議員は阻止というお言葉を使われておりますけれども、町といたしましては、人口減少の抑制ということで言葉を使わせていただいております。

国のほうでも、人口減少につきましては、東京一極集中というところで、なかなかその解消については難しいというお話であります。町といたしましては、国の地方創生の制度を使いまして、平成27年からになりますが、12の事業を再生交付金の採択事業としてそれに取り組んでまいりました。それまでの合計金額で申し上げますと2億6,300万余りの交付金を受けて、12の事業を実施してまいりましたけれども、その事業の展開の中での目標値でありますK P I の達成というところもなかなか難しい状況にあります。これらについては十分検証を進めながら、後期基本計画の中での新規事業をできるようなことで検討してまいりたいと思いますので、ご理解ください。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 人口減少の阻止ではなく抑制だということでありまして、若干緩くなったのではないかなという印象を持ちましたが、確かに全国的な人口減少問題、これはなかなか抑制でも難しくなっている。なぜならば、私が考えるところですけれども、あくまで個人的な家庭的な内容であるから、これが国の政策、そういったものになじめる内容なのか、事業になっていくのか、そういったものもあるのではないかと思います。あくまで個人的なものであるということなんです。そこまでなんですけれども。

あと、この地域の中、矢吹本町を見た場合に、子供の声をいっぱい聞く、子供が結構いる、そういう地域があります。具体的に言えば田内地区だと私は思っています。こういう地域があるということに対して、その状況に対して、調査または検証なりしたらいいのではないのかと。まず身近から、そういう地域があるということで調査するのも、1つ、人口減少を抑制していく上では参考になるのではないかなと思うんですけれども、この点、どうお考えかお聞きいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

今ご提案いただきましたようなことにつきまして、町としてはまだ実際に着手をしておりません。非常に地域的に子供の多い少ないという状況はあるかと思います。地域的に合計特殊出生率がどうなっているのかなどというのは、非常に難しい分析になるかと思いますが、今のご意見を参考にしまして、本町の中でどのような少子化対策ができるのかということは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） では次、ふるさと納税に関して質問させていただきます。

今まで、寄附額、また寄附の件数からして、平成30年度、すばらしい成果が上がっているなど、私はそう思っております。それにおいて、あくまでふるさとを思う意思、これがあつてのふるさと納税であると思います。そして、それに関してできることはさらにその額をふやす、これはいいことだなと思うわけですが、この額に関する目標額なるものはあるのかどうか、設定しているのか、お伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

目標額でございますけれども、当初予算に計上しております2,500万を目標としております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 返礼品に関してであります。町、また国の要請として地場産品に限ると、そういうふうな話であります。矢吹町でも、答弁の中で現在61件が登録されているということですが、このうち全て地場産品なのかどうかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

全て地場産品かというおただしでございますけれども、中には農協さんがいろいろ詰め込みした野菜のセットとかもございますので、全て矢吹町産ではないです。それはこのふるさと納税の中でも、近隣の自治体の特産品もまぜて構わないというところを出ておりますので、できる限り、当然矢吹町産にはしたいと思っておりますけれども、全てではないというところでお答えいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 地場産品でしたら矢吹産のものが選ばれるというのは、やっぱり矢吹の町民にとっても

うれしい。そしてまた、ふるさとを思う意思のある寄附者にとってもうれしい限りではないのかなと、そういう意味では地場産品、これから力を入れる必要があるのではないかと考えております。

ちょっと長くなりますけれども、そういった中で町のほうでも、例えば、地場産品というのにはサービスも提供できると、そういう説明もあります。つまりサービスとはどういうことなのかといいますと、体験、それから施策や事業、そういったものも含まれるよということなんです。実際、この町はやっています。例えば三鷹市と姉妹都市になっておりますから、この前、神田で酒米づくりをしております。こういったことが体験でき、そしてなおかつ返礼品の形として提供できるんだということなんです。

こういったことは、今まで返礼品というと地場産品とか物に、それに限られていたように印象はあるんですけど、物の競争から事、今話した体験、事業、そういったものが事、その競争、それもありであるということ、つまり事の掘り起こしとそれへの充実、そこら辺、どうお考えかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1 番、富永議員の再質問にお答えいたします。

今もお話が合ったとおり、町でも物から事へというところは大事だと思っております。今行っている事業としては、ふるさと納税の寄附の返礼品として酒米づくり体験というものと、あとゴルフの宿泊、風情を味わうということでペアの 1 泊 2 食つきの宿泊券などで、体験も事業としては入れております。それ以外にも、町でさまざまなイベント等を行っておりますので、そういった事業に体験していただけるような仕組みづくりもこれから考えていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 次に、さきの質問の中で、地域おこし協力隊の行うことの中に、地域の課題解決事業またはそういった地域の課題解決を行う事業主とか起業家にも寄附金を配分することができると、また、寄附金でその事業を支援することができるというふうにもなっていると思うんですけども、答弁の中では、そういった事業をクラウドファンディング官民連携事業という言葉を使っておりました。私のほうの質問の中では、ふるさと起業家支援プロジェクトという言葉を使わせていただきましたが、大体同じような内容だなと理解します。

答弁の中の官民連携事業では、ふるさと納税として寄附を募り、資金を提供する仕組みであるということですが、そこら辺、この町がその事業に資金を提供するというのもある、つまりふるさと納税の基金以外に、町のほうから支援できるような官民連携事業なのか、そこら辺、確認させていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 1 番、富永議員のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊、クラウドファンディング官民連携事業というものについては、協力隊から提案を受けて、町としては公共性があるものかというところで審査をして、支援の決定という手続きがございます。その上で、幾らかかるのかというところも審査する項目になります。それで、その上乘せ分といいますか、町の追加で発生するところへの金額については、まだ全然調査しておりませんので、これからこういったものが上限額となるのか、また、国の制度があるのかというところを検討を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） このふるさと納税、なかなかすばらしい制度だと私は理解しております。といいますのは、この制度によって地域にある地場産業が掘り起こされる、そしてその人材を育てる、そういうチャンスでもあるという考えがあるからでありまして、また同時に、その地域にかかわってくれる、その地域を応援してくれる、心を寄せる、そういった方が増加していく、いわゆる関係人口をふやせると、そういう利点があると思います。ぜひこのふるさと納税、力を入れていってもらえればと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。まちづくり矢吹についてであります。

セミナーに参加された方、テレワーク事業、テレワーカーとしても非常に関心があるなど、アンケートで確認しているとおりであります。私にとってテレワークとは何かというと、大きな企業の中で、職員が会社の中以外、車の中、電車の中、またはサテライトオフィスとかそういったのがあって、そこで仕事が続けられる、そういう意味で選択が可能になったというのが、私にとってテレワークの働き方なんだなという理解があります。

つまり、大きな企業というのは理解してあるかということなんですけれども、参加された方は非常にそれに興味があり、できたら仕事を持ちたいと思っていると思うんですけれども、この町にそれを受け入れる企業はあるのかどうか、そこら辺、お聞きいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

まちづくり矢吹で目指しているテレワークなんですけれども、テレワークの方式といたしましては、企業型と自営型の2種類ございます。まちづくり矢吹につきましては自営型を目指すというところで、あくまでも富永議員のおっしゃっている企業の受け入れというところについては、まちづくり矢吹で企業から仕事をいただくというところで自営型というふうを目指しているところであります。

開始当初から多くの仕事を企業のほうからいただくというのは、なかなか難しいだろうなというふうには思っております。私ども視察してきました塩尻市のほうでも、軌道に乗ったのは5年目ぐらいからというお話もいただいております。ただ、そういった先進地がありますので、ネットワークを使った仕事をいただくような、そういったこともできるんじゃないのかなというふうに考えておりますので、今後、準備の状況を皆さんでござらんいただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 5 年かかると、セミナーに参加された方にもそこら辺はしっかりと伝えるべきだと思います。

それで、この事業内容を見ると、テレワークを見ると、会社、コミクリ、これだけに任せていいんじゃないのかなと。町が関与する利点は何なのかということでお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

富永議員おっしゃいますように、技術的な面では町の関与は余り必要ないといえますか、することができない分野だと考えております。町が今回関与いたしますのは、町長も答弁申し上げましたように、矢吹型働き方改革による就労支援プロジェクトの一つとして、今回のまちづくり矢吹の創設に取り組んでまいりました。昨年度から来年度までの3年間の事業費4,450万円、これがまちづくり矢吹設立に係る経費、まちづくり矢吹を運営する経費ということで、町としては資金的な支援をしているというところでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 矢吹型働き方改革ということも含んで本町がかかわっているという説明でありますけれども、こういった形、説明があるように公益的な内容を含んでいるわけで、公共施設で働く皆さんの働き方をサポートしたりとか、こういった具体的な仕事の内容なのかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

今回の働き方改革という事業名を使っておるところの一番の目的につきましては、働きたくとも働けない方、具体的に申しますと、育児に携わっている方、長時間、8時間労働というところではなかなか就業しにくい、そういった方が短時間でも就労できるような機会をつくって、育児が終わった後には8時間労働できるような、そういった機会にしていきたいというところが一番の目的でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 今の説明からしますと、やっぱり町が関与する内容なのか。コミクリという会社だけで十分やれる事業内容ではないのかなというのが、どうしても疑問点として思ってしまうわけですが、

誤解のないようにそこら辺の説明、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

答弁といたしましては、先ほどと同じになりますけれども、3年間の創生交付金の交付期間につきましては、その交付金をほとんどそちらのほうで使っていただくようになります。それが町の支援でありまして、その3年以降、どのような経営状態になっているか。一度お話ししましたのは、これから派遣業を始めるためには出資金が必要ですよというところがありました。そういったものについて町として出資できるかどうか。あと4年目以降については、何らかの補助金、人的な支援、そういったものが要かどうかというところについては、その時点になって検討した結果になるかと思います。あくまでも現時点では1人職員、再任用であります、立ち上げのために派遣しているところ、あと創生交付金について、町でその団体に交付しているところということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 3年はまずテレワーク事業関係で見たいという、そういう考えではありますけれども、第6次矢吹町まちづくり総合計画実施計画では、平成で使わせてもらいますけれども、平成32年度に会社を設立するというふうに記載していて、それよりも早い時期に、今月ですね、その会社がオープンするのは。この早まった理由というのは一体どういうことなのか、そこら辺もあわせて説明願います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 富永議員の再質問にお答えいたします。

地方創生、国の取り組みにつきましては、やはり働き方改革による人口増というところが事業メニューの中です。それについて町のほうで、時期的には1年早くなったかもしれませんが、取り組む時期だろうということで、地方交付金の採択に向けて申請したところ、この3年間で当たったというところでご理解ください。

○議長（大木義正君） 残り2分少しですけれども、再質問はございませんか。

1 番。

○1 番（富永創造君） 働き方改革ということですので、恐らくそれぞれ所得を上げようと、それで人口をふやせるのではないかと、そういう視点であると思います。でも、考えてもらえば、あの東京、皆さん所得が高い。もらう給料も地方と比べれば相当高い、現実的に。しかし、あそこは出生率が上がっているか。そんなに極端に上がっているわけではない。ここに整合性がどうもないのではないかなと私は思っております。今の説明も含めて、そこら辺、どのように認識しているかお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 富永議員、もうちょっと具体的に質問していただけないと答弁ができないということで、

質問のこれを聞きたいというのを。

1 番。

○1 番（富永創造君） いわゆる雇用者をつくるというのがまちづくり矢吹にはあると思うんです。それによって所得を上げるというのも一つの狙いなんだろうなと。それによって、先ほどちょっと触れましたけれども、人口減を抑制できると、そういうふうになっておりますけれども、東京とか大都市を見ると、果たしてそういう傾向、いわゆる人口減少が抑制されているか。向こうは所得が高いです。にもかかわらず人口は、人口というより出生力も含めてついているわけではない。そこにこの政策の整合性がないのではないのかということなんです。その認識ということですね。それを語っていただきたいと思っております。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） ちょっと答弁にならないかもしれませんが、お答えさせていただきます。

所得が東京のほうでは当然高いというところで、人口はふえておりますが、合計特殊出生率には余り影響していないというご指摘かと思います。

私どものほうでも、働く場をつくるということがテレワークにもあります。所得を上げるということにも目的はございます。そういったことで、東京とは取り組みが違って、結果としても比較ができないというふうには思っておりますが、地方なりの今回のテレワーク、働く場の創出というところで、県南地方からも人口を集めるような考え方も持っておりますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 以上で、1 番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休議いたします。

再開は午後 1 時からお願いいたします。

（午後 零時 11 分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1 時 00 分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（大木義正君） 通告 3 番、2 番、三村正一君の一般質問を許します。

2 番。

〔2 番 三村正一君登壇〕

○2 番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。そして、傍聴においでの方の皆さん、傍聴ありがとうございます。

それでは、通告をいたしました質問事項により質問させていただきます。

一般行政で、専決執行等と随意契約の適法性について質問をいたします。

一般会計 3 月の補正予算で、複合施設に係る国庫補助金の予定額が 1 億 9,980 万 6,000 円、約 2 億円の交付が

ないところ、財政調整基金より約2億円の専決執行を行ったが、この財政調整基金の取り崩し処理は、町条例の専決基準額と照らして適法かについてお尋ねをいたします。

2番目に、道の駅事業で株式会社流通研究所を相手に、平成28年度2,302万円、29年度2,493万円、30年度2,492万円の随意契約、これは競争の方法によることなく任意に特定の相手方を選んで契約をする方式でございしますが、これは条例や地方自治法等に照らして適法に執行されたかについてお尋ねをいたします。

大きな2番でございしますが、道の駅事業についてでございます。

道の駅事業については、4月より産業振興課内に道の駅準備室を設置し、令和5年度の開業を目指しているところであります。また、道の駅やぶき協議会を通じ、平成27年度より1億円以上の準備費を使い、調査研究を実施しております。4年間の調査研究の成果と結果をどのように捉えているのか、また、調査の費用対効果をどのように捉えているのかをお尋ねいたします。

同じ道の駅の関係の2番でございしますが、町民の皆様の声は、道の駅設置に反対の声が多く聞こえております。国交省は、国道4号の4車線化について、地域住民全員と関係団体25に対して2度目の住民アンケートを行って民意を確認しております。道の駅設置については、流通研究所の報告によると、概算工事費16億1,600万円の超大型の事業費を要する計画であります。町としても、平成27年度より4年間の報告書や検討結果を公開して、道の駅設置について全住民を対象としたアンケートを実施し、住民の意思の確認をすべきであると考えられますが、実施する考えはあるかについてお尋ねいたします。

道の駅の3番目でございしますが、道の駅の今後の進め方についてでございます。4年間で1億円を超える事業費を使い、調査研究を行ってまいりましたが、令和5年度に開業までの今後5年間を準備期間とする必要があるとは私には思えません。なぜ5年間が必要なのかをお尋ねいたします。

同じ道の駅で4つ目なんですけど、一体型以外の設置についての検討も必要と思われそうですが、お考えをお尋ねをいたします。

大きな項目の3番でございしますが、新町西側の開発についてでございます。

毎回質問しているんですが、新町西側エリアの開発の陳情採択により、平成26年度から新町西道路の整備に取り組んでおります。現在までの議会答弁によりますと、この道路整備の目的は、敷地面積1万5,000平方メートル、売り場面積4,600平方メートル、平成30年12月供用開始の大型ホームセンターの誘致を核にしたエリア開発のための政策的な道路であると。また、大型店舗については、県まちづくり条例の6,000平方メートル規制をクリアするために、出店予定地間を道路で区切ることで抵触しなくなるよう整備を図る道路であると。そして、現在も大型店出店の協議中であり、新町西線の整備が前提条件とされているので、早期実現のためには必要不可欠である。企業誘致の政策的な道路として特に整備効果が高いと判断している。乱開発や虫食い開発の防止のためにも、一定規模以上の面的開発可能な事業者の参入を促進できるよう誘導する。事業費総額1億2,400万円、補助率55%から50%に変更、地権者会代表者不在エリアの開発等について、地権者会との協議を進めるというようなご答弁をいただいておりますが、質問でございます。

この道路については、開発事業者が本来ならば整備を図る道路でありますけど、企業誘致のため、県まちづくり条例対策の政策的道路で、緊急性、重要性等を総合的に勘案し、優先度が高いと判断して町が整備をしているものですが、現在の状況を見ますと最悪のケースで、道路は計画どおりに整備されるが、開発の核となるホ

ームセンター２社の企業進出はないとか、地権者会の陳情採択した西側エリアの開発はされない、それから、乱開発や虫食い開発等で地権者の土地の利用が制限されることなどが想定されます。企業誘致のために優先度が高いと判断したことが実態とかけ離れている。このことについて今後どうするのかをお尋ねをいたします。

以上でございますので、ご答弁よろしくをお願いをいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、２番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、専決処分による財政調整基金の取り崩しについてのおたかしであります。以下、基金は全ての基金を、当該基金は財政調整基金を指すものとして答弁させていただきます。

基金とは、地方自治法第241条において、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けられる資金または財産であり、地方公共団体において任意に設置することができ、その設置は条例によらなければならないとされております。また、基金は条例で定める特定の目的に応じて、確実かつ効率的に運用しなければならないこと、基金に属する財産の種類に応じて、収入・支出の手続、歳計現金の出納・保管、公有財産・物品の管理、処分または債権の管理の例により管理することとされております。

このような法の定めに基づき、本町では、各基金についてそれぞれ条例を定め、財政調整基金については、矢次町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例により、当該基金の運用に関する必要な事項を定めております。

当該基金の管理、運用に関しては、本条例第５条において繰替運用を規定し、「財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」と定めております。これは、財産である基金の管理、運用の一手法として、歳計現金に不足が生じる場合は、安全性、流動性、効率性に留意した資金運用として、基金に属する現金について、基金の処分だけではなく、条例で定める一定の条件のもと、歳計現金への繰替運用を認めているものであります。

なお、繰替運用資金については、一定期間到来後には利息を付して基金に返還するものであります。

このような中、平成30年度予算執行において、複合施設建設に係る国庫補助金について、国の繰り越し手続の関係により、年度内の交付が見込まれない資金不足が生じたことから、この不足分を補填する資金繰りの手段として、本条例第５条を根拠に、当該基金の一部をこれに充てる、基金の繰替運用についての補正予算を編成し、地方自治法第179条の規定に基づき専決処分を行ったものであります。

なお、繰替運用による資金については、本定例会での一般会計補正予算（第１号）において上程しましたとおり、国庫補助金が交付され次第、速やかに財政調整基金に繰り戻しする予定でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業における随意契約についてのおたかしであります。さきの３月議会において三村議員へ答弁いたしましたが、本町では、これまで道の駅整備に向けた具体的な推進のため、道の駅やぶき地域協議会より提出された補助金交付申請書に基づき、当該申請に係る書類の審査等を適正に行い、補助金を交付決定しております。

議員おただしの随意契約は、道の駅やぶき地域協議会と受託者である株式会社流通研究所との契約についてありますが、道の駅やぶき地域協議会は町が補助金を交付している任意団体であり、地方自治法が適用される地方公共団体に該当いたしません、道の駅やぶき地域協議会に対し町から補助金を交付していること及び産業振興課が事務局を担当していることから、町の契約事務手続に準じた契約事務を行っております。

このようなことから、契約の締結につきましては、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号に掲げる理由及び矢吹町財務規則第125条に準じ、その理由を付した随意契約を行っております。

平成28年度契約の地域商社設立に係る道の駅計画策定等支援業務は、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号、道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定支援業務は同第1号及び第5号、平成29年度契約の道の駅やぶきブランド力強化及び仮設実験店舗事業支援委託は同第2号、平成30年度契約の道の駅やぶきブランド力強化支援業務委託は同第2号の理由に該当していると考えております。

繰り返しになりますが、道の駅やぶき地域協議会は任意団体であるため、地方自治法が適用される団体ではないと認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業におけるこれまでの成果等についてのおただしですが、これまで道の駅整備に向け、平成28年度から協議会が7回開催され、延べ175名が参加し、部会は30回開催され、延べ373名により協議が図られ、多くの皆さんの意見を反映させながら検討が進められております。学識経験者、商工団体、農業団体、各種まちづくり団体、公募委員、国・県行政機関などで構成する道の駅やぶき地域協議会を中心に、矢吹総動員で多くの事業に取り組んできたところであります。

道の駅事業につきましては、第6次矢吹町まちづくり総合計画の重点プロジェクトに位置づけられ、平成27年度は道の駅整備に向けた基本構想、基本計画を策定し、平成28年度は実施計画並びに地域商社設立方針の策定、特産品等のブランディング・マーケティング戦略の策定、特産品のレシピ開発、キックオフシンポジウムの開催等を実施し、平成29年度は地域商社設立準備、矢吹ブランド認証制度導入についての検討、地場農産物を活用した商品開発計画の策定、仮設店舗事業等を実施し、平成30年度は地域商社設立準備、仮設実験店舗の開設・運営、料理・特産品のコンテストの開催、矢吹ブランド認証制度の導入準備、シンポジウムの開催等を実施したところであります。

これまでの事業の主な成果につきましては、基本構想や実施計画等の策定により、道の駅整備に向けた基本方針等の取りまとめ、候補地や施設機能等の検討を行い、今後の道の駅整備に向けた方向性や課題等を示したところであります。

また、道の駅の運営方式についても検討を行い、地域商社設立による運営が望ましいとの方向性を示し、商社設立までの具体的なスケジュール案や設立手順を取りまとめたところであります。さらに、特産品の開発、家庭料理のレシピ募集等により、商品化される可能性があるメニューの掘り起こしや仮設実験店舗の運営により、商品、集客、運営体制等の課題を抽出したところであります。

これまでの取り組みにより得た成果は、今後の道の駅整備に向けて大いに活用できる内容であり、道の駅整備に向けた基本方針や商社設立の手順等を取りまとめたことにより、一定以上の成果を得たと考えております。

次に、費用対効果についてのおただしですが、道の駅開業前の現時点で、費用対効果を明確にお示し

することは困難な状況ではありますが、本事業につきましては、地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金を活用しながら、できる限り町の財政負担を少なく事業を展開してまいりました。

今後の道の駅整備により、開業後には農産物の販路拡大、6次化商品等の特産品開発、矢吹ブランド認証、交流人口の創出、雇用創出等の経済効果が期待され、地域振興に大いに貢献する施設として、持続可能なまちづくりを推進するための中心的施設になるものと考えております。道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向けて矢吹総動員で、矢吹らしい道の駅の整備を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業におけるアンケートについてのおたかしであります。これまで、平成28年度は道の駅整備に向けたキックオフシンポジウムの参加者を対象に、平成29年度は「やぶき軽トラ市」や「未来くるやぶき」の来場者を対象に、平成30年度は「おいしい矢吹マルシェ」の来場者や道の駅やぶきシンポジウム2019の参加者を対象に、延べ9回のアンケート調査を実施し、821名から回答を得たところであります。アンケート結果からは、回答者の多くが道の駅整備に期待をしており、道の駅に求める機能として、飲食店メニューの充実が重要であるとの回答を得ており、道の駅開業に向け、参考となるデータ収集が行われたものと認識しております。

また、平成31年2月に開催した道の駅やぶきシンポジウム2019において、町民の皆様へ、これまでの道の駅事業の取り組みや検討結果について報告させていただき、その後のパネルディスカッションで、道の駅開業に向けた意見交換を行ったところであります。

本年度につきましても、テスト店舗や座談会等においてアンケート調査や意見交換会を実施するなど、多くの機会を設け、道の駅に求められる機能や利用者ニーズ等のご意見をいただく計画をしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅開業までの準備期間についてのおたかしであります。まず、現時点における道の駅開業までのハード事業の主なスケジュールについては、今年度、測量、基本設計に着手し、令和2年度に測量、基本設計、実施設計を完成し、令和3年度に造成工事を完成し、令和4年度に建築工事、外構工事、周辺工事を完成し、令和5年度中に開業を迎える計画としておりますが、現在、国が実施している国道4号の道路計画検討に関する第2回アンケート調査の結果を受け、社会資本整備審議会道路分科会の東北地方小委員会で現道拡幅またはバイパス化の整備方針が決定され次第、建設候補地の選定作業を進めていく予定であります。

しかし、国から整備方針の決定時期が示されていない状況の中で、整備方針の決定時期がおくれた場合には、道の駅の整備スケジュール自体におくれが生じることも懸念しているところであります。

ソフト事業の主なスケジュールにつきましては、今年度から令和3年度までは、地方創生推進交付金を活用し、新商品の開発、テスト店舗の開設等を進める予定であります。地域商社設立に関しては、今年度から設立準備を進め、令和2年度に設立の手続を開始し、令和3年度に設立を計画しております。

今後、道の駅やぶきの令和5年度中の開業に向けて、町民等の機運の醸成を図るための具体的な取り組みを進め、情報発信を行いながら、計画的な事業の推進に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅の整備手法についてのおたかしであります。道の駅の整備手法につきましては、道路管理者と町が役割分担と協同により整備する一体型整備と、町が全てを整備する単独型整備の2種類があります。

これまでに道の駅やぶき地域協議会では、国道4号沿線での道の駅整備を目指し、平成28年3月に策定された（仮称）道の駅やぶき基本構想、平成29年6月に策定された（仮称）道の駅「やぶき」実施計画並びに地域商社設立方針の計画を取りまとめるに当たり、一体型整備と単独型整備について、県内の道の駅の整備事例等を参考に検討を重ねてまいりました。

その結果、国道4号道路管理者である国土交通省との一体型整備では、休憩施設、トイレ、駐車場、道路情報提供施設の用地及び建物に係る整備費用が国負担となり、これらの部分についての財政負担が削減できること及び道路利用者に安全・安心の道路情報等の提供が可能となることから一体型整備を選択し、整備を進める計画とさせていただいております。

道の駅は、道路利用者のための休憩施設であるとともに、地域の触れ合いの場となる地域振興施設が一体となった施設で、地域の顔となる施設であると考えております。

今後も、道の駅整備のコンセプトである「日本三大開拓地・やぶきの魅力を発信し、ひととまちが交流しチャレンジする道の駅」の実現に向け、道の駅に求められる機能や利用者ニーズ等を継続的に調査し、令和5年度の道の駅開業を目指し事業を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、新町西側開発についてのおたかしであります。これまでの答弁と重複いたしますが、新町地区は、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線、町道新町・弥栄線に隣接する交通環境に恵まれた立地条件にあり、道路整備を含むインフラ整備による投資効果は、さらなる大型店舗の進出や宅地開発が見込めるにとどまらず、矢吹町西側地域の活性化に資する重要なエリアであり、本町発展のためにも当該地域の開発は必要であると認識しております。

新町地区に大型店舗の進出の意向を示している企業からは、計画におくれは生じているものの進出の意向に変わりはないとの報告を受けており、6月末に協議を行うことになっております。

町といたしましては、当該地区に大型店舗等が進出することにより、雇用機会の拡大、町民の利便性の向上、交流人口の増加等、町の発展に大きく寄与すると考えておりますので、進出を計画している事業者等に対し、これまで以上に当該エリアの魅力をアピールし、開発が促進されるよう努めてまいります。

なお、民間事業者等により一定規模以上の面的開発が進められ、エリア全体の開発が進むことを大いに期待しており、当該地域が乱開発とならないよう、今後も地権者会の皆様と歩調を合わせ、有効利用が図られるよう協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

最初に専決執行の関係でございますが、前払い金の関係で、約5億6,073万円の前払いを4月11日に行っておるわけでございますが、組みかえ払いで3月中に予算のほうに繰り入れなければならなかった理由というのを聞かせたいんですが。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

3月25日付の補正予算の専決の理由ということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○企画総務課長（阿部正人君） 予算につきましては、年度予算でございますので、最終の補正予算を組める機会が3月25日付の最終専決の補正予算になります。予算につきましては、予算の編成は最終3月いっぱいまでなんですけれども、出納整理期間というものがありまして、お金の出し入れにつきましては5月いっぱいまでとなっております。ですから、その時点で、3月25日付の補正予算の段階で、5月までに補助金が入ってこない危険性があるということで、その最終の補正予算で国庫補助金約2億円につきましては減額したという理由になります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 3月18日に契約をして、仮契約で、3月19日、議会のほうに契約の承認の手続きがあり、承認され、また、継続費関係で7,560万の減額補正の承認があったわけでございますが、そのときに、3月の契約になるから、これは入ってこないおそれもあるから、財政調整基金の利用の可能性もあるよということで、一言あればよかったと思うんですが、そういったことができない理由は何かあったのかお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 再質問にお答えいたします。

3月定例会の最終日あたりに、その危険性については財政担当課としましては認識はしておりましたけれども、3月定例会会期中にはそのことが明確に確認できなかったもので、定例会中にはお話し申し上げませんでした。専決処分につきましては、専決処分をした次の議会で報告、承認いただくようなことで規定されておりますので、その規定の手续にのっとりまして、本議会に提出させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 私も議員になって3年、6月の議会だと4年目になるわけなんです、今までのそういった3月の補正の専決状況を見ますと、全部減額できていたんです、一般会計のことは。それで、今回このような財政調整基金の組みかえというのが初めて出てきて、2億円というような金額であったので、これについて正しいものかどうかということで確認をさせていただいたわけでございます。

それでもう1点なんです、複合施設の継続費の専決も行っているわけなんです、継続費については、私どもに提示された計算書のほかに、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに進行状況等に関する調書というのが施行令の144条の2項で提出されるようになっているわけなんです。

すが、それらの提出がなされていないんですが、これについてはどうということかお尋ねをしたいと思います。

○議長（大木義正君） 三村議員、ただいまの質問は通告のほうに入っていないので、通告に入っているか関連していることについて質問してください。

では、次の再質問あれば。

○2番（三村正一君） 答弁いただけないということで了解しました。

それでは次に、道の駅事業の関係で再質問をしたいと思います。

随意契約の関係でございますが、随意契約でご答弁いただいたんですが、答弁の中でちょっと間違っているところがあるんじゃないかなというのがあるんです。

ナンバー2ですが、28年度の中段、「道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定支援業務は同第1号及び第5号」となっているんですが、第1号というのは、50万の範囲内で随意契約ができるという項目が167条の第1項の第1号の項目で、50万円という金額をオーバーしているのに該当させることはできないのではないのかと。それからもう一つ、第5号は緊急性。この緊急性というのは、28年度の緊急性はどういう緊急性があったのかをお尋ねしたいと思います。

〔「議長、休議して」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 1時34分）

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 1時37分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

ただいまご指摘がありました道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定支援業務、これにつきましては金額が29万9,160円になりますので、少額の契約ということで第1号ということになります。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ただいまの答弁にあったわけなんです、この上のやつのいろんな業務、合わせて平成28年度は2,302万円の契約を結んでいるんですが、この委託契約書は1本の契約書なんですよ。総額で2,300万円、1枚の契約書で契約されているわけなんです、中身が違うからといってそれぞれの条項で足して大丈夫だというのは、私は何かおかしいというか、契約書はそれぞれに結ぶのであればこの随意契約の条項が該当すると思うのですが、今回は2,300万円一遍に結んだ契約について、何でその条項が適用されるのかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔休憩をお願いします〕と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 1時40分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時44分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

まず、地域商社設立に係る道の駅計画策定等の支援業務が契約金額が2,272万2,660円でございます。その理由につきましては、第2号及び第5号というところの2つの条件で選定しております。次の道の駅やぶき仮設実験店舗実施計画策定業務、これにつきましては1号及び5号というところで、これも2つの理由に基づくものでございますので、先ほどの答弁、訂正させていただきます。

契約書につきましては、おののあります。別契約でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 29年度の契約書関係は、1本で全部ひっくるめてというふうなことになるわけなんですが、これについてはどういふようなことで1本にできたのか。流通研究所に全ての業務を任せたとしたことなんですが、これについては、決定したんだからしょうがないんですが、法律的に問題ないのかどうかをお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員のご質問にお答えいたします。

法律的に問題ないのかというご指摘でございますけれども、問題ないというところで考えております。

それで、この道の駅やぶき地域協議会は、あくまで町が補助金を交付しております任意団体でございますので、地方自治法が適用される団体ではないということで認識しております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今、任意団体だから地方自治法は適用されないというような、そのような答弁があった

んですが、この道の駅事業というのは、町の事業の目的達成のために設置された協議会で、その予算の全額を町で補助して、会長が副町長、会計事務を産業振興課が行っている。これは前にも質問したところで、何で町が直営でやらないんだというようなことでの質問をしたところ、回答は、これは地域ぐるみで進めたいからというような回答をいただいたところでございますが、そういった中で町の事業と一体にやっているわけです。事務局も産業振興課の中にあるというような形になっているわけで、こういったことは、やはり透明性、公平性、公正性、これは自治法を適用してやっていくべきではないかと思うんです。自治法に準じてやるべきだと思います。

というようなことで、なぜ随意契約が問題かという、結局は、契約事務の執行というのは、公正をもって第一義として、機会均等の理念に適合して、かつ経済的確保の観点から、一般競争入札の方式が原則だということが町のガイドラインにもあるわけです。そういった中で随意契約というのは、競争の方法によることなく任意に特定の者を選んで契約するというようなことになっています。

それで、これの問題点は何かという、相手方が固定化する。情実に左右され、公正な取引の実を失するおそれがあるからだめだということを言っているんです。そのために国では、50万とか130万、そういった一つの歯どめをかけながら、一般競争入札の例外事項として随意契約があるわけなんです。そういった意味で、この項目を拡大解釈をしてやっているんじゃないかと私は思います。

これ以上質問しても、私の持ち時間がなくなりますから、この問題については非常に疑義があるということをしし述べて、次の質問に移りたいと思います。

次の質問で……

○議長（大木義正君） ちょっと待ってください。疑義があるということで終わったのではまずいので、質問なら質問にしてください。

○2番（三村正一君） では、疑問があるということで答弁を求めます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

町は、道の駅の事業実施に当たっては、一点の曇りもなく、疑義を持たれるような事業の推進はしておりません。この点については理解をしていただきたいと思います。ただ、そうした疑問を持たれるということについては、この後、私どもも十分注意しながら事業を進めてまいりたいと考えております。

三村議員が言いますように、公明、そして公平かつ透明性をもって、競争性を働かせてというようなことについては、今後十分協議を深めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 契約のほうはこれで終わります。

続いて、道の駅の事業の関係でご質問をいたしたいと思います。事業の関係で、毎年度それぞれ2,500万近

いお金を流通研究所と契約をしておったわけなんです、これについての予定価格はどのようにして決めたのかをお尋ねします。道の駅のために最低限必要、やるべきことを、適正価格で透明性ある中で公正に決定すべきであると思いますが、不明であることから、予定価格の決定方法をお伺いいたします。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 1時54分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時55分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

予定価格については、積算に基づいて設定しております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 予定価格を積算に基づいてと言うんですが、毎年同じ予定価格になっているんでしょうか。実証店舗の費用とかそういったもの、大体毎年1,200万ずつかけて事業をやっているわけなんです、実証店舗、28年度やって売り上げがなかったらば、もっといい方法とか何かということで、もっと実績の上がる方法とか何かということで、毎年チェックしながら新しく予算を組んでいくのが本当だと思うんですが、その辺についてはどのようになっているんでしょうか。その予定価格の決め方、毎年度の。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 1時57分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時58分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

毎年度同じ決め方なのかというところではございましたが、財務規則に基づきまして、予定価格については、設計書等によって定めた額で予定価格を設定しておりますので、毎年同じ金額ではないというところがございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 予定価格もきちんと定めて、そして2者以上の見積もりもとって進めているのかなというふうに私は思っていて、この話は、次の話に移らせていただきます。

補助事業関係で、普通は通常、事業をやるので少しでも補助事業はないかなということで探して、事業を実施するのが通常です。補助金があるから事業をやるというように見受けられます。そのために本当に必要な事業とか、過大な事業費ではないか等の疑義が出てくる状況にあります。補助金があるからソフト事業を実施しているのではないかなというふうなことも私は思っています。そんなこともあって、ぜひ必要な事業を、最低限の費用で最大の効果が上がるようお願いをしたいなというふうに思っているところでございます。

具体的な質問をしたいと思いますが、このシミュレーションによりますと、指定管理者ということで地域商社になるというような予定で、毎年2,800万ずつ払うというようなシミュレーションになっておりますけれども、これは町長の答弁にあった赤字にはしないよというような内容が、この2,800万を含んで赤字にしないよというような答弁だったのかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 2時01分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時04分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員のご質問にお答えします。

管理委託料として計画書の中に書かれております2,801万2,000円の件だと思いますが、これについては年間の委託の契約の額として算定されているものでございまして、赤字にはならない計画の委託料の設定の仕方となっております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今の答弁は、2,800万を含んで赤字にならないという答弁であったと理解をいたしました。

次の質問でございしますが、今年度より3カ年、ソフト事業で6,650万の事業が見込まれております。今年度は1カ月間のテスト店舗の運営で、1,000万をかけて3年間で3,000万ですか、それから事業計画に300万をかけるとか、いろいろ明細があって1,900万の計画が出ております。これは先に補助金ありきでどう使うかでは

なくて、本当に必要な事業をやるべきだと思います。

この3年間で6,650万の事業費があれば、1カ月のテスト店舗ではなくて常設の直売所の設置が可能であります。ですから、このソフト事業は常設の店舗店舗に絞り込んで進めていくことが資金の有効活用ではないかと思えますし、町民にも周知されて、顔の見える新しいネットワークづくり、それから経営についての経験を積むこともできます。そういった意味で、常設テスト店舗に集中するとか、予算をそちらに振り向けてつくっていくということについての考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今予定しているテスト店舗を常設に絞り込んで実施したらどうかというご提案でございますけれども、予定している財源については補助金を使って考えているところがございます。それで、事業内容を変えるということであれば、その変更の手続もしなければいけないというところがございますので、今の段階では、ご提案どおり振りかえるということについては非常に厳しいのではないかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） ぜひ協議会のほうでそういったことも検討いただいて、変更できるものであれば変更していただきたいなということを要望しておきたいと思います。

最後に新町西道路、もうすぐ完成間近になっているわけなんです、道路工事中でバリケードを両側に張られているところの道路でございますが、まだ舗装になっておりません。供用開始になっておりません。告示にもなっておりません。

そういった道路の中で宅地造成が行われました。町長が今まで乱開発防止だとかいろんなことを言っていたんだけど、乱開発が始まってしまったのかな。早く面的事業者を見つけなきゃならないんじゃないか、それからある程度のグランドデザインを示して早くやっついていかないと、道路に面した地権者だけは開発できるが、多くの土地は開発しないで終わってしまう。それで今、地権者会の人はどのようなふうに思っているかという、俺のところまで来ないという、波及効果がとかいうか、道路も何も今のままで終わりじゃないかというような諦めムードも出ています。

そういった意味で、昨年の11月に地権者会が開催されて以来、会長も決まらないまま、もう半年以上もそのままになっております。その間も、ある方は土地の所有者に対して売ってくれというような動きがあって、私どものほうにも聞こえてきております。そういった意味で、ぜひ町で、1億8,700万の事業費をかけて整備している道路でございますので、それらについてある程度町が関与しながらやっていっていただきたいなと。

それと、地権者会、早く地権者の意思を統一していただきたいなというふうに思いますので、その辺について、今後の進め方とかいうか、まず初めに、工事中の道路を使って造成工事よりも農地転用の許可が出たというのがなかなか納得できないんですが、その辺のことについてお尋ねします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 2番、三村議員の再質問にお答えいたします。

農地転用の件でございますけれども、新町地区の地域につきましては、用途地域の区域内に入っている第3種農地でございます。第3種農地は、農振の農用地とは違って原則許可できる土地ということになっております。そのため、農地転用について農業委員会のほうで許可について決定したという経緯でございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 残り1分40秒ですけれども、再質問はございませんか。

2番。

○2番（三村正一君） 今のような野放し状態では、例えば反社会的な勢力に土地買収された場合、町で計画している開発等が不能になるということも考えられます。そういったことを考えていくと、本来ならば、あそこは田んぼの真ん中の土地ですよ、道路ができなかったら。それで供用開始もしていない。それなのに許可が出るということ自体が、許可を出さなきゃならないんだと今答弁があったけれども、それは何で道路が開通してから造成しなかったのかなと逆に私は不思議に思うんですが、町の行政のほうでもそういった面である程度は指導すべきと考えておりますので、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 2番、三村議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、農地転用をした経緯については、先ほど佐藤課長が答弁したとおりでございます。許可権者というのは農業委員会になっている。ただ、そうしたことについて事前の指導も含めて、そうした動きがあることを町側が察知できなかったということについては、大変心苦しく思っております。

今回の新町地区の開発については、大型商業店舗が進出することによって道路の整備に至ったことについてはご案内のとおりでございます。それに伴って、休眠状態だった新町地権者会も昨年2度ほど集まりを開きまして、最終的には、三村議員がおっしゃるとおり昨年の10月に集まりを開いて、8割方の地権者が集まって、ここは一体的な開発をし、矢吹町の発展に資するための土地というような意識を再確認したところでございます。ただ、一部の地権者について、そうしたことで先走って、土地をある業者に売って今回の農地転用に至ったということを、私自身も地権者会に出席した者の一人として非常に残念に思っております。

この後は、三村議員がおっしゃるように、すぐにまた地権者会を開催するよう職員のほうには指示をしておきましたので、町の関与も、積極的に地権者会と持って、この後の乱開発につながらないような一体的な開発に向けての努力を惜しむものではございませんので、そうしたことで動きを活発にしていこうということで、私からの答弁とさせていただきますと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 以上で、2番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は2時30分といたします。

(午後 2時17分)

○議長（大木義正君） 再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（大木義正君） 通告4番、3番、安井敬博君の一般質問を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。傍聴席にお越しの皆さん、いつも大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして質問を3点ほどさせていただきます。

まず、第1点目といたしましては、先ほどの同僚議員の質問と重なるところはありますが、私なりの質問をさせていただきます。新町西線及び周辺の開発についてであります。

まず、新町西線の周辺に関しては、商業施設の誘致などに有利に働くということ、商業施設が来るということで、雇用増や周辺の皆さんの買い物の利便性の向上などで、町民の利益に資するなどとして開発が進められておりますが、いまだに舗装は完了していません。町民の間からは、いつになったら道路はできるのだ、そういう声も聞かれています。そのおくられている理由と工事完了の見込みはどうなっているのかお尋ねいたします。

また、西日本の企業から商業施設進出の問い合わせがあったと説明がありましたが、これについてはどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

〔私語する者あり〕

○議長（大木義正君） お静かに願います。

○3番（安井敬博君） 続きまして、商業施設の誘致のためには、虫食いの乱開発を防ぐ手だても必要ということでありました。これまでの同僚議員からも同じような質問がありまして、こういったご答弁がされていたり、また、これまでの議会の全員協議会の中でも、こういった手だてを防ぐことは必要であるということも言われておりました。

しかし、この道路の舗装はまだ終わっていない段階で、道路に面したところ、土地の田んぼが農地転用されて宅地造成が進んでおります。これは町民の間からも、道路もできないうちから何をやっているんだ、こういった声も聞かれているわけですが、これについて町としてはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2番目の質問といたしまして、臨時・非常勤職員等の任用についてであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律によって、来年の4月からは会計年度任用職員制度というものが実施されます。これは今、町の臨時職員、非常勤職員という方が多数おられますけれども、こういった方たちの任用を、町として職員を雇うのに対して、厳格にやっていけということで設けられた法律と理解し

ておりますが、これによって臨時職員の方は、会計年度任用職員にシなくてはならないということになりますけれども、これに対して町では、これまでまちづくり矢吹という地域おこしのための会社をつくって、この会社については、私たち議員に対して説明をされていたのは、テレワーク事業ということで、子育て中のお母さんですとか、また子供の手の離れた方とかが短時間でも働いて、ウェブの制作ですとか、またはパソコンを使った業務とか、そういったものをこの会社のテレワークオフィスでやってみたり、それから、家庭の中でそういったものをやるということで、町の人の雇用の場をつくるというのが目的で言われていたことでありましたが、これが先ほど言った会計年度任用職員への移行も考えておられると思いますけれども、それとは別に、町の臨時・非常勤職員をまちづくり矢吹へ転籍していただいて、そしてそこに窓口業務等、また放課後児童クラブの支援員さん、そして幼稚園等の保育の支援の教諭の方とか、そういった方を移行するという、こういった話が先ごろ全員協議会の中でも説明されたわけであります。

これに関してでありますけれども、これまで経年的な正規職員、臨時職員、そして非常勤職員の人数の推移と、来年の4月からの移行を計画している職場ごとの現在の身分、臨時職員なのか非常勤職員なのかなどの別、それから人数、職種、移行後に予定している身分、これは会計年度任用職員にしようとしているのか、それともまちづくり矢吹への転籍をしていただくのかなどを示していただきたいと思います。

また、窓口業務等については、まちづくり矢吹への業務委託を行うということでありまして、役場の窓口の業務を民間の会社に委託するということになりますと、これまでのように窓口で苦情処理等、または職員の方の対応とかに対して、町の皆さんが疑問とか持たれていろいろと質問されたりとかする、それに対してそういった苦情処理への対応が、することが難しくなるのではないかと。また、住民の個人情報、プライバシーにかかわる情報が、税金の情報ですとか、それからその方がどこに住んでいるとか、そういったことも住民票等をとればわかるわけですが、こういったものが民間の会社のほうに情報が漏れてしまう危険性もあると思います。こういったことで住民利益の損失や住民サービスの低下が懸念されますけれども、そのような事態は想定しているのか、お答えいただきたいと思います。

また、会計年度任用職員制度に係る法改正の趣旨は、臨時的任用の厳格化をするということでありました。これまで臨時職員であっても継続的に雇用がされていたとしても、ボーナスは支給がされないですとか、あとは、これは矢吹町がそうだとかということではなくて、一般的に言われていることでもありますけれども、有給休暇の取得等もなかなか難しい状況にあるとか、そういったことをちゃんとしていただくということ、働く方の待遇を改善しようということが法の趣旨だと思うんですが、そういったことであれば、現在の臨時職員や非常勤職員の方をしっかりと会計年度任用職員に移行すること、もしくは正規職員として、正規に試験等も受けていただきながら雇っていただく、こういったことが本筋と考えますが、町長はどうお考えになるかお聞かせいただきたいと思います。

3番目の質問といたしましては、社会教育施設である図書館と公民館の運営の方法についてお尋ねしたいと思っております。

皆様ご承知のとおり、来年度からは、現在ある図書館と公民館機能を含んだ、仮称でありますけれども矢吹町複合施設ができます。これができるのと、ここに今の図書館と中央公民館が移るわけですが、建物の建設に当たっては、さまざまな審議会ですとか、あとは今利用している皆さんの声なども聞きながら、いろい

ろと改善もしながら進められておりますけれども、実際にこれができ上がった後にどのような運用がされるのか、この辺が全く今示されていない状況であります。全く示されていないと言っても、これまでの全員協議会等の中では、審議会等を開催してそういったところも検討を進めているということでありましたが、これは図書館も公民館も住民の学ぶ権利や知る権利、こういったことを保障する社会教育施設であるという位置づけがされておりますが、こういったことが移行後も、この運営をこの趣旨にのっとりしっかりとやっていただかなければいけないと思います。

そこで、複合施設における図書館機能と公民館機能の運営は誰がどのように行うのか、この辺をお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、社会教育法などに規定されている公民館の役割や歴史を考えますと、公民館という名称を残すことが非常に重要であると考えます。公民という名前が公民館についたというような、これは公の施設であるということ、公がつくる施設であって、そして国民の学習のためになる施設、そういった思いもあって、この名称を残すことが必要であると思います。

そして、公民館事業に関していいますと、その企画、立案、運営等を行う館長や公民館主事の役割は大変重要であります。町の方たちがどういったものを学んでいきたいか、そういったことを常に把握しながら公民館事業を企画していく役割が、館長さんや公民館主事の方にあると思いますが、そういったことでいいますと、公民館の名称というものを残しながら、それとあわせて、職員についても長く公民館で企画、立案に携わっていただくという考え方からいたしますと、町の正規職員として任用していくべきではないか、この施設が移されるのを契機にそういったものにしていくことも必要でないかと思いますが、教育長はどのようにお考えになるか、お聞かせいただきたいと思います。

そして最後に、図書館の民営化の問題に対して、実は最近ですけれども、茨城県の守谷市、そして山口県の下関市などでは、随分早くから図書館を指定管理者に委ねていたりとか、それから民営化をしていくということ、民間の方に業務委託をしていくということが行われていたわけですが、例えば下関市などでは、やっぱり民間業者ですから目標値があるわけですね。民間として請け負った後に、図書館の利用者数、それから貸し出し数はこれだけふやせましたなどということがありまして、それをふやす目的で利用者がふえれば、何か金券のようなものが配られますよとかということで、読みもしない本をどんどん借りていくなんて、そんなことが行われていた。

また、利益を上げる目的などで、守谷市などでは職員の方に対してサービス残業のようなものも行われたりとか、そういったことも問題になって、実際に利用する市民の方たちが、もうこんな図書館では利用できないということで利用者が減っていった。また、守谷市では職員の方たちが、館長さん以下一斉にやめてしまったことで図書館が運営できなくなってしまった、こういった経緯がありました。それに対して市民の方からも要望が寄せられ、議会や市でもきちんとそれを話し合った結果、民営化した図書館を再び公営化したという動きがありました。

先ほどの役場のほうの窓口業務等も、まちづくり矢吹さんのほうへ委託するようなことも考えているようですが、これから先、図書館や公民館もそういったことが行われると同じような事態になる危険性はあるので、そうならないためにも、図書館に関しても先ほどの公民館と同様に、図書館司書というのは、この町の町

民の方がどういった本を読みたいとか、どういったことを知りたいとか、そういったことを知りながら、計画的に本を入れていこうというようなことをやっていく、それから開館時間等についても企画をしていく、こういったことが必要とされまして、そのためには図書館司書という専門性を有する方が必要なんです、こういった方に関しても長期的に任用することが必要と考えます。そのためにも町の正規職員として任用すべきと思いますが、教育長はどうお考えになるかお聞かせいただきたいと思います。

以上3点につきまして、ご答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、新町西線の進捗状況についてのおたかしであります、新町西線道路整備事業につきましては、JR東北本線矢吹駅の西側地域の活性化に資することを目的に、平成26年度から事業に着手し、継続的に取り組んでいる路線であります。

議員もご承知のとおり、事業着手前から大型店舗の進出計画があり、立地条件的に有効な場所であることから整備効果が高いと判断し、事業に着手したところであります。現在は、全延長360メートルの改良工事が完成して、舗装工事を残すのみとなっており、本年度は社会資本整備総合交付金を活用し、年度内の完成に向けて事業を進めております。

また、完成時期が本年度まで要した理由につきましては、大型店舗が進出する際に必要となる出入り口の位置や道路規格、上下水道に係るインフラ整備等の工程の調整を行ってきたこと、県道の道路管理者である福島県や白河警察署との協議に時間を要したこと、さらには、社会資本整備総合交付金において交付決定額が要望額より少なかったことなどが主な理由であります。

今後、町といたしましては、一日も早い供用開始を目指すため、年度内の工事完了に向けて事業に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、商業施設進出についてのおたかしであります、三村議員への答弁と重複いたしますが、新町地区に大型店舗の進出の意向を示している企業等からは、計画におくれは生じているものの進出の意向に変わりはないと報告を受けており、6月末に協議することになっておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線沿線の宅地造成についてのおたかしであります、新町西線周辺の農地について、昨年度から今年度にかけて、3件の農地法第5条の転用申請が提出され、いずれの3件とも、先ほど答弁の大型店舗開発が計画されているエリア外であり、宅地、駐車場敷地、店舗敷地への転用が許可されております。

新町西線周辺は、都市計画法において第二種住居地域の用途区域の設定がされており、農地区分は市街地にある区域内の農地と定義される第3種農地となります。農地法第5条に基づく農地の権利移動を伴う転用申請については、書類等に不備がなければ、原則許可できる農地となっております。

なお、大型店舗開発のエリア全体の開発につきましては、進出予定企業に確認するとともに、地権者会の意向を確認し、一体的な開発について情報を共有しながら随時協議を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、臨時・非常勤職員等の任用についてのおたかしであります。厳しい地方財政の状況が続く中、教育、子育て支援など増大し多様化する行政需要に対応するため、地方公務員における臨時・非常勤職員数は全国的に増加してまいりました。総務省の報告によれば、平成17年度の45万6,000人に対し、平成28年度には64万3,000人とおよそ19万人増加しております。一方、地方自治体の職員数は、集中改革プランにより、平成17年度の304万2,000人から平成22年度の281万4,000人へおよそ23万人が減少し、それ以降も減少を続けておりましたが、平成27年度には273万8,000人となり、そこからほぼ横ばいとなっております。

本町における一般職常勤職員数の推移といたしましては、平成17年度の集中改革プランと並行し、町独自の行財政改革に取り組んだ結果、平成17年度の171人から平成22年度には139人にまで大幅に減少いたしました。最も減少したのは、震災の翌年である平成24年度の134人ですが、財政状況に一定の健全化が図られ、また、高い専門性を求められる業務がふえてきたことなどから、適正な職員数を確保するため、平成25年度には135人、平成26年度には137人と微増しながら、本年4月1日現在においては、条例定数170人に対し155人としたところであります。

一方、専門的業務や職員に準ずる職責を担っている嘱託職員、現在の一般職非常勤職員及び任期付職員数につきましては、当時は保育職の採用数が多かったということもあり、平成17年度には39人だったところ、平成20年度のひかり保育園民間委託に伴い19人減少し、全体では一時20人となりますが、一般職常勤職員の減少が加速する平成21年度から増加傾向に転じ、一般職常勤職員数が最も少ない平成23年度から平成25年度にかけ31人から40人まで増加いたしました。平成25年度以降、平成28年度までは横ばい傾向でありましたが、平成29年度のあさひ保育園民間委託に伴い、現在は22人となっております。

また、事務補助員や児童クラブ支援員、学校支援員などの臨時的任用職員については、平成17年度から平成21年度までは日々雇用ということで、年間雇用するケースは少なく、時給による短期間の雇用を中心として、事務補助員6人程度、児童クラブ支援員及び幼稚園支援員で15人程度でありました。しかし、平成25年度以降は、6カ月の任用期間を原則としながらも、比較的長期にわたる任用形態となり、事務補助員27人、児童クラブ支援員、学校支援員及び幼稚園支援員が62人に増加いたしました。平成28年度には事務補助員36人、児童クラブ支援員等が56人となり、今年度は事務補助員32人、児童クラブ支援員等が51人となっております。

以上、職員数の経年推移を振り返りますと、集中改革プランの最終年度に差しかかる平成22年度ころから、一般職常勤職員の減少と反比例するように、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員等を補充、増員してきたものでありますが、これらは、財政状況が厳しい中においても、行政サービスを質的、量的に低下させないよう、多様な任用形態により創意工夫してきた経過であり、東日本大震災を含むこの間、多くの臨時的任用職員及び一般職非常勤職員が補助的、補完的業務を担い、本町の行政サービスを一般職常勤職員とともに支えてきてくれたものと認識しております。

また、4月からの移行を計画している職場ごとの現在の身分、人数、職種、移行後に予定している身分についてであります。現段階において、今年度10月1日より一般社団法人まちづくり矢吹への委託を想定している業務は、総合窓口業務、都市整備課窓口業務、児童クラブ支援業務、小学校支援業務であり、現在、これらの業務に従事している職員の任用形態につきましては、総合窓口業務を除き全て臨時的任用職員が従事しております。

委託する業務に係る人数といたしましては、現在、全庁的に民間委託が可能な業務の最終調整を行っているところでありますので、お示しすることはできませんが、委託後の身分としては、一般社団法人まちづくり矢吹の社員として、町の業務に従事していただくことを想定しております。

今後も、現在勤務する臨時的任用職員及び一般職非常勤職員が不安になることのないよう、安定的に働ける場を確保し、丁寧な説明と情報提供を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、窓口の業務委託についてのおたかしであります。町では、平成28年4月より総合窓口課を設置し、従来からの戸籍事務及び各種証明書等の発行事務のほか、各課の窓口業務を集約し、さまざまな手続等で来庁された町民の方々にとって利便性が高いワンストップサービスを行ってまいりました。ワンストップサービスの導入から本年度で4年目となり、利用者の方々からは、明るく、丁寧で、親切かつ迅速な窓口対応であると高い評価を受けております。

また、町では、行政事務を効率的かつ効果的に実施して住民サービスの向上を図るとともに、民間の参入機会の拡大や各種団体との協働のまちづくりを目指すため、平成27年に策定した矢吹町公共サービスの多元化推進計画に基づき、指定管理者制度の導入や業務委託等を推進してまいりました。本年度予定している窓口の業務委託につきましても、住民サービスのさらなる向上に努めるため、これまで培ってきた正確で迅速、丁寧な窓口業務のノウハウをマニュアル化し、受託者へ業務をスムーズに引き継ぐことで、従来の窓口サービスが継承できるように準備を進めてまいります。

議員おたかしの個人情報の秘匿や守秘義務の遵守等につきましては、関係法令等に準拠し、業務委託仕様書及び業務マニュアルへ明記するなど、最新の注意を払いながら業務委託に向けた手続を進め、利用者が安心して窓口サービスを利用できる体制の構築に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、法の趣旨からすれば臨時職員や非常勤職員を正規職員や会計年度任用職員に移行することが本筋ではないかとのおたかしであります。改正法の趣旨は、あくまでも地方公務員制度における任用の適正化であります。具体的には、特別職非常勤職員を限定列举することによる適正化、曖昧であった臨時的任用職員を職員の代替に限定することによる厳格化、地方公務員法第17条を根拠としながらも法律上記載のなかった一般職非常勤職員について、法律上明文化することによる会計年度任用職員制度の明確化、さらに労働者性の高い非常勤職員に対し、これまで支給できなかった各種手当の支給を可能とする給付規定の整備など、これまでの任用制度の課題を整理したものであり、法の要請は、各自治体間での独自解釈による任用ではなく、全国的に格差のない適切な任用を行うことであり、単に臨時的任用職員及び一般職非常勤職員を一般職常勤職員や会計年度任用職員へ任用がえすることではないものと認識しております。

これまで、町職員として町民のために尽力されてきた臨時的任用職員及び一般職非常勤職員に対し、任期の定めなくできる限り長く職員として勤務いただきたいという思いはありますが、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員には法で定められた任用期間というものがあります。

議員もご承知のとおり、地方公務員は、地方公務員法第17条の2の規定により、競争試験または選考により採用されることとされており、公務員試験を受験し、一定の職務遂行能力、適性等をクリアし合格しなければ、任期の定めのない常勤職員として任用することはできないものであります。また、震災時に職員が不足した経験や、高い専門性を求められる業務がふえてきたことなどから、一般職常勤職員を中心とした持続可能な組織

構築のため、退職者補充を原則としながらも、多様化、高度化する各種事業及び町民ニーズに対応できるよう、適正規模の職員数としてきたところであり、その結果、今年度は条例定数170人に対し、過去10年において最多の155人となりました。

一般職常勤職員を中心とした簡素で効率的な行政運営が求められる中、これらの課題を解消するためには、業務の整理を行い、一般社団法人まちづくり矢吹への業務委託により働く場を確保し、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員を転籍することが、サービスの向上、業務の効率化、雇用の確保等の面から最善であると考えられるものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

教育長、栗林正樹君。

〔教育長 栗林正樹君登壇〕

○教育長（栗林正樹君） 議場の皆様、こんにちは。

3番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹町複合施設における図書館機能と公民館機能の運営についてのおただしであります。さきの3月議会においても、議員からの野崎町長への同様の質問があり、答弁がございました。また、矢吹町複合施設の運営については、3月議会の全員協議会において教育委員会より矢吹町複合施設管理運営方針をお示しし、運営体制のイメージや施設運営にかかわる町民参加・参画の仕組みなどについて説明させていただきました。

矢吹町複合施設は、公民館機能、図書館機能、子育て世代活動支援機能、観光交流機能の4つの幅広い機能を有する施設であることから、利用者が求めるさまざまなニーズを把握し、それぞれの役割と機能が継続的に果たせるよう具体的な運営内容のあり方を検討してまいります。その中で、各施設の機能連携による効果的なサービス展開が図られるよう工夫しながら、運営方針をもとに管理運営計画を策定していきたいと考えております。

このようなことから、議員おただしの複合施設の運営は誰が行うのかということにつきましては、今後策定予定の管理運営計画案を示させていただき、具体的な説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹町複合施設における公民館機能についてのおただしであります。初めに矢吹町中央公民館の概要について説明をさせていただきます。

現在の中央公民館は昭和48年に開館し、日常生活における町民の身近な学習の場として多くの方に親しまれ、文化・スポーツや社会教育、生涯学習の推進に大きな役割を果たしてまいりました。開館から40年以上の歴史があり、利用者からも愛されている施設であると認識しております。しかし、耐震性能の低下や設備の老朽化等により高齢者や障害のある方の利用に不便を来していることから、複合施設への建てかえを決定したところであります。

また、公民館は社会教育法に位置づけられた施設であり、町民の教養の向上や健康の増進等を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的としております。こうしたことから、4つの機能が集約される複合施設の中でも公民館機能が果たす役割は大変重要なものであり、複合施設の供用開始後も、社会教育法

に基づいた矢吹町公民館条例による公民館として運営をしていく考えであります。

議員おただしの公民館の名称を残すということにつきましては、現在建設している複合施設において公民館としての名称を残してまいります。今後、複合施設の設置条例を制定し、その際に施設全体の名称を決定することとなります。その複合施設に公民館や図書館などの施設が包括されることになりますが、公民館や図書館は各施設条例に基づき設置されますので、その名称は残ることになり、ことぶき大学やあゆり祭、各種団体活動等もこれまでどおり公民館事業として継続してまいります。

また、配置する職員につきましては、先ほど答弁しましたとおり、複合施設を管理運営していくに当たり、どのような体制がよいのか、従事する職員の身分や人員の配置等も含め検討しているところであります。

今後も、社会教育の充実や各施設の機能が最大限に発揮されるよう、業務の継承や人材の育成に努めるとともに、利用者の満足度を向上させ、町民の交流の場や団体の活動の場づくりを目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、図書館職員についてのおただしであります。本町の図書館につきましては、平成20年度から指定管理者制度を導入しており、3年ごとに事業評価を行い、これまで継続して管理運営をしてまいりました。この間、図書館運営に携わる受託団体は、図書館運営に必要な専門的知識を有する司書を配置し、さらに福島県立図書館が主催する職員研修等を受講し、資質の向上に努めております。また、同図書館と連携し、来館者の課題解決に向けた利用者支援サービス、いわゆるレファレンスを柔軟かつ的確に行うなどサービスの向上に努めており、利用者からも高い評価を得ておりまして、適正に運営がなされております。

さらに、今月8日には、西條八十や土井晩翠らを初めとする著名な詩人や大滝清雄先生も会員であった一般社団法人日本詩人クラブより、平成元年から実施している「さわやか詩集」発行活動が長年にわたる詩の啓蒙活動と認められ、詩界功労顕彰を受賞したことは大変名誉なことであり、町の施策並びに受託団体のこれまでの活動の成果を象徴する大変喜ばしいことであります。

議員おただしの職員の任用につきましては、先ほど答弁しましたとおり、利用者の満足度を向上させるため、複合施設の運営に当たり、どのような体制がよいのか、従事する職員の身分や人材の確保、育成等も含め検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、3番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、1番目の質問の新町西線について再質問をさせていただきたいと思います。

これまでの開発の経緯等も丁寧に説明していただいたところですが、この中で、大型店舗が進出する際に必要となる出入り口の位置や道路規格、上下水道に係るインフラ整備等の工程の調整などを行ってきたこととすとか、社会資本整備総合交付金において交付決定額が要望額より少なかったことなどが主な理由というふうに挙げられておりますけれども、上下水道のインフラ等の工程の調整というのは、大型店舗が進出するようなことが前からあったということで、かなり早い段階からこういったものが必要かというのはわかっていたかと思うんですが、この辺がどうしておくれた理由になるのかなと思いますが、その辺お聞かせいただきたい

と思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

上下水道関係、当初からわかっていた内容ではないかというご質問でございますが、当然把握しておる中で、下水道に関しましては極力補助事業を活用したいという思いがございまして、補助事業の申請であったり、そういったものを道路事業の進捗に合わせて調整をした中で、若干道路事業に追いつけない部分が補助事業の関係であったということでの調整があったということでございますが、やはり一番大きな理由は、社会資本整備総合交付金の内示率といいますか、決定額が想定より低かったということでのおくれでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） やはり大きなおくれの原因としては、社会資本整備総合交付金のほうの交付決定額がなかなか少なかったということでありました。その理由というのはどういったものなのか、何で交付額が減ってしまったのか、そういったものを改めてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

都市整備課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

交付金の額がなぜ減ったのかということでございますが、これは矢吹町の新町西線の事業だけが減ったわけではなくて、国全体の国交省の予算枠がございまして。そういった中で近年、復興関連事業ということで、全国からかなりの件数の道路が、新たな新設道路であったり、そういったものが各市町村から要望されておりました。全体の枠は変わりはないんですが、要望件数が多いということはどうしても薄まってしまっているところでございます。これは全国的な傾向でございます。福島県も下がっております。県南地区でも下がっておりますし、矢吹でも下がっているというようなことでございます。

以上であります。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 全体の総枠があるということですから、減っているのは矢吹町だけではないというお答えだと理解をいたしました。

そういった事情もあっておくれれているということはわかるんですけれども、では、そういったものがいろいろおくれたこと、これまでの工事の発注状況なども、資料を見ますと、初めに平成26年度に平面交差点の予備設計委託等が始まって、これがずっと来まして、平成30年度新町西線改良工事と、この間、用地買収等も入っておりますけれども、ずっとやっております。26年、27年、28年、29年、30年と、これまで5年間経過し

ているわけです。

この中で、やはりこれだけの時間がかかってしまったということ。一般に道路つくるのに、計画をしてから1年や2年でできるものではないということは、それは理解しておりますけれども、町としても新町西地区に関しては、ここを開発することによって商業エリアとして商業施設に立地していただく、そして周辺住民や町全体の方のためになるということでやっていた事業でありますし、同僚議員への答弁にもありましたとおり、これまで1億8,700万という事業費もかけている目玉のようなプロジェクトでありますから、これを一生懸命進めていただくことも必要かなと思います。

5年かかってしまったことによって、これが原因で大型店舗の進出がおくれてしまっているようなことがあるのかどうか、それをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

道路の計画がおくれているため進出予定の企業がまだ開発に取り組んでいないというわけではございません。以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 道路がおくれているから企業の進出がおくれているわけではないというお答えでした。

もう一度この点についてお聞きしますけれども、商業施設の進出を予定している企業側からは、早く道路をつくってほしいとか、そういったようなお話はないんでしょうか。そういったことをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

こちらの企業とは、平成30年9月に連絡をとってから、その後連絡がないところでございます。それで、今月末に進出予定の企業の本社から役員の方に来ていただいて、現在の考え方について聞き取りをしまして、早期開発に向けて協議する予定をしております。その際に、この道路についての協議もあわせてさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 実はこれから質問しようとしていたことをお答えいただきました。誰とどういった協議を6月末にするのかということもお聞きしたいなと思っていたんですが、それはお答えいただいたことで、聞く必要がなくなったわけです。

役員の方、6月末に来ていただいて、今後の進出等について話し合いたいということを言われているという

ことでしたが、もっといいますと、ここで具体的に進出の方向性とかが決まるのかどうか、そういったことはつかまれているのかどうか。9月から全く連絡をとられていなかったということですが、6月末に向こうの会社の方が来ていただかないとその辺がわからないという状況なんでしょうか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

方向性が6月末の打ち合わせにおいて決まるかどうかについても、来ていただいてからの話し合いになるのかなと思っておりますので、現時点ではなかなかお答えしづらいというところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 6月に来ていただかないとわからない、そういった事情かなということは何となく察してはおりましたけれども、やはり新町西エリアの開発を進めるに当たって、新町西線という道路を通すことが企業進出のかなめになるというようなことで、これまで大きなお金も使って開発を進められてきたわけです。町民の間からは、生活道路、現道の舗装の要望等を上げているのに、なかなかこれが上がらないということで、新町西線は本当に必要なのかと、そういった声も聞かれています中で、商業施設の誘致が進まないと、せっかく進めてきた計画が無駄になってしまうようなことも懸念されるわけです。無駄になってしまうと言い切っているわけではなくて、そういったことも懸念されますので、ここは6月末のお話し合いのところで、町長もご出席されると思いますけれども、ぜひ企業側の意向等をしっかり確認していただいて、町民のためになるようにしていただきたいなと思います。

この件についてはこれで終わりますけれども、新町西線についてもう少しお話をお聞きしたいのは、3番目の質問に関して、宅地造成が進められているということでお聞きしました。これは同僚議員に対しても同様のお答えをいただいていることでありますけれども、お答えを見ますと、商業施設が進出するエリア外にあるので問題はないということですが、その辺が私たち町民のほうには、どこからどこまでが新町西エリアのうちの、どこからどこまでが商業地区として町は考えているのか、また、そのほかの住宅用途等に考えているのかとか、その辺がこれまで示されてきたかどうかというのがちょっと記憶にないところなんです、それをはっきりお示しいただければお示しいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 3時20分）

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 3時21分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

なかなか図面を言葉でちょっと説明しづらいところもありますので、図面は手持ちに持っていますので、それは後で皆さんにお配りするというにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 後で図面で示していただく、そのほうが正確にわかりますし、同僚議員の皆さんもその辺把握できます。そして、町民の皆さんにもきちんと説明もできると思いますので、ぜひそれはやっていただきたいと思います。

新町西線に関しては最後にしたいと思いますが、ざっくり言うと、今、宅地造成と、先ほど駐車場というお話もあったかなと思いますけれども、そういったもののために3件の転用をなされたということですが、これが転用されて造成している方というのが道路整備を請け負っている業者の方でありまして、町民の方からは、道路もできていないのに、みずからの土地の整備だけを進めているんじゃないかというような声が聞かれるわけです。これは町民の方が言っていることでして、当然、農地法第5条等に基づいてこれは正式にやっていることでありますから……

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） お静かに願います。

○3番（安井敬博君） 町としては問題ないと考えているとは思いますが、

であります、やはり町民の方からもあのエリアについては注目されていることでありますから、そういった誤解等が生まれることのないように、今後も進捗等をしっかりと説明していただく必要があるかなと思います。今後そういったことをやっていただくお考えがあるかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 3番、安井議員の再質問にお答えいたします。

課題となっておりますことは十分認識しております。早期開発に向けて鋭意努力してまいりたいと考えております。それで、進捗状況につきましては、適切な時期に適切な進みぐあいによって、適宜ご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） それでは、2番目の質問に関連して再質問させていただきたいと思います。

会計年度任用職員のことですけれども、会計年度任用職員になるのか、また、まちづくり矢吹への転籍となるのかというのは、まだはっきり人数等はわからないということでありましたが、委託を想定している業務に関していいますと、総合窓口業務、そして都市整備課窓口業務、児童クラブ支援業務、小学校支援業務ということですから、児童クラブ支援業務と小学校支援業務に対しては性格が同じようなものかなと思います。支援員の方等を移行されるのかなと思いますが、その辺もう一度、正確にお聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問に答弁申し上げます。

今お話ありました委託業務につきましては、先ほど町長が答弁申し上げました総合窓口、都市整備課窓口、児童クラブ支援業務、小学校支援業務が大きなくくりでの委託事業であります。それ以外の、これまで臨時的任用職員の方が担っていただいている定型的、定性的業務につきましては洗い出しも今やっているところであります。それらについてもどれだけの量があるのかということで、仮定ではありますが、まちづくり矢吹になるのか役場庁舎の一角になるのか、事務センター的なものをつくるようなことも検討できるのではないかとこのように考えておりますので、委託業務につきましては、まだ町長が答弁した内容以外にもあるということでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 定型的業務等も委託される可能性があるということですので、あらゆる業務のほうで委託の可能性があるということで考えてよろしいのでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおりでございます。それで、現在集約中で、6月中にはおおむねまとまる予定としておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） 残り2分40秒です。再質問はございませんか。

3番。

○3番（安井敬博君） 窓口業務の委託に関してでありますけれども、足立区のほうでは、戸籍業務等を委託しましたところ、プライバシーの漏えいがあったりですか、それから偽装請負に当たるということで、ことし、違法であるという判決も出ているわけです。そういったことは考慮されておりますか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、個人情報等の保護につきましては、たとえ委託をしたとしても、契約の中で守秘義務として盛り込むようなことで、十分気をつけていただけるようなことで契約を結びたいと思います。

あと、足立区の偽装請負につきましては、今回の委託につきましてもその情報を十分把握しておりまして、十分配慮しながら契約書、仕様書を作成するようなことで進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） 残り1分10秒。再質問はありますか。

3番。

○3番（安井敬博君） まちづくり矢吹の方とそういった守秘義務等については契約書面等でやっていくということだと思いますが、そういった書面等については我々議員にも示されるのでしょうか。そういったご予定はあるのでしょうか。それをお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 安井議員の再質問にお答えいたします。

町との契約行為につきましては、当然、決算審査等では監査委員に提出する書面でございますし、求められれば、プライバシーの部分は黒塗りになるかもしれませんが、提供する内容となっております。

○議長（大木義正君） 残り10秒ですけれども、再質問ありますか。

3番。

○3番（安井敬博君） 現在の図書館の職員の方について、昇給等はあるのでしょうか。

○議長（大木義正君） 時間が来たので答弁はできません。

以上で、3番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議いたします。

（午後 3時31分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時40分）

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここでお諮りいたします。時間を延長して一般質問を続けたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認め、時間を延長します。

◇ 青 山 英 樹 君

○議長（大木義正君） 通告5番、7番、青山英樹君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 青山英樹君登壇〕

○7番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。

今定例会最後の一般質問となります。通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず一般行政についてですが、同僚議員からもお話がございましたように、社会情勢が大分変化しております、特に人口減少が著しく減ってきている。当町におきましても例外ではなく人口が減ってくるというような状況であります。令和元年5月1日現在では1万6,984人ということで、県のほうでは発表されておりましたが、このような状況の中で、将来における町の姿というのが、特に社会保障分野においてはどのようになっていくのかということが、町民の皆様の関心のあるところでございます。

特に財政面におきましては、自由に使える部分であります、町にとっての貯金とも言えるべき財政調整基金というものが重要な位置を占めてくるものと考えられます。特に、近年では財政調整基金の積み増しというものが、標準財政規模の2割以上を占める市町村が多くなってきております。そして、これは、いわゆる財政健全化法の4指標にかかわらず、財政的には黒字決算でありながらも財政非常事態宣言を出す市町村等が見受けられて、いわゆる財政面での不確実な世の中になってきているという観点から、財政調整基金の積み増しが非常に重要な重きを置くこととなってきております。

そのような中にありまして、通告1番から申し上げますが、医療、介護保険への繰出金の見通しはどのように推移していくのか。特に、国保等に関しましては社会保障でありまして、矢吹町でもおよそ十数年前は7,000名ほど被保険者がおりましたけれども、町長の町政報告によりますと、これが4,000名を切るところまで来ていると。そして、国からの国庫支出金の割合も、あらまし40%あったものが今はその半分の20%に減ってきている。そういう中であって、一般財源からの繰り出しというものが、国保を初め医療、介護保険のほうにどのような見通しとなっているのか、推移していくのかということをお尋ねしたいと思っております。

次に、同様にやはり社会保障の分野でございますが、扶助費、児童福祉、障害者福祉あるいは高齢者の福祉等はどのように財源的に推移していくのか。将来、この分野においては十分に確保できる財源があるのかどうかということに関して、推移をお尋ねしていきたいと思えます。

また、特に近年、非常に公共施設等の建設が多く見られますけれども、第4の義務経費とも言われる公共施設の老朽化、あるいは人口等、環境等の変化に伴う管理、いわゆるアセットマネジメントというものが必要でございまして、その財源というのは、一般財源についてはどのような変化を伴っているのか、いわゆる改修・修繕というものと新築・改築という2つの側面があるわけでございますが、その2面についてどのように推計されていくのかということをお尋ねしたいと思えます。

そして、2点目としましては、同僚議員と重複いたしますが、新町西線道路と地域開発についてということで、同僚議員からもお話がございましたが、おおよそ5年にわたってこの地域開発が進んでいる状態でございます。この新町西線道路につきましては、地域開発につながる具体案、具体性というものがいまだ示されてい

ない状況です。結局、矢吹町全体、町民全体の全体最適という中にはなく、一部地域の方々の部分最適という側面にすぎなくなってくるのではないかという声も町民からは聞かれるわけでございます。費用もおおよそ1億8,700万ほど投下されてきておりまして、このような面からもこの道路新設の意義を再度お尋ねしたいと思います。

そして3点目、これも同僚議員と重複してまいりますが、一般社団法人まちづくり矢吹につきましてお尋ねしたいと思います。

まずは、テレワークを主なりわいとしてまちづくり、人づくりを行うというようなことでございます。具体的な事業内容とか計画というものが目に見えてなかなか示されておりません。テレとワークという離れた場所での仕事というニュアンスのもとに、どのように具体的に町民に示されるのかなというのがよくわかっておらず、どのようなメリットが作り出されるのかということをお尋ねしたいと思います。

また、まちづくり矢吹が矢吹町の庁舎業務の受け皿というふうの一部になっておりまして、町との相関関係がどのようになっているのか。あわせて、相まって来年4月からは会計年度任用職員制度が町には導入されるわけございまして、それとの関係性が見えないために、そこをお尋ねしたいというふうに思っております。

ご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、7番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、医療、介護への繰出金の見通しについてのおたかしであります。繰出金につきましては、臨時的な経費を除くと、国・県及び市町村が一定の基準に基づき負担する特別会計への経費となります。一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金は、保険税軽減分と保険者支援分として保険基盤安定繰出金、国民健康保険事務に要する経費分として職員給与等繰出金、出産育児一時分として出産育児一時金繰出金、被保険者に低所得者や高齢者が多い等、保険者の責めに帰すことのできない事情による保険税の減収分として財政安定化支援事業繰出金、乳幼児・児童医療費等分としてその他の繰出金があります。

また、国保特別会計に繰り出した金額に占める一般財源につきましては、平成25年度が1億8,697万7,000円のうち5,077万7,000円、平成26年度が1億5,202万7,000円のうち5,431万6,000円、平成27年度が1億7,365万円のうち5,696万2,000円、平成28年度が1億6,777万7,000円のうち5,668万4,000円、平成29年度が1億3,752万1,000円のうち5,333万7,000円となっており、一般財源からの繰出額は微増傾向であります。

なお、繰出金全体としましては、平成25年度と平成29年度の比較で4,945万6,000円減少し、減少率は26.5%となっております。

繰出金の算定に影響を及ぼす要因といたしましては、国が定める係数のほかに、被保険者が近年減少していることが関係しており、今後の繰出金額にも影響を与えるものと考えております。

次に、後期高齢者医療特別会計への繰出金は、保険料の減額賦課に基づき減額した保険料分として保険基盤安定繰出金、後期高齢者医療事務に要する経費分として事務費繰出金があります。後期高齢者医療特別会計に繰り出した金額に占める一般財源につきましては、平成25年度が4,009万9,000円のうち1,357万円、平成26年

度が4,251万2,000円のうち1,277万2,000円、平成27年度が4,770万5,000円のうち1,771万7,000円、平成28年度が4,788万4,000円のうち1,793万8,000円、平成29年度が4,895万7,000円のうち1,815万5,000円となっており、ここ3年間の一般財源からの繰出額は若干の増加傾向にあります。また、繰出金全体も増加傾向にあり、平成25年度と平成29年度の比較で885万8,000円増加し、増加率は22.09%となっております。

繰出金の算定に影響を及ぼす要因といたしましては、国民健康保険と同様に後期高齢者医療の被保険者数が関係しており、後期高齢者医療保険では被保険者が増加傾向にあるため、今後の繰出金額にも影響を与えるものと考えております。

次に、介護保険特別会計への繰出金の内訳といたしましては、介護保険給付費負担分として介護給付費繰出金、地域支援事業費負担分として地域支援事業繰出金、その他の介護保険特別会計繰出金として介護保険事務に要する職員給与及び事務費繰出金、また、低所得者に対する保険料軽減分として低所得者保険料軽減繰出金があります。

介護保険特別会計に繰り出した金額に占める一般財源につきましては、平成25年度が1億9,413万6,000円全額、平成26年度が2億1,705万7,000円全額、平成27年度が1億9,877万7,000円のうち1億9,699万5,000円、平成28年度が2億461万4,000円のうち2億288万4,000円、平成29年度が2億947万9,000円のうち2億777万円となっており、一般財源からの繰出額及び繰出金全体は微増傾向であり、平成25年度と平成29年度の比較では1,534万3,000円増加し、増加率は7.9%となっております。

また、国民健康保険及び後期高齢者医療と同様に、繰出金の算定に影響を及ぼす要因である介護保険第1号被保険者数につきましても、平成25年度末は4,514人でありましたが、平成29年度末は5,044人と4年間で530人増加しております。

さらに、日本全体の問題といたしまして、団塊の世代が75歳の後期高齢者に達する2025年問題があり、2040年ごろには65歳以上の人口がピークを迎えると推測されております。これらのことから、介護給付費等の支出も当分の間増加することが予測され、繰出金につきましても増額傾向で推移するものと見込まれますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、児童福祉、障害者福祉、高齢者福祉等の扶助費の推移についてのおただしであります。決算統計に基づき説明いたしますと、児童福祉費における扶助費とその金額に占める一般財源の推移につきましては、平成25年度が3億9,183万1,000円のうち7,767万4,000円、平成26年度が4億1,700万2,000円のうち8,326万5,000円、平成27年度が3億9,975万7,000円のうち8,364万3,000円、平成28年度が3億8,382万1,000円のうち8,392万8,000円、平成29年度が3億7,006万9,000円のうち7,264万円となっており、一般財源の決算額について平成25年度と平成29年度を比較しますと、0.94倍となっております。

また、児童福祉費に占める一般財源の割合は、平成25年度が19.8%、平成26年度が20.0%、平成27年度が20.9%、平成28年度が21.9%、平成29年度が19.6%となっており、今後も20%前後で推移していくものと見込まれます。

次に、障害者福祉における扶助費とその金額に占める一般財源の推移につきましては、平成25年度が2億1,875万6,000円のうち3,452万6,000円、平成26年度が2億4,967万2,000円のうち8,095万4,000円、平成27年度が2億6,813万9,000円のうち7,186万4,000円、平成28年度が2億9,531万円のうち6,899万6,000円、平成29年

度が3億4,080万2,000円のうち9,658万2,000円となっており、一般財源の決算額について平成25年度と平成29年度を比較しますと、2.8倍となっております。

また、障害者福祉費に占める一般財源の割合は、平成25年度が18.7%、平成26年度が32.4%、平成27年度が26.8%、平成28年度が23.4%、平成29年度が28.0%となっており、今後も、障害者福祉費の増加に伴い一般財源の割合もふえるものと見込まれます。

次に、高齢者福祉費における扶助費とその金額に占める一般財源の推移につきましては、平成25年度が1,248万6,000円のうち1,032万4,000円、平成26年度が1,188万7,000円のうち969万8,000円、平成27年度が854万9,000円のうち732万4,000円、平成28年度が852万6,000円のうち730万9,000円、平成29年度が892万1,000円のうち736万7,000円となっており、一般財源の決算額について平成25年度と平成29年度を比較しますと0.71倍となっております。

また、高齢者福祉費に占める一般財源の割合は、平成25年度が82.7%、平成26年度が81.6%、平成27年度が85.7%、平成28年度が85.7%、平成29年度が82.6%となっており、平成27年度で支出額が減少しましたが、それ以降はほぼ横ばいとなっていることから、今後も大きな変動はないものと見込まれますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

今ほどの答弁で、障害者福祉費における福祉費とその金額に占める一般財源の推移につきまして、平成29年度の読み上げた数字が違っておりましたので、おわびを申し上げ、訂正させていただきたいと思います。平成29年度の3億4,480万2,000円が正しいわけですが、先ほど読み間違えましたので、3億4,480万2,000円と訂正をお願いしたいと思います。

次に、公共施設等の資産管理に必要な一般財源の推計についてのおたかしであります。本町が保有する公共施設等の資産管理について、現在は、矢吹町公共施設等総合管理計画に基づき、施設類型ごとに取りまとめた個別施設計画の策定を進めているところであります。本年度は、集会施設、保健福祉施設及び社会教育施設について取り組むなど、順次策定を進め、国が示す令和2年度までの策定を目指し、重点的かつ計画的に推進しております。

個別施設計画は、施設の役割や機能、利用状況等について分析しながら、現状と課題を整理し、施設の更新や長寿命化、統廃合、機能集約、トータルコストの縮減など、より具体的な対応方針を定めるものとしております。このように、公共施設等の今後の資産管理に係る対応や費用については、全ての個別施設計画の策定結果を踏まえた上で、その対応方針に基づいた全体的な推計が重要であることから、現時点において、更新等に係る一般財源の推計はしておりません。

現在、町では第6次矢吹町まちづくり総合計画の後期基本計画の策定とあわせ、財政基本計画の策定に取り組んでいるところであります。近年は、人口減少や少子高齢化といった人口構造の変化を背景とする税収動向や社会保障費の増加、公共施設等の老朽化対策、さらには自然災害対策等、さまざまな課題の克服や多様なニーズへの対応が求められております。財政基本計画では、このように本町が置かれた社会環境を詳細に分析しつつ、財政収支の見通しとして、歳入歳出の費目ごとの推計、各種財政指標等の推計、そこから見える課題及び課題への対応方策等、より具体的に示してまいります。

また、総合計画に基づく政策・施策を財政面から位置づけするため、歳入の確保、歳出の抑制に積極的に取

り組むなど財政構造を改善し、財政運営の効率化を図ってまいります。

なお、財産の利活用等による財源確保の対策では、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、資金である財政調整基金や特定目的基金の計画的な利活用を進めながら、それら資金の確保に努めることで、健全性の確保を図ってまいります。

財政調整基金は、年度間の財源不足に備えるため、決算剰余金等を積み立て、財源が不足する年度に活用する目的の基金であります。一般的に標準財政規模の10%が適正とされており、この基準によれば、平成29年度における本町の適正規模は約4.5億円程度となります。なお、本町の平成29年度決算時点での基金現在高は約9.3億円、標準財政規模の20.5%であり、水準を十分に超える状況であることから、適正額を確保し、財政の健全性が図られているものと認識しております。今後も引き続き、選択と集中により取り組みながら、適正規模の確保はもちろん、可能な限り積み立てを行い、現在高の維持・増額に努めてまいりたいと考えております。

いずれにしても、財政の健全かつ円滑な運営に資するため、資金である財政調整基金や特定目的基金について、将来の歳入減少、歳出増加への備えとして、公共施設等の老朽化対策やその他財政需要の対応、さらには突発的な災害や緊急を要する経費等、計画的な利活用を図りながら資金の確保に努め、中長期的な視点に立った健全な財政運営に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新町西線道路と地域開発についてのおたかしであります。安井議員への答弁と一部重複いたしますが、新町西線につきましては、平成24年5月17日に議会に対して新町地権者会から提出があった新町エリアの開発計画の促進に関する陳情が採択され、本町西側地域の活性化に資することを目的に平成26年度から事業に着手し、継続的に取り組んでいる路線であります。

現在は、全延長360メートルの改良工事が完成し、舗装工事を残すのみとなっております。本年度は社会資本整備総合交付金を活用し、年度内の完成に向けて整備を進めております。

また、議員ご承知のとおり、当該地区は事業に着手する前から大型店舗の進出計画があり、国道4号や主要地方道棚倉・矢吹線、町道新町・弥栄線に隣接する交通環境に恵まれた立地条件にあり、近隣の泉崎村、中島村、旧大信村等からの集客も見込めることから、これまでも大型商業施設の出店を希望する企業等の相談を受けてきた経過があります。

しかしながら、企業の進出に至らなかった理由の一つとして、福島県商業まちづくりの推進に関する条例第6条第1項の規定に基づく、商業まちづくり方針の基準店舗面積の要件以上の店舗面積で相談されていたことが要因であり、その解消を図るため、平成25年4月から県と協議を深めてまいりました。

その結果、平成27年1月に、出店予定地の間を道路で区切り、一体的な開発ではないことが確認できれば面積の要件を満たすとの説明を県より受け、企業誘致の政策的道路として特に整備効果が高いと判断し、新町西線の整備を進めてまいりました。

現在、進出予定の企業から地域開発の具体案について報告を受けていない状況ではありますが、町といたしましては、大型店舗の進出により地域の活性化が期待され、新たな雇用が創出される政策的事業として整備効果が高いと判断しており、本町西側地域のみならず、町全体の発展が期待できるものと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、テレワーク事業による町民へのメリットについてのおただしであります。富永議員への答弁と一部重複いたしますが、平成31年3月28日、29日の2日間、全4回開催したテレワークの紹介とお仕事体験セミナーのアンケート調査では、本町においても、テレワークという働き方に興味がある方、実際に働いてみたいという方が決して少なくないことが確認できました。

テレワークとは、パソコン等の情報通信機器を活用し、自宅、カフェ、サテライトオフィスなど、職場以外を仕事場とする働き方であり、テレ（離れた場所）、ワーク（仕事）を組み合わせた造語であります。テレワークの形態につきましては、企業に勤務する被雇用者が行う雇用型のテレワーク、個人事業者、小規模事業者等が行う自営型のテレワークに大きく分類され、まちづくり矢吹が行うテレワークは自営型を目指しております。

国におきましても、このテレワークを推進するため多くの実証事業等を行っており、テレワークの意義、効果について次のとおり示しております。

1つ目には、少子高齢化対策の推進として、女性、高齢者、障害者等の就業機会の拡大、出産・育児・介護と仕事の両立等が挙げられております。

2つ目には、ワーク・ライフ・バランスの実現として、家族と過ごす時間、自己啓発などの時間の増加、家族が安心して子供を育てられる環境の充実等が挙げられております。

3つ目には、地域活性化の推進として、インターネットを通じて首都圏と変わらない仕事が地方でも行えることで、U J I ターン、二地域居住等の推進が挙げられております。

このように、企業誘致による働く場の確保はもとより、テレワーク環境が身近に整備されることで、時間や場所などさまざまな制約がある方でも、個々の特技やスキル等を発揮し、それぞれの事情に合わせた働き方ができることは、町民の皆さんにとって大きなメリットであり、本町の振興発展に大きく寄与するものと考えております。

なお、まちづくり矢吹の事業内容につきましては、4月の議会全員協議会において説明申し上げましたとおり、組織設立の目的を「人口減少社会の中でも持続可能なまちづくりを進めるため、地域経済循環を見据えた地域担い手の育成と公共サービスの安定化を図るとともに、活力あるまちづくりに挑戦し続ける」としております。この目的達成に向けて事業の大きな柱立てを行っており、新たな雇用の創出と人材育成、行政事務の新たな受け皿、人口減少社会を見据えたICT技術の活用及び人材育成の3つとしております。

現在、まちづくり矢吹では、これらの柱に基づく本年度の具体的な事業計画を策定しているところであり、テレワーク事業を初めとする各種事業の推進に向け、民間のノウハウやスピードを生かしながら、時代の流れを的確に捉えるとともに、先見性のある事業が展開されることを大いに期待しているところでありますので、ご理解とご協力をお願いします。

最後に、現行の臨時的任用、一般職非常勤等の職員は来年度施行される会計年度任用職員制度によらず、一般社団法人まちづくり矢吹が受け皿となって庁舎業務を受託するのかのおただしであります。初めに、青山議員の質問の中で非正規公務員との表現がありますが、現行の臨時的任用職員及び一般職非常勤職員は地方公務員法に基づく正規な公務員でありますので、誤解のないようお願いいたします。

安井議員への答弁と一部重複いたしますが、来年4月1日施行の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正

する法律において、臨時的任用職員の任用が厳格化され、また、新たに会計年度任用職員制度が創設されることにより、本町における現行の臨時的任用職員及び一般職非常勤職員の任用制度は継続することができなくなります。

これまで、町職員として町民のために尽力されてきた臨時的任用職員及び一般職非常勤職員に対し、任期の定めなくできる限り長く職員として勤務いただきたいという思いはありますが、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員には法で定められた任用期間というものがあります。また、震災時に職員が不足した経験や、高い専門性を求められる業務がふえてきたことなどから、一般職常勤職員を中心とした持続可能な組織構築のため、退職者補充を原則としながらも、多様化、高度化する各種事業及び町民ニーズに対応できるよう、適正規模の職員数としてきたところであり、その結果、今年度は条例定数170人に対し、過去10年において最多の155人となりました。

一般職常勤職員を中心とした簡素で効率的な行政運営が求められる中において、これらの課題を解消するためには、業務の整理を行い、一般社団法人まちづくり矢吹への業務委託により働く場を確保し、臨時的任用職員及び一般職非常勤職員を転籍することが、サービスの向上、業務の効率化、雇用の確保等の面から最善であると考えられるものでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、青山議員への答弁とさせていただきます。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。数制的なものが多くて、なかなか理解できなかった部分があるかと思います。

単純に申し上げまして、国民健康保険、医療等の繰り出し、これがどのように変わっていくかということで、国保に関しては微減、そして介護保険にとしては増と、後期高齢者も増というようなお話でございました。

これが将来的に財政的にはどうなんでしょうか。いわゆる町の財政、将来においては、財政的には、財政を圧迫するような状態になるのかどうかということはどうに推計されるのか、数字ではなく、その認識をお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃいました国保等の増減はありますけれども、総じて増になっていくんだろうなというふうに思っております。それが一般会計を圧迫するののかというご指摘でございますけれども、増をしていく中で、それは当然町としては対応していかなければならないものだというふうに思っておりますので、そこは一般財源の投入が増大していくに伴って、ほかの事業と調整しながら、必要なものについては必要なものを準備していくということになるかと思っております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 多少なりとも圧迫というか、負担がふえていくというような認識かというふうに判断いたします。

その中であって、その割合も一つ問題かなと思っております。特に、全体的に扶助費をひっくるめても、右肩上がりでずっと伸びているのが当町の扶助費関係、いわゆる社会保障をひっくるめた会計状態となっております。当然、全体的な歳入も、町のほうの財政シミュレーションを見ても、近年、ここ数年におきましては右肩下がりになってきております。

また、人口減少もあり、交付税自体も下がってきておるという状況におきまして、片や社会保障の分野での国保、介護あるいは後期高齢者等の扶助費等が右肩で上がっていくとなりますと、当然ながら政策的経費なんかもなくなってくるわけですね。そうしますと、そういう中にありまして、具体的な財政シミュレーションというか、そういったものは今つくっている最中なのかどうか。最中だというお話でしたけれども、いつごろできるのかどうか、具体的に着手しながら、将来にわたっての見通しというものは立てることができるのかどうかを確認したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今回の町長の答弁の中で、初めて財政基本計画という言葉を出させていただきました。今後は、まちづくり総合計画の計画期間とあわせた財政計画を財政基本計画というふうに示させていただきたいと思います。

あと、シミュレーションにつきましても、当然、まちづくり総合計画に位置づけられた事業を盛り込んだ財政シミュレーションを作成して、それを1年ごとの事業計画の見直しに合わせて、ローリングでシミュレーションも見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 財政基本計画というものを策定するということで答弁をいただきました。

今、この進捗ですね、財政基本計画を策定するという中であって、この計画はどれぐらいの進捗状況なのか、お示しいただければありがたいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） まちづくり総合計画の進捗状況につきましては、これまでの一般質問の中で質問いただきましたので、答弁としまして、これまでの検証というところで説明させていただいております。財政計画につきましても、まちづくり総合計画で実施された事業の検証をもとにしまして、事業について位置づける年次あるいは事業費等について、これから設定してまいりますので、まちづくり総合計画よりは若干遅目

の進捗で進むというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） その財政基本計画に関して質問いたしますけれども、今、町のほうでは複合施設が実際に工事に入ったと。今後、道の駅なり、あるいは給食センターなり、12年、14年後には中畑小学校、善郷小学校とかという大きなものが計画されるわけです。そうしますと、財政的にそれらを実施し、構築していくといった場合において、社会保障というものが財政をどれぐらい圧迫していくかということが見えないままに、先にこういった公共工事の大型建設物をつくっていくというのは、逆になるんじゃないかと。やはり社会保障とかそういった分野、財政を、将来を見通せた中でつくるべきではないのかというふうに考えるわけですが、その点についてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

今おっしゃられたように、必要な経常経費、今おっしゃっているのは社会保障費になるかと思いますが、そちらのほうについては財源を確保しなくてはならないというふうに考えておりますので、その財源を確保した上での臨時的経費については、年次ごとにどのぐらいの金額が捻出できるかということで、その部分については公共施設等になろうかと思いますが、基本的には青山議員おっしゃるとおりというふうに認識しております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） そうしますと、今後におきましては、そういった社会保障の分野における見通し等も示された上で、財政的な計画が示されるということで判断してよろしいのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、社会保障費等の経常経費で必要な財源を確保した上での臨時的経費の算出計画ということで考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） と同時に、公共施設等の施設管理の計画なんかも必要かと思います。いろいろ、アセッ

トマネジメントですけれども、これも当然あわせてお示しいただけるのかどうか。

過去におきましては、公共施設等の建設の計画ばかりが示されてきておりましたものですから、これも老朽化等、そういったものを改修とか改築とか、そういうアセットマネジメントを踏まえた上で改めて出てくるもの、その順番的にも、管理計画が出た上で、今度はこういう計画を立てますよというふうに出てくるのが本来のものじゃないかと思ひまして、そういったものが示されるのかどうかをお尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答え申し上げます。

公共施設等総合管理計画につきましては平成27年度に策定いたしました。しかしながら、それは全体を網羅した計画になっておりますので、施設ごとの個別計画が必要になってまいります。本年度につきましては、先ほど町長が答弁で申し上げました3つの施設の個別計画ができますが、来年度、令和2年度につきましては、体育施設、上水道施設、道路、この3つについて個別計画をつくる予定になっておりまして、それで全てそろいます。

それで、それが全てそろった翌令和3年度につきましては、総合管理計画に基づいた個別計画を集約した総合計画を策定する予定でありますので、そのときに明らかになりますが、今回申し上げます財政基本計画につきましては、これまでに策定された個別計画の中からの抽出で位置づけていくようになるかと思います。ただし、令和3年度、総合計画の見直しをした後には、財政基本計画の見直しをしながら、改めて位置づけていくという作業になるかと考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 財政基本計画が中心的な役割を果たしてくるものと思われませんが、この計画は、財政の各費目別に数値を推定のもとに出されるものなのかどうかということをお尋ねいたします。目的別歳出、性質別歳出等の費目によって計画を立てられるものかというふうに思うのですが、その確認をしたいと思ひます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

企画総務課長、阿部正人君。

〔企画総務課長 阿部正人君登壇〕

○企画総務課長（阿部正人君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

町長の答弁の繰り返しになりますけれども、財政基本計画につきましては、本町が置かれた社会環境を詳細に分析しつつ、財政収支の見通しとして歳入歳出の費目ごとの推計、各種財政指標等の推計、そこから見える課題及び課題への対応方策等をより具体的に示す内容と考えております。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7番。

○7番（青山英樹君） 財政基本計画に関しまして、費目ごとにということで確認をさせていただきました。

それでは、次に新町西線道路についてお尋ねをいたします。

同僚議員からお話がありましたが、現状におきまして、農地転用をされて、宅地造成といたしますか、入った場所もございます。そして、これが今後乱開発ということがないようにということで、町長からも同僚議員への答弁がございました。今後、乱開発がないようにということでの指導を行うということですが、それはどのように行われるのか、可能であるのかどうかということを確認したいと思います。どういう手法でということですか。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 4時28分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 4時29分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

今の質問の内容等については、乱開発がないよう、今後どういう手法で進めていくかというようなおたしだろうというふうに思いますが、先ほども2番、三村議員にも答弁させていただきました。地権者会がごいます。一体的な開発を進めていこうということで、昨年の10月にそういう話し合いをしまして、8割以上の方の参加を得て賛同を得ております。

ただ、一方で、乱開発というような言い方が適当かどうか分かりませんが、先んじて農地転用をされてしまった件については、まことに残念でございます。こうした案件を町として把握できなかったということについては至極残念。ただ、今後はそういうことのないように、先ほども三村議員にも答弁させていただきましたが、地権者会と町が一体的なかかわりを持つ、そして協議を深めていくということで、大方の方は乱開発についてはよしとしないというような、そういう意思確認もしておりますので、そういう面ではこの後大きな動きはないのかなと。

ただ、これについても、土地は生き物でございますので大変難しい面がございます。この後、先ほど3番、安井議員にも課長から答弁しましたが……

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） 静粛に願います。

○町長（野崎吉郎君） 新町地区については、大型商業店舗のエリアというものが、れっきとしたもので色づけされていて、ここに進出していただきたいというような話をずっとさせていただいております。その部分については地権者の意思も確認されておりますので、虫食い状況にはならないというような、そういう状況を私も確認しておりますし、それ以外の道路が入る脇の土地も含めて、地権者についても、大方の方については一体

的な考え方で進めていこうということになっておりますが、これについては早急に再度地権者会を開催して、町のほうもかかわって、今後、矢吹町にとっての発展のためには必要不可欠だという、そういう思いを共有しながら物事を進めていきたい、開発を進めていきたいというふうに考えておりますので、そういったことでご理解をいただければと思います。

至急、地権者会を開催するようにということで、再度繰り返しとなりますが、職員のほうには指示をしておきましたので、そうした動きを、私のほうから再度指示をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 新町西線道路につきまして、具体的な地域開発というものが示されていないということは、町のほうでもお認めになっていることだと思います。その道路を開設するに当たって、進出する企業があるというようなお話のもとに道路の開設が進められたかと存じますが、企業が進出するという具現性、具体性というものはあったのかどうかということを、改めてどのようなところからその具体性が認められたのか、お尋ね申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

これまで数回打ち合わせもしている状況でございます。それで、進出を予定されております企業については、正式な進出計画書というものは提出はなされておきませんが、当該お話し合いをしております企業は、ジャスダックの証券取引所にも上場しておりまして、帝国データバンクでも評価の高い企業でございました。その役員さんが何度もこの進出の意向について示していたというところでございましたので、町としても協議に応じていたというところでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質問はございませんか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 数回打ち合わせをしているという点、そのみでしょうか。いわゆる計画として進出する具体性というのは、数回打ち合わせをしたということなののでしょうか。その内容も詳しくわかりませんが、正式な計画はなかったということだけは明確になったんですが、その進出することの具現性を保証するものというものは、担保するものというものは何かなかったんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 4 時 3 6 分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 4 時 3 8 分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 7番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

この新町西側開発、いわゆる新町西線の道路整備までの経過に至ったものは、時系列的に非常に長い歴史がございます。当初は、平成14年ごろにはダイユーエイトが大規模の小売店出店計画書を県に提出したり、さらには断念したりというようなことがございますが、このダイユーエイトの進出計画については、私の就任以降につきましても、平成18年に、平成20年度にオープンする旨の計画書を町に提出していただいておりますが、これについては翌年の7月に計画を断念したと、そういう経緯があります。これは今話しましたように、平成19年1月にダイユーエイトが20年度にオープンする旨の計画書が出ております。そして平成21年7月に断念をしたと。

そして、この後、平成23年11月ごろにイオンコメリが町のほうに開発計画の相談に来ております。そして、この計画に基づいて、平成24年11月に県のほうに相談にお邪魔しております。その際、県のほうからは、先ほどから話題になっております県のまちづくり推進条例、6,000平米がネックになって、一体型の開発はできない旨の見解が示されて、その後、何度も県のほうのまちづくり条例の関連の協議を検討しております。平成25年4月、7月、9月、11月、そして翌年の1月16日、2月、3月。そして、県のほうのまちづくり推進条例が、こういうことであれば進出できますよということが平成27年1月8日に、開発地の間に道路があれば一体的な開発ではないと確認できる、つまり県のまちづくり推進条例に抵触しない旨を伝えられております。これを受けてイオンコメリが進出するというようなことが本格的になったわけでございますが、残念ながら、この後にイオンコメリの経営等の問題もなきにしもあらずで、平成27年度末にイオンコメリが進出を断念するというような経過がございます。

ただ、28年8月には、今度はナフコのほうから町に立地計画について相談があつて、これらについては何度もこの後説明をさせていただいております。まだ正式なものではございませんが、平成30年4月11日には、町の要請に応える形で、町のほうに仮の進出計画書、そうしたものも提出されているということで、これについても報告済みでございます。この後の経過については、この6月末にナフコの代表の方と話し合いを進めるということで予定をしております。

いずれにしても、新町西線の道路整備に至る新町西側の開発については長い歴史があつて、そういう進出計画に基づいて道路整備が始まったということをご理解いただきたいと思いますし、できるだけ早い時期での企業の進出ができるように、今後も鋭意努力を重ねてまいりますので、よろしくお願い申し上げまして、質問に対する答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） 残り1分15秒ありますけれども、再質問ありますか。

7番。

○7番（青山英樹君） ありがとうございます。

1点だけ確認したいんですが、今の答弁で、平成27年1月8日に、道路があれば進出できるという確認をし

たということだったと思いますが、それに間違いがないかどうか確認したいと思います。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

産業振興課長、佐藤豊君。

〔産業振興課長兼農業委員会事務局長 佐藤 豊君登壇〕

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（佐藤 豊君） 青山議員の再質問にお答えいたします。

27年1月8日、県の商業まちづくり課の方が本町に来町しまして、町長の答弁のとおり、お話し合いがあつて、抵触しないということで記録が残っております。

以上でございます。

○議長（大木義正君） 以上で、7番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（大木義正君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

まことにご苦労さまでした。

（午後 4時45分）

令和元年 6 月 24 日（月曜日）

（第 4 号）

令和元年第413回矢吹町議会定例会

議 事 日 程 (第4号)

令和元年6月24日(月曜日)午後1時開議

日程第 1 議案第23号・第24号・第25号・第29号

請願第1号・第2号・第3号

審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 2 議案第26号・第27号・第28号

審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 3 議案第32号

審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程第 4 議案第31号

審査結果報告 第二予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決

日程追加の議決

日程第 5 同意第 1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 6 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて

日程第 7 発議第 2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書(案)

日程第 8 発議第 3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書(案)

日程第 9 閉会中の継続調査の申出について

日程第10 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	富	永	創	造	君	2番	三	村	正	一	君
3番	安	井	敬	博	君	4番	加	藤	宏	樹	君
5番	薄	葉	好	弘	君	6番	鈴	木	一	夫	君
7番	青	山	英	樹	君	8番	鈴	木	隆	司	君
9番	栗	崎	千	代	松	君	10番	熊	田	宏	君
11番	吉	田		伸	君	12番	藤	井	精	七	君
13番	角	田	秀	明	君	14番	大	木	義	正	君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	野 崎 吉 郎 君	副 町 長	藤 田 忠 晴 君
教 育 長	栗 林 正 樹 君	企画総務課長	阿 部 正 人 君
まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君	税 務 課 長	三 瓶 貴 雄 君
会計管理者兼 総合窓口課長	小 針 良 光 君	保健福祉課長	泉 川 稔 君
産業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	佐 藤 豊 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
教育次長兼 教育振興課長	氏 家 康 孝 君	子 育 て 支 援 課 長	国 井 淳 一 君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	梅 原 喜 美	副 局 長	加 藤 晋 一
--------	---------	-------	---------

◎開議の宣告

○議長（大木義正君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎議事日程の報告

○議長（大木義正君） それでは、去る6月17日の本会議において、各常任委員会、第一及び第二予算特別委員会に付託しました案件を議題とします。

審査結果を各委員長から順次報告を求めます。

◎議案第23号、第24号、第25号、第29号、請願第1号、第2号、第3号の委員長報告、 質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第1、これより議案第23号、第24号、第25号、第29号及び請願第1号、第2号、第3号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、本委員会に付託されました総務教育常任委員会の審査結果の報告書を朗読いたします。

第413回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告をいたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7番、審査結果。

議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律における労働基準法の改正に伴い、職員の健康保持及び公務能率の維持に資するため、職員の正規の勤務時間以外の勤務、いわゆる時間外労働の上限を規則に定めるための条例改正案であります。

討論に入り、安井委員から、規則ではなく本条例において上限を定めるべきことから、本案に反対する意見があり、一方、鈴木隆司委員から、内容をしっかりと熟知した上で検討していると認められるため本案に賛成する意見があり、また、吉田委員からも、国の指針にのっとっていると認められるため本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条

例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和元年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第25号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金の交付要綱の一部改正に伴い、助成を判定する基準の一部を変更するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第29号 矢吹泉崎バスストップ設置条例。

本案は、矢吹町と泉崎村の町村境に位置する東北自動車道のバス待避所を活用し、現在、高速バス上下線停留所及び高速バス利用者専用駐車場を整備しており、当該施設を公の施設として設置条例を制定するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

請願第1号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書。

本案は、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちの就学を保障するため、令和元年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金による十分な就学支援に必要な予算確保について意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第2号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書。

本件は、教職員の長時間過密労働の解消を行うため、国の責任で教職員定数の抜本的な改善を行うことについて意見書の提出を求める請願であります。

審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

請願第3号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める請願書。

本件は、教職員が全ての子供たちと向き合い、ゆとりを持って教育活動を進めるため、来年度以降のふくしま学力調査を中止することについて意見書の提出を求める請願であります。

討論に入り、鈴木隆司委員から、学力調査をやることの利点も認めるが、教職員の負担との兼ね合いについて現段階では判断しかねること、また、栗崎委員からも、今年度から始まったものであること、また、大木委員からも、今年度から始まったものであり、1回ではどんな成果があるのか見えてこないため判断できないこと等から、本件を継続調査とすべき意見があり、一方、安井委員から、当該学力調査の効果に疑問があること、また、教職員の負担軽減を考え本件に賛成する意見があり、また、吉田委員から、教育のレベルを少しでも上げていくことが重要であり、それがひいては町としてのメリットにもなることから本件に反対する意見がありました。

挙手採決の結果、継続調査にすべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

○10番（熊田 宏君） 私は、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の報告について質疑をさせていただきます。

討論の中で、上限を定めるのは規則ではなく条例においてという内容でありました。この討論の中で、どういう理由で本条例でとおっしゃっていたかというのは発言があったかどうか。あったら、どういう文言、どういう内容で発言をされたか、ありましたらお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 熊田議員の質問に答弁いたします。

中身の中の条例についての説明はございませんでした。

○議長（大木義正君） 再質問ありますか。

10番。

○10番（熊田 宏君） 再度質問させていただきます。

じゃ、その報告書にあるとおり、規則ではなく本条例において上限を定めるべきという討論の内容だけだったんでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

総務教育常任委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） はい、そのような答弁でした。そのようなご意見でした。

○10番（熊田 宏君） はい、ありがとうございました。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

3番。

〔3番 安井敬博君登壇〕

○3番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、こんにちは。

それでは、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、新たに規則として、勤務時間等に関して規定のないものについて町長が別に規則で定めるといっ

た項目を追加するものであります。このことによりますと、町長が全て勤務時間等を定めることになりまので、例えば職員が過労死ラインを超過するような場合が想定されますが、そのような場合でも、町長が規則で定めればそれが通ってしまう、それが行われてしまう、そういった危険性もはらんでいるものであります。そういったことから言いますと、しっかり条例等で勤務等に関しては時間等に関しても定めるべきである、こういったことから反対の意見を申し述べさせていただきます。

同僚議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

8番。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） どうも、議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論をさせていただきます。

本条例は、国の働き方改革の指針にのっとり、現場を十分熟知しながら、あらゆる角度から検討した案件と認められますので、本件に賛成するものであります。

議場の皆さんの賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成意見といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） 皆さん、こんにちは。ご苦労さまです。

私は、議案第23号について賛成の立場で討論といたします。

議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について賛成の立場で討論いたします。

現在、我が国においては、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現と働き方改革が進められており、昨年の国会においても、いわゆる働き方改革関連法が可決、成立しております。そして、本年4月より施行されたところであります。これにより、民間労働法制においても時間外労働の上限等が定められ、違反した場合は厳しい罰則規定が設けられております。地方公務員の超過勤務の考え方は、公務上臨時または緊急の必要がある場合、また、災害等の場合等において、任命権者は正規の勤務時間を超えて勤務を命じることができるとされております。民間との時間外労働とは枠組みが異なっておりますが、公務員においても職員の健康保持の観点から、長時間労働を是正すべき必要性は異なるものではなく、超過勤務の縮小に取り組んでいく必要があるものであります。

本条例の改正により、町長が規則で定めることが月45時間、年間360時間という基本的な上限時間については、国・県及び他の地方自治体が共通で定める上限時間であり、町が独自に設定できるものでないものであります。また、上限時間を超えた場合には要因の分析、検証を行い、町長へ報告することが義務づけられるなど、職員の健康保持を目的としたものであります。

なお、町では、昨年度よりタイムレコーダーを導入、職員一人一人の勤務時間を管理、徹底しているということでもありますので、なお一層の公務能率の維持、向上等職員の健康保持に利用するものと思われますので、議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。

議員諸君のご賛同をお願いしまして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第23号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（大木義正君） 起立多数であります。

よって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第25号 矢吹町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第29号 矢吹泉崎バスストップ設置条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

これより請願第1号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被

災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択されました。

これより請願第2号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書提出を求める請願書を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択されました。

次に、請願第3号 「ふくしま学力調査」中止の意見書提出を求める請願について、委員長報告は継続審査であります。

◎議案第26号、第27号、第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第2、これより議案第26号、第27号及び第28号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、6番、鈴木一夫君。

〔6番 鈴木一夫君登壇〕

○6番（鈴木一夫君） 議場の皆様、こんにちは。

それでは、報告をさせていただきます。

第413回矢吹町議会定例会におきまして、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでございますので、割愛をさせていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第26号、第27号及び第28号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率を引き下げるなど所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第27号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本案は、国民健康保険制度の財政運営責任主体が都道府県となったことに伴い、県内事務の統一事項として、関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う通知の取り扱いにより、国民健康保険の被保険者の適用除外について規定を整理するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第28号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律により、介護保険法の改正により平成27年4月から行っている低所得者に対する保険料の軽減について、本年10月の消費税率引き上げにあわせて、さらなる軽減強化の実施に伴い、令和元年及び令和2年度において所得段階が第1段階から第3段階までの第1号被保険者の保険料を軽減するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

これより議案第26号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第27号 矢吹町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

これより議案第28号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第32号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第3、これより議案第32号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 議場の皆様、こんにちは。

報告します。

第413回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして審査が終了しましたので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6まで、記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

審査結果。

当委員会に付託されました議案第32号の審査結果は次のとおりであります。

議案第32号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）。

本案は、収益的収入について、既定の額に130万円を追加し、収入予算総額を4億415万5,000円とし、収益的支出について、既定の額に130万円を追加し、支出予算総額を4億3,126万9,000円とするものであります。

収入の内容は、営業収益130万円を増額し、支出の内容は、営業費用130万円を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決するべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番。

○10番（熊田 宏君） 私は、富永委員長に質問させていただきます。

議案は1つでありました。討論の記述がないので、討論はなかったのだというふうに理解しますが、質疑はあったのかなかったのか、ありましたら、どのような質疑があったのかお聞かせください。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第一予算特別委員会委員長、1番、富永創造君。

〔1番 富永創造君登壇〕

○1番（富永創造君） 熊田議員にお答えいたします。

質疑等はありませんでした。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第32号 令和元年度矢吹町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第32号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第31号の委員長報告、質疑

○議長（大木義正君） 日程第4、これより議案第31号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、第413回矢吹町議会定例会において、第二予算特別委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第31号の審査の結果は次のとおりです。

議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億8,885万4,000円を追加し、総額を95億185万4,000円とするとともに、地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金2億3,501万7,000円、県支出金177万2,000円、繰入金2,246万5,000円、町債2,960万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を財政調整基金への積み立てにより1億9,982万6,000円の増額、農林水産業費を農業担い手育成総合支援事業等により177万2,000円の増額、商工費をやぶきフロンティア祭りの開催事業により100万円の増額、土木費を主要町道道路整備事業等により8,495万6,000円の増額、消防費を消防施設整備事業により130万円増額するものであります。

討論に入り、鈴木隆司委員から、新町西道路整備事業については問題も多く、事業の継続については企業進出の決定を待ってからの対応でも遅くはないと考えることから本案に反対する意見があり、一方、鈴木一夫委員からは、補正予算全体を考えた場合は、新町西線1点のみで全ての補正予算に否決するのは疑問があり、新町西線についての執行部からの説明も納得いくものであったので本案に賛成する意見がありました。

挙手採決の結果、賛成少数により本案を否決すべきものと決しました。

以上のとおり、報告いたします。

○議長（大木義正君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

7 番。

○7 番（青山英樹君） それでは、質疑をさせていただきます。

審議の内容等におきまして、商工費をやぶきフロンティア祭り開催事業により100万円の増額とありますが、この中身等についての説明はどのようなものであり、その必要性はあるのかないのかの判断はどういう経緯で決まったのか、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2 番、三村正一君。

〔2 番 三村正一君登壇〕

○2 番（三村正一君） 青山議員の質問にお答えいたします。

フロンティア祭りの100万円の予算の中身でございますが、10万円は協賛金、それから、残りの90万については、寿光園及びしらうめ荘関係者への……

〔「フロンティア祭りの」と呼ぶ者あり〕

○2 番（三村正一君） そうです、はい。その、フロンティア祭りの関係の費用につきましては、フロンティア祭り前夜祭についての予算ということで10万円を前夜祭に対する協賛金、それから、残りの90万は高齢者関係に対する、その楽しみを与えるということでの招待に対する援助にしたいというような中身の内容でございました。

それから、必要性についての質疑は、質疑について賛成、反対の質疑はございませんでした。

○議長（大木義正君） 再質問ございませんか。

7 番。

○7 番（青山英樹君） 100万円の内訳がございましたが、90万円で高齢者の方々等でしょうか、招待されるということですが、その対象となる方々は明確に基準とか、そういったものというのはお決まりなのか、人数としては何人ぐらいであり、その方々が来られるような状況にあるのかどうかということで人数が確保できるのかの質問等がありましたでしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

第二予算特別委員会委員長、2 番、三村正一君。

〔2 番 三村正一君登壇〕

○2 番（三村正一君） お答えいたします。

そのような質疑はございませんでした。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

暫時休議します。

（午後 1 時 4 2 分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時47分）

○議長（大木義正君） 5番。

5番、何ですか。

○5番（薄葉好弘君） 議長、緊急動議、お願いいたします。

○議長（大木義正君） ここで、5番、薄葉好弘君外1名から議案第31号に対する動議がありましたので、暫時休議いたします。

（午後 1時47分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 1時50分）

◎議案第31号に対する修正動議

○議長（大木義正君） 議案第31号に対して、5番、薄葉好弘君外1名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されました。したがって、これを本案とあわせて議題とし、提出者の説明を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、大変ご苦労さまです。

私は、議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に対する修正動議を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条第2項の規定により別紙の修正案を添えて提出いたしました。

修正の内容につきましては、歳入歳出補正予算項目別明細書の一部を修正するものであります。

3の歳出、8款土木費、2項の道路橋りょう費の4目社会資本整備総合交付金事業費、15節工事請負費についてでございます。新町西線道路整備工事を皆減し、中畑南4号線道路整備工事に組みかえをするものであります。

新町西線については、大型店の出店計画により道路整備工事が進められておりましたが、現在まで具体的な出店に対する大型店も確定していない状況であります。これに反して、昨年5月に矢吹町にあります天乃屋さんが新工場を建設したいというふうなことになり、中畑南に福島新工場、この新工場も矢吹工場というふうな名称をつけて工事を現在進めているところであります。私は、この新工場を矢吹工場として来年2月に運転、操業を開始したいということで現在建設を進めているというふうなことで、この進入路を含める中畑南を、この道路を優先して道路整備を進めていただきたいために組み替えを修正する提案をするものであります。

皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ただいまの修正案提出者に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番。

○7番（青山英樹君） それでは、予算のつけかえといいますか、修正が出ました。その件に関しましてお尋ねします。

議会のほうでは、町の女性団体連合会のほうとも報告会等を行って意見が出ておりますが、道路関係に関しては非常に町民の要望が多いと。そしてまた、学校におきましては、雨漏りがしている学校もあると、そういう緊急性を伴う箇所が幾つか公共施設、道路等ではございます。安全・安心という名のもとに、早急に手を加えなければならないところがたくさんございますが、そのような中であって、この中畑南4号線道路整備工事、これが今議会、この6月でもって緊急に、このように予算のつけかえをしなければならない理由を説明いただきたくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 現在、工場を建設途中でございます。その中で、当初は矢吹町町外のお話もありました。ぜひ矢吹町というふうなことで町からの要望もあって、今回、昨年5月にそういうふうなことで天乃屋さんが福島の工場を建てるというふうなことで、当然、工場の規模も拡大して、量産体制で現在の倍以上の生産体制をするというふうなことで、町のほうには雇用も拡大するというふうなことで、今、求人も募集しているという状況でございます。来年の夏には全操業を開始したいということで、第1期工事、第2期工事というふうなことで進めている中で、当然、雇用の創出もあるというふうな観点で道路の整備を、こちらの道路の整備を優先してはどうかというふうなことで修正の組み替えのご提案をしたというふうなことでございます。

いろいろな、道路の整備については、現道舗装も含めて、今回10路線ほど拡充はしているというふうな状況でございますが、企業がこういうふうなことで量産体制をしながら、矢吹町に新工場の名前も福島工場から矢吹工場というふうなことで進めるというふうなことでございますので、できればこういうふうなことで道路の拡幅に対して修正をして進めていきたいというふうなことでご提案申し上げました。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかにありますか、質疑。

7番。

○7番（青山英樹君） この中畑南4号線道路整備工事に関しては、今年度の当初予算で800万ですか、上がっていたかと思いますが、今回2,600万円つけかえによって行うとなつて、今後は、じゃどのような予定になってくるのか、ほかにこれ以上の経費というものはかかるのかかかってこないのか、何ゆえに今のこの6月議会なのかのご説明を再度お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 今の6月の議会であつてという話でございますが、先ほど三村委員長のほうから、予算委員会の話の中では否決というふうなことでございまして、せっかく予算計上してあるというふうなことで、新町

西道路の件がというふうな話もありますので、そういうことであれば、先ほど言ったように、中畑南の道路工事に組み替えしていただきたいと。

この予算につきましては、現状では、先ほど言ったような金額で、まだ整備をするような状況には至っておりません。2,600万では、現状の道路がこれから、どこまでか私もまだはっきり確認しておりませんが、ただ、操業をする際に夏をめどに進めているということであれば、少しでも道路を整備していくかどうかというふうなことでご提案申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質疑はありますか。

○7番（青山英樹君） ありません。ありがとうございました。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

1番。

○1番（富永創造君） 企業である天乃屋さんのほうから、道路工事に関連して早急に進めてほしいとか、このような予算を立てるだけの要望があったのかどうか、この1点、お尋ねいたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 今のご質問でございますが、町にあったかどうか私はわかりませんが、私が答弁することではないと思います。私は、直接そういうふうな要望等はされておりませんので、その点だけお話ししたいと思います。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかに質疑ございませんか。

4番。

○4番（加藤宏樹君） 議案第31号の修正動議に関して質疑をいたします。

まず、この予算の執行権というのは執行部にあるかと思うんですが、この組み替えの提案を議員ができるのかどうか、その1点を、何に基づいてやっているのかを確認いたします。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5番、薄葉好弘君。

〔5番 薄葉好弘君登壇〕

○5番（薄葉好弘君） 何に求めてというふうなご質問でございますが、先ほど言ったように、修正動議の中で地方自治法第115条の3及び会議規則第70条の2項の規定により修正案を添えたというふうなことでございまして、ここの修正の内容につきましては、私が先ほど青山議員等に答弁したように、要望等はされておりませんが、新町西線に係る部分が委員会で否決されたということであって、せっかくの補助金でございますので、お話を聞きますと、ここの社会資本のパッケージの中にこの中畑南4号線も入っているというふうなことでございまして、その中で、現在、先ほど説明したように、来年の夏に操業するというところで進めてあるということであれば、そちらを優先していただいたほうがいいかなというふうなことで修正案のご提案でございま

す。

以上です。

○議長（大木義正君） 再質疑ありますか。

4 番。

○4 番（加藤宏樹君） 議員必携243ページ、議員が行う修正の形ということで、減額か同額の修正、増額、この組み替えっていうのは載っていないと思うんですけども、予算執行権は基本的に執行部にあるわけで、我々が勝手にあの道路をつくるために動議をかけることはできないんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

（午後 2 時 0 2 分）

○議長（大木義正君） 再開します。

（午後 2 時 0 4 分）

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5 番、薄葉好弘君。

〔5 番 薄葉好弘君登壇〕

○5 番（薄葉好弘君） では、加藤議員の質問に対してご答弁させていただきます。

私は、今回、新町西線のほう、この修正明細書にありますように、新町西線道路幅員整備工事についてはゼロというふうなことで、ゼロまで減額したということで、中畑南 4 号線道路整備工事につきましては2,600万を増額したというふうなことで、その増減というふうなことでご提案を申し上げたわけでございます。

以上です。

○議長（大木義正君） よろしいですか。

4 番。

○4 番（加藤宏樹君） そうしますと、本予算を、ことしの3月の予算を修正かけるということですか。本予算を今回の6月の議会で修正をかけるというふうに捉えるという意味でしょうか。

○議長（大木義正君） 答弁を求めます。

5 番、薄葉好弘君。

〔5 番 薄葉好弘君登壇〕

○5 番（薄葉好弘君） 加藤議員の質問にお答えいたします。

今回、補正で、補正額が8,245万6,000円ほど増額されているというふうなことですから、今議会の6月の一般会計の補正等というようなことで、当初予算というふうなことではないというふうな認識をしております。

以上です。

○議長（大木義正君） 以上で、4 番、加藤宏樹君の質疑を終結いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認めます。

ここで、暫時休議します。

再開は、2時20分からお願いいたします。

（午後 2時06分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 2時20分）

○議長（大木義正君） これより討論に入ります。

討論の間違いないように、討論の順番について……

〔「議長、議運を招集して、内容を審議してください。予算修正に関しては、同額または減額しかできないということで、いわゆる原案になかった事業、項目に予算をつけかえることはできないという判断があります。よって、議運で協議を求めます」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

議会運営委員会を開きますので、暫時休議します。

（午後 2時21分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時08分）

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（大木義正君） 議会運営委員会委員長の報告を求めます。

8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） どうも、議場の皆様、長らくお待たせして申しわけありません。議会運営委員会より報告をいたします。

ただいまの修正動議に対して、無効ではないかというような質問がされましたが、企画総務課長及び議会事務局長並びに福島県町村議会議長に意見を求め、審議をした結果、有効であるというような回答でございましたので、皆様にご報告を申し上げます。

以上です。

◎議案第31号の討論、採決

○議長（大木義正君） これより討論に入ります。

討論の間違ひがないように、討論の順番について説明を申し上げます。

まず、原案に賛成、その後に原案または修正案に反対、3番目に再度原案に賛成、最後に修正案に賛成の順番になりますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに、原案に対し賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） なしと認めます。

次に、原案または修正案に対し反対の発言を許します。

4番。

〔4番 加藤宏樹君登壇〕

○4番（加藤宏樹君） それでは、私は、今回の一般会計補正予算に反対の立場で討論をいたします。

まず、原案に対しての反対であります。今回の補正予算の中で、新町西道路に2,600万の計上がなされております。この道路は、進出企業が予定され、さらにはエリア全体が開発される、それに寄与する道路として整備計画されました。現時点において進出企業は決定していない、それをもって優先順位が高い事業とは言いがたい状況にあります。

町では、整備が急がれる道路がほかにたくさんございます。公共の福祉に大いに寄与する道路を、整備を優先すべきである。よって、原案に反対するものであります。

また、修正案に対してでございますが、今回の修正案は単なる予算の組み替えであり、新町西道路の整備2,600万円は不必要であり削除すべきであり、この道路沿線のエリア全体のビジョンが示されておられません。進出企業の決定後に補正すべき事案であり、新町西道路の2,600万を削除するものでよいと思いますので、修正案に対しても反対をいたします。

○議長（大木義正君） ほかに、原案または修正案に対して反対の討論を許します。

2番。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 私は、議案第31号 令和元年度一般会計補正予算について、原案に反対の立場で討論をいたします。

この予算の中には、新町西道路の予算2,600万が計上されております。この道路については、田畑の中に9メートルの道路と上下水道を整備する道路であります。受益者のいないこの道路は、新町エリア開発の陳情採択によって整備されているものです。

これまでの答弁や説明では、大型ホームセンター2社の進出のため、県と協議の結果、道路を入れることにより県まちづくり条例の6,000平方メートルをクリアできるとして整備を進めてきたものであります。また、このエリアは、商業施設用地以外にも全体開発には区画整理が必要な土地であり、そのためには、土地所有者の意識の共有が必要であります。このことについては、今まで議会で何度も質問し、訴えてきたところであります。しかし、大型ホームセンターの誘致について具体化されていません。

また、開発についての地権者の意思の確認や地権者会の考え方が定まっておられません。町からの大まかな整備計画、ランドデザイン等が示されてもおられません。このため、道路に面した土地だけが開発されるような

状況になって、奥の土地が開発できなくなると危惧しております。少なくとも、道路開通時には、大型店舗の誘致の具体性やそれ以外の土地の開発が可能になるような条件整備が必要であると考えております。

私は、町の活性化や雇用の創出のため、また、町の人口減少対策としてもこのエリアの開発には賛成でありますし、道路整備についても反対ではありません。エリア開発の全体計画がない中で、道路と上下水道整備されております。今の段階では、1億8,700万の総事業費となっております。

また、予算の面で申し上げますと、3月の時点では1,680万の必要な整備予算で工事完了する予定でしたが、今回6月の補正予算では3,280万円と、3カ月で1,600万円増額になっております。事務局に説明を求めたところ、資材費の高騰という説明だけでございましたが、納得ができておりません。総事業費の増額については、当初計画の変更、それから予測不可能な事故による増額変更であるべきと私は考えております。ただ単に、資材の高騰だけで予算が増額されるのはおかしいと感じております。

この新町西道路の予算については、執行部のほうで考えていただきたいと思いますが、先ほど同僚議員が申し上げましたように、公共の福祉に資するような道路の整備をお願いしたい。そのようなことから、この新町西道路の入っている補正予算については反対でございますが、新町西道路の補正予算以外の予算については、原案について賛成であります。

以上のことから、本予算に反対します。議場の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大木義正君） お静かに願います。

ほかにございませんか。

1 番。

〔1 番 富永創造君登壇〕

○1 番（富永創造君） 議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に対する原案に対し、反対の立場で討論させていただきます。

同僚議員がほとんど、私が言いたいことを言い尽くしてしまっておりますので、簡単に、理由からということで、私なりの反対理由を述べさせていただきますと思います。

やはり5年も過ぎ、いまだに大型ホームセンターがオープンしていないこの現実、来るかどうかもわからない不明瞭のままで道路の整備を急ぐ必要がどこにあるのか、まずこれが大きな点であります。

修正案に対する反対は何か、3月議会において、私は修正案を提出し、その賛同を得ることができました。しかし、住民にどう伝わったのか、修正案可決、この言葉だけが伝えられただけで、問題の本質が見えてこない。今回も、もし修正案が通るのであれば、住民の皆さんに、負託を受けた住民の皆さんに、何が問題なのか、問題の本質は何なんだと、これがはっきり明確に伝えることができないのではないのかという2点において、原案及び修正案に反対するものであります。

同僚議員の賛同を求めます。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） じゃ、なしと認めます。

次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） なしと認めます。

最後に、修正案に対し賛成者の発言を許します。

11番。

〔11番 吉田 伸君登壇〕

○11番（吉田 伸君） それでは、議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、中畑南4号線の道路事業を推進する修正予算について、賛成の立場で討論いたします。

中畑南4号線道路事業につきましては、中畑地区に、皆さんご承知のとおり、民間の企業ですから、名前は言いたくありませんけれども、あえて申します、天乃屋というふうな新工場建設が始まっております。これは、矢吹町の誘致企業に対しても、恐らく皆さん周知はしていると思いますけれども、大変な有意義な、議会としても大いに賛成する事業だと思います。よって、ここから経済的なプラスの面と、もちろん、雇用の現場としても町民のためになる事業案だと思います。当該地域のあの線の道路事業を今回整備する必要がある、私は、提案者のおっしゃるとおりで大切なことだと思います。

この事業については、平成29年度、本町が誘致企業としている、誘致企業として認定している企業であります。あそこの線を今、一刻も早く道路整備して、そして議会としても事業を推進する必要性が、私は必要だと考えております。

なお、事業推進に当たっては、財源は事業費の約2分の1を社会資本整備総合交付金、残りの2分の1の90%を起債により進められている事業であります。このようなことから、現時点においては中畑南4号線道路整備事業の推進に関する予算を確保する必要があると思います。よって、私は、修正動議に賛成いたします。

議員の皆さんのご賛同を切にお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。ありませんか。

10番。

〔10番 熊田 宏君登壇〕

○10番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

私は、議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）に対する修正案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

道路は、町民やその道路を利用する方にとって、とても大事な、安全や安心を確保する社会資本であります。そのために、町は計画的に整備すべき道路を優先順位をつけてやっているというふうに認識しております。本議案の中で修正点のある新町西道路はじゃ優先的かというと、確かに違うかと、今までのように、過去の一般質問、今回の一般質問、委員会、各委員会を聞いても、私も同感であります。ですから、原案のいいところは残し、疑問が残るところは修正するというのは、これは議員の職務だろうと思います。

憲政記念館、国会のそばにあります。そこには、憲政の父と呼ばれた尾崎行雄さんの言葉が石碑に彫っております。そこには、「人生の本舞台は常に将来に在り」と書いてあります。いろいろ町民から聞きます。いろ

んな方から話を聞きます。そして、それを将来のためにどう生かすかということが政治家、町の議員が政治家
と言えば、間違いなく僕は政治家だと思っています、ですから、その観点から、執行部が一生懸命つくった原
案ですが、ここはちょっと違うよというところは、そこは修正をさせていただいて、なるべく早く整備をすべ
きだと。

反対討論の中でも、新町西道路以外は賛成だというふうに正直におっしゃってくださいました。本当にあり
がたいと思います。まさに町民の声だと思います。ですから、その町民の声をいち早く生かすためにも、この
議会で悪いところを直して通すべきだというふうに思います。

いろいろ迷っている議員さんもいるかもしれませんが、町の将来のために、ここで決断していただきたいと思
います。議員の皆さんのご賛同、よろしくお願いします。

○議長（大木義正君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第31号 令和元年度……

〔「暫時休議」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 暫時休議します。

再開は、35分からはします。

（午後 3時28分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時35分）

◎会議時間の延長

○議長（大木義正君） ここでお諮りいたします。時間を延長して本会議を続けたいと思います。これにご異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 異議なしと認めます。時間を延長します。

○議長（大木義正君） これより議案第31号 令和元年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。まず、本案に対する5番、薄葉好弘君外1名から提出された修正案について、起立によ
り採決いたします。

本修正案に賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（大木義正君） 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

続いて、原案について採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） もう一度行います。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は否決であります。したがって、原案について採決します。

議案第31号は原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立ゼロ〕

○議長（大木義正君） 起立ゼロ。

〔発言する者あり〕

○議長（大木義正君） 起立ゼロであります。

よって、議案第31号の原案は否決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで、会期中に町長から追加議案の提出及び議員発議等がありましたので、提出議案等概要説明の全員協議会を、そして引き続きその取り扱いについて議会運営委員会を開催するため、暫時休議します。

（午後 3時39分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 3時56分）

◎日程の追加

○議長（大木義正君） 本定例会に提出されました追加議案等の取り扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、8番、鈴木隆司君。

〔8番 鈴木隆司君登壇〕

○8番（鈴木隆司君） 議場の皆さん、こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

会期中に町長から提出がありました同意2件及び議員から発議2件の追加議案が提出されました。また、閉会中の継続審査の申し出につきまして並びに議員の派遣についての取り扱いにつきましては、お手元に配付の追加議事日程表のとおりです。企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め、協議をいたしました。結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおりでありますので、よろしく全体審議をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（大木義正君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し議題にすることに決定しました。

なお、追加日程についてはお手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第5、これより同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、監査委員として3期12年間にわたり町の財務、行政運営全般に対する審査、指導に尽力され、本年6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町95番地、佐藤昇一氏を再度同委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、金融、検査などの業務に精通しておられることから、平成19年7月より監査委員として豊富な識見と卓越した手腕をもって本町の適正な財政運営の遂行にご尽力いただいております。このようなことから、引き続き監査委員の職務にご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第1号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました佐藤昇一様を紹介するため、暫時休議します。

（午後 4時01分）

○議長（大木義正君） 再開いたします。

（午後 4時02分）

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（大木義正君） 日程第6、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明いたします。

同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。本案は、本年6月30日をもって任期が満了となります。矢吹町本町8番地、平山雄也氏を再度同委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

平山氏は、平成28年7月より固定資産評価審査委員会の委員として卓越した識見と誠実さをもって職務にご尽力いただき、平成30年7月からは同委員会の委員長を務めていただいております。このようなことから、引き続き固定資産評価審査委員会の職務にご尽力いただきたく本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大木義正君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（大木義正君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについては同意することに決定しました。

ここで、ただいま同意されました平山雄也様をご紹介したいところですが、平山様は所用のためお見えになっておりませんが、健康に留意され、今後も固定資産評価審査委員会の委員として活躍されることをご期待申し上げます。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第7、これより発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） それでは、発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）でございます、について説明をいたします。

東日本大震災を受け創設された被災児童生徒就学支援等事業交付金は、被災した子供たちにとり、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能しております。しかし、今後、本事業が終了もしくは規模が縮小することとなれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることも危惧されます。

このような理由から、令和2年度及び復興・創生期間後も全額国庫で支援する被災児童生徒就学支援等事業

の継続と十分な就学支援に必要な予算確保を行うことの実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上で、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） これより発議第2号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

お諮りします。発議第2号 令和2年度及び復興・創生期間後も国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号の意見書は提出することに決定しました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大木義正君） 日程第8、これより発議第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

2番、三村正一君。

〔2番 三村正一君登壇〕

○2番（三村正一君） 発議第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）でございますが、これについて説明いたします。

文科省が「看過できない」としてきた教職員の長時間過密労働の解消のためには、教職員定数の抜本的な改善が不可欠です。しかし、本年1月25日、中央教育審議会総会において、新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策についてと題する答申で示された1年単位の変形労働時間制の導入では、長時間過密労働が解消されるどころか、かえって増大することが懸念されます。教職員がゆとりをもって教育活動を進めることの実現について、地方自治法第99条に基づき意見書を提出しようとするものであります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（大木義正君） これより発議第3号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） 討論なしと認め、これにて討論は終結します。

お諮りします。発議第3号 教職員の長時間過密労働の解消に向けた意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第3号の意見書は提出することに決定しました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（大木義正君） 日程第9、これより閉会中の継続調査の申出を議題とします。

お手元に配付しました申出書のとおり、それぞれの委員長から継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員の派遣について

○議長（大木義正君） 日程第10、これより議員の派遣についてを議題とします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大木義正君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（大木義正君） これにて本日の議案審議は全部終了いたしました。

第413回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力まことにありがとうございました。

（午後 4時13分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 元 年 9 月 18 日

議 長 大木 義正

署 名 議 員 三村 正一

署 名 議 員 安井 敬博